

第二十二回国会 衆議院 地方行政委員會議録第四号

昭和三十年三月三十一日(木曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

委員 安藤 覺君 澤床次 徳二君

委員 古井 喜實君 鈴木 直人君

委員 加賀田 進君 門司 亮君

委員 池田 清志君 白井 莊一君

委員 龜山 孝一君 唐澤 俊樹君

委員 木崎 茂男君 渡部 元三郎君

委員 徳田 與吉郎君 丹羽 兵助君

委員 長谷川 四郎君 青木 正君

委員 熊谷 憲一君 山崎 巖君

委員 吉田 重延君 赤松 勇君

委員 加藤 清二君 川村 繼義君

委員 坂本 泰良君 横山 利秋君

委員 春日 一幸君 中井 徳次郎君

出席國務大臣 川島 正次郎君

出席政府委員 自治政務次官 永田 亮一君

委員外の出席者 参議院議員 石村 幸作君

總理府事務官 岡松 進次郎君

監査部長 小林 孝三君

總理府事務官(自治行政部長) 小谷 登免吉君

参事(愛知縣知事) 水谷 登免吉君

参事(愛知縣知事) 米 荻 金次郎君

参事(愛知縣知事) 立松 勝太郎君

参事(愛知縣知事) 浜島 計郎君

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(愛知縣知事) 多郡 有松町長

参事(名古屋市長) 小林 橋川君

参事(名古屋市長) 横井 龜吉君

参事(名古屋市長) 鈴木 慶太郎君

参事(名古屋市長) 太田 光二君

参事(名古屋市長) 神野 源二君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

参事(名古屋市長) 奥井 福太郎君

の審査を本委員会に付託された。

町村合併促進法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(参議院提出、参法第二号)

名古屋市長及びその隣接町村との合併に関する問題について参事人より実情聴取

○大矢委員長 これより会議を開きます

本日は名古屋市長及びその隣接町村の合併に関する問題について、参事人各位より実情を聴取いたします。

まず委員各位に御了承願うておきますが、先般委員会におきまして参事人の人選につきまして委員各位に御一任を願ったのであります。委員各位といたしましては当該各団体の長を参事人として出席方を依頼いたしましたのであります。参事人各位、愛知縣知事、県会議長及び市会議長は、それぞれ要務のために出席ができませんでした。本日の出席の参事人はたゞいまお手元に配付いたしました通り決定いたしました次第であります。何とぞ御了承をお願いいたします。

申すまでもなく町村の規模の適正化をはかり、もって地方自治の確立を樹立することは、現在市町村の最大課題

となつておるわけでありまして、本委員会といたしましては多大の関心を有しておるものであります。本日は名古屋市長及びその隣接町村との合併に関する問題について、参事人よりその実情を承ねることについていたしたのであります。本委員会の今後の審査に多大な参事人になるものと期待しておる次第であります。

参事人各位に一言あいさつを申し上げます。本日は御多用のところ、各位には本委員会のために御出席を下さり、ありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。どうぞ無難なく実情をお述べ下さるようお願いを申し上げます。

なお発言の順序といたしまして、第一に鳴海町長さん、その次に鳴海町会議長さん、三番目に富田町長さん、四番目に有松町長さん、それから五番目に名古屋市長さん、さらに副議長さんが列席されております。なお実情に非常詳しい助役の横井龜吉さんもお出席されておりますから、これを承ねることについていたしたいと思います。最後に県側からして総務部長さんが見えにたつております。それから県会議長の、特に地方制度調査会の委員長であられる太田光二氏が見えておりますからお話を承ねる。かような順序にすることにいたします。何とぞ御了承を願います。

○赤松委員 議事進行に関して、私も約三年ほどこの地方行政委員会に入っておりますが、御案内のように本委員

会にはまったく超党派的な委員会でありまして、広く国家的見地から地方自治体のあり方は本来どうあるべきか、憲法に規定されておるところの地方自治体に対して、国はどういう待遇をすべきであるか、事務の配分等、きわめて重要な問題が含まれております。

ゆえに前内閣は地方制度調査会を設けまして、この地方制度調査会に国会議員を初め、広汎なる学識経験者をば入れて、長期にわたり慎重かつきわめて細心にこの調査を進めて参りました。本日この問題が取り上げられましたのは、おそらく国会といたしましては最初の問題であるかと思ひます。さきに本院におきまして町村合併促進法が通過をいたしました。地方自治体の非常な御協力をいたしておるわけでありまして、本件に關しましては全国のテストケースでございます。総理大臣に対する審査請求等が起るおそれでございます。ことに合併に關しまして、われわれは憲法の規定する地方自治体の本体は府県ではない、憲法に規定する地方自治体の本体は市町村である、こういう見地に立つて、今まで地方行政の問題に當つて参つたのでございまして。その本体であるべき町村住民の意思決定機関である町村議会の議決が、府県の一片の横やりによつて蹂躪されようとしておる。のみならずこれに關連いたしまして買収、暴行等の許しがたい事実がひそんでおるといふことも言われておるのでございまして、われわれ地方行政委員会といたしまし

ては、この問題を、町村合併促進法のきわめて円滑なる促進のために、かつは憲法で規定する地方住民の自由と権利をば守るという見地から、徹底的に追及しなければならぬと考えます。いやしくもその間イデオロギーや政党的考へによつて、この問題が支配されてはならない。あくまで冷静に、客観的にこの問題を追及しなければならぬと考えております。そういう意味から申しまして、参考人の各位におかれましては、本日は御多用のところ御出席いただきまして、参考人の公述においても、あるいは委員の質問に対する答弁においても、どうぞいささかも事実を反しない、つまり事実を歪曲するような発言のないことを希望しておきます。

本来私はこの種の案件に關しましては、むしろ参考人というよりも証人と呼んでいただきかけたのでございしますが、一応地方自治体の皆さんの良識を尊重いたしまして、本委員会におきましては参考人ということになつたわけでございします。もし私どもの質問に對しまして、事実を反するようなら、事実を歪曲するような公述がなされた場合には、おきましては、われわれは証人として発言を要求し、かつ法の命ずるところに従つて事実を開陳していただく動議を、あるいは提出するかも知れませんが、以上私どもの考え方的一端を申し上げまして、本委員会の調査に参考人各位が御協力下さいますよう、委員長におかれましては公平無私、客観的な立場から、十分な時間を与えて徹底的に事態の追及に御協力いただきたいと思いますことを一言申し上げておきます。

○大矢委員長 承知いたしました。それでは、愛知県愛知郡鳴海町長水谷登吉君。

○水谷参考人 鳴海町は名古屋の東南部に隣接して人口約二万四千、面積二十七平方キロばかりある町であります。住民は大体勤務者が多いのであります。農民の方は約二割であります。名古屋鉄道の乗降人員などを調査いたしましたものでは、日々五千人ばかりの人が名古屋に往復いたすのであります。その八割は商店、工場等に勤務している、いわゆる月給取りであります。一割ぐらゐが名古屋の大学、専門学校等に参る学生であります。あと一割ぐらゐが所用のために名古屋に参るわけであります。戸数約五千のところで、五千人の方が名古屋へ通うというところであります。一戸平均一人ずつ通うわけであります。言いかえてみますれば、名古屋で働もうけをしてきて、鳴海で寝るといふようなことであります。また農民は名古屋の方に食糧を供給いたしまして生活を営むというところであります。ほとんど全町民が名古屋と経済的の關係を持っておるわけであります。最も密接なる關係があるわけであります。ことに消防業務なんかは、名古屋が常置消防であります。出火の際なんかは、むしろ地元の方の自由消防よりも早くかけつけてくれて、消火をしていただくというように、始終庇護をこうむつておるといふようなわけであります。

この町村合併問題が起きまして、自治庁なんかの係のお方のお話によると、人口が二万、戸数が五千、面積が二十七平方キロくらいあります。町村合併促進法の精神は、なるべく合併をして冗費を省き、それによつて社会施設、福利施設をやつて、財政を強固ならしめるのいいことである。固なものでも、町村合併をいたさなければならぬと考へたのであります。隣接町村の意向を打診して参つたのであります。隣接町村の有松といふところは人口が四千ばかりであります。鳴海と地続きで、軒なんかも連なつておるのであります。元來御承知の通り有松は、鳴海しほりといふこととありまして、品質が同じたしまして商売をした方がいいにもかかわらず、いわゆる元祖争ひをして仲が悪いのであります。有松町は鳴海町に合併を絶対的に好まない、名古屋へ合併したいといふような意向のある富裕村であります。鳴海と合併すれば、鳴海は人数も多いし、してやられてしまふ、おれの方は合併したくない。むしろ合併するならば名古屋と合併したい、こういう意向を持っておたのであります。豊明は御承知の通り、名古屋鉄道によつて名古屋へ連絡している農村であります。将来は住宅地として発展をするのがいいといふので、これも鳴海との合併よりも、むしろ名古屋へ合併をこいねがつておたのであります。また名古屋は初め名隣会等がありまして、名隣会と申しますのは、名古屋の隣接十八町村の会であります。その会合の席で合併をこいねがつておられたのであります。十月時分に私どもが大阪の周辺都市を視察に参りました。そうして出した結論は、衛星

ついでには、無条件ではあるけれども、継続事業はやろう。農業も従来の通り農業行政をやろうといふような線が、具体的に打ち出されて参つたのであります。鳴海町といたしましては、いずれのところが合併をしなければならぬ情勢に相なつたのであります。しかるところ、県の方における態度はどうかと申しますと、合併促進法が出来る、第一試案として、たゞいま説明を申しました隣接町村の豊明、豊明といふところは、まず農村といつて可なりといふところでありまして、そこを合併をしろといふお話があつたのであります。私どもとしては県御当局に、豊明との合併は困るのだ、むしろ大高、有松等と合併をいたしたいといふようなことをたびたび申し上げたけれども、郡が違つておつて、選挙地盤が何かの關係かも知れませんが、一向この問題に県の方においてお取り上げがなかつたのであります。また合併問題につきまして、大都市周辺整備促進条例というものが作られました。これは大都市の周辺の町村には、特に社会事業等についていろいろの助成をしてやろうといふことがたい条例であります。これには予算措置がないのであります。予算措置がないといふことで、悪口を言ふ人は、これは絵にかいたもちで、一向効能がないんじゃないか。むしろこれは県が町村の合併を阻止する一つの方法でないかといふようなことも言われたわけであります。そういうような情勢に立ちまして、鳴海町はいかがいたすべきかといふことを研究の結果、結論を得るために町会議員なり私どもが大阪の周辺都市を視察に参りました。そうして出した結論は、衛星

都市といふものは二万や三万ではなかなかうまくいかない、都市としての一応の形式を整える、たとえば高等学校だとかあるいは水道の設備だとか、あるいはその他社会的設備をするにいては、人口は十萬ぐらいなければならぬが、視察の結果わかつたのであります。それから、私どもとしてはいいよこれは名古屋に行かなければならぬか、こゝういふふうに考へたわけであります。しかるところ隣接町村の大高、有松、豊明等を最後の打診をいたしましたところ、大高はすでに名古屋との合併の仮調印をしたといふやうなわけさもあるのであります。有松町はすでに全部の準備を整えて名古屋への合併を決議するといふやうな情勢に相なつたのであります。鳴海町におきましてもいづれかをきめなければならぬといふので、議員総会等を催しまして相談をいたしましたところ、一人の反対者があつたばかりで、それじゃ名古屋に行かなければならぬ、こゝういふうに相なつたわけであります。もちろんそのとき議員総会におきましては、大高も一緒に行くといふ条件つきであつたのであります。しかるところ一日か二日過ぎましたところ、大高の方から鳴海と同時合併の決議をすることばちよつと困難であるから、あなたの方ばちよつと一日ぐらゐ先にやつてもらいたい、鳴海町において合併の決議ができればすぐに大高は続いて決議をするから、こゝういふやうなお話があつて、前とちよつと話がかつたものであります。それから、ただちに議員総会を開いていろいろ討議をいたしました。が、即時名古屋に合併すべしという議

論が多く、そのときの賛成人は議長を除きまして欠席者なんか相当あったのであります。十五名の多数の賛成人を得て議員提案として提出することに相なったわけでありまして、しかし私どもとしては一べん部落の方へよく説明をし、町民に納得をさせなければならぬというので、部落の説明会なんかを催したわけでありまして、しかるところその当時からだんだん反対運動が盛んになりまして、町の過激分子等が県の出先機関たる愛日事務所なんかの使喚だと思ひますが、その事務所等において印刷された反対ビラを電柱に張り、だんだんやかましく相なりまして、議会を開かんとする前日等は宣伝カー等を町に走らせ、非常に反対運動が盛んになって、いよいよ議院を開く前日におきましては、賛成議員たる三名の者が寝返りを打つというやうなことに相なったわけでありまして、もちろんこの寝返りを打つということ

は、町議会におきましては流会戦術をとって、なるべく流会にしようというやうな作戦から行われたのでありまして、その流会作戦をしたという事実、後ほどに至りましてこれに参画した県議員の方々の言明によりましては明らかであるのであります。三名は寝返りを打ち、なお賛成者が多いというので、賛成派の中の議員の三名を議会開会前に拉致しようという計画が企てられまして、その当時私どもは議場に臨むべく役場の門前に参りまして、そこでは、農民の無知なる者を過激分子が扇動いたしまして、それらにアジられて私どもは自動車から引きずりおろされて、私は前歯を三本折られて流血を見たわけでありまして、またその節、老人の議員の方が二名無理やり自動車に乗せられて名古屋方面に拉致せられた、こういうやうな事件がありまして、最初の町会合は流会に相なったわけでありまして、

次に私どもは暴力をもって議院を阻止せんとすることは困る、せひとも正式な町会を開いて議決をしたいということから、次の日曜日を選びまして、警察の方とも連絡をいたしまして、その節には十二対九でもって合併を可決したわけでありまして、

その後この合併反対論者が町長のリコール問題に転化をいたしたわけでありまして、御承知の通り都市学会で御調査になったときには、住民の八〇％は名古屋に合併賛成でありまして、不賛成なのは二〇％か二五％程度でありましたから、合併問題について反対運動を起すのはなかなか困難である、むしろ町長リコールの署名運動をして、それを合併反対に持っていくければ、少くも合併反対は達せられるに違いないというやうな作戦と思はれるのであります。リコール問題に突入したわけでありまして、リコール問題に突入した場合におきましては、県の出先機関たる愛日事務所の吏員が、毎日鳴海に泊り込みでこれらを指導してリコール運動をやった。こういうやうな事実はいろいろな証人において明白なものと存する次第であります。しかし私どももいたしましては、どうしても町村合併について県議会方面の御承認を得なければならぬというので、こういうやうな非合法な方法までもおとりになったのであります。が、われわれは黙してひたすら県側並びに県議員の方々に合併賛成を懇願いたしましたので

ありますが、それにもかかわりませず、今月の三月十六日においては否決ということに相なったわけでありまして、その理由としては、天白川を一つ隔てておるからいけないというやうなことも、一つの理由になっておるのであります。これはまるで小児を欺くやうなわけのわからぬ理由であります。私どもはとうていこのことが納得できないのであります。また反対があるから、こういうやうなお話もあるものであります。が、私どもから考えてみますれば、その反対の根源は多く県の出先機関たる愛日事務所等の方々が非常な力をもって反対をお作りになつた、実際に反対をする方はごく少数であつて、多数の反対はこういう扇動によつて起つたいわゆる反対、こういうふうなことを考えて、反対があるからいけないということは理由とは相ならぬと思ふのであります。ことにこの町村合併問題につきましては、町議会並びに県議会との二院制度になつていて、二院において可決をしなければならぬということは、私どもも承知しておるのであります。が、その上級機関たる県議会が、大所高所から批判的に御調査を願つて、科学的に学理的に合併がこういうわけではないかというやうなことをならば私どもとしても納得がいくのであります。が、ただ反対があるからいけないというやうなことは、私どもとしては納得のいかないことであります。でありますから、今回去る二十二日に訴願の手続をいたしたわけでありまして、また名古屋市の合併問題等につきましては、いわゆる町村合併促進法とは多少異なるのであります。が、この精神に準じていわゆる弱小町

村が大きな町村に合併せられて、将来せられて、将来の福利施設が十分にできるというのであれば、せひとも上級機関たる県議会におきましても御賛成を願わなければならぬと思ふのであります。ことに鳴海町なんかは先ほども申し上げました通りに、人口が住宅地として日々増加をいたしまして、学校の児童は年々ふえまして、町の財政としては学校の設備、校舎の増築に、日もこれ足らずというわけで、町の財政はほとんど学校の増築に傾け尽しておるのであります。住宅地として必要な水道の設備だとか、あるいはその他社会福祉施設というものはとうてい及びもつかないのであります。

また名古屋としても、名古屋の生産力に従事する人々が、鳴海町を寢床にしておつていただくのであります。から、名古屋市としても鳴海町を合併して、そうして自分の生産力に寄与するものを庇護されるということが当然だ、私はこういうふうな考える次第であります。

以上あらましでありましたが、私どもの合併問題の事情は、今お聞き取りのやうなことでありますので、よく皆様に御審査を願つて、すみやかに合併の可決の御裁決を願うようにお願いをいたしたいと思つております。

○大矢委員長 それでは次に鳴海町の町会議員に補足的な発言を一つお願いいたします。

○米萩参考人 ただいま町長から概略の経過報告がございましたが、先ほど赤松先生の御懇話もありましたし、われわれとして時間的には十分与えられておりませんので、妨害行為の裏づけ

としてなまなましい証拠と、具体的実例を簡単に御説明申し上げたいと存じます。

昨年の夏、町村合併問題が本格的に論議されたころ、ここにおられます太田委員長が条例の説明会に参られました。大都市周辺整備促進条例の御説明に参られました。が、その際、名古屋市の特別市制をしく底意があるものであるから、君たちがどんな議決をしてどんなことをしても必ずこれは否決する、劈頭大だんびらを振り上げられまして、それから条例の説明にかかられたのであります。そういう状態であつたのであります。町議会等の調査団もまたたきおさなりでありまして、県議員八十名のお方のうち、実際十一カ町村をまわられた方は数人しかないと存じます。しかもその否決の理由は、先ほど町長からお話がありましたように、まことに薄弱でありまして、そのうちの一つの反対論があると申されますが、その反対論は次の証拠物件によつて、これは県の職員によつて鳴海全町がビラで埋められたのであります。この証拠物件は一号から六号までありますが、特に一号のごときは土地の事業の補助金がなくなる、もし合併をすれば土地改良費の補助を打ち切る、こういう証拠一号があります。証拠六号においては自治庁では名古屋市の合併には反対です、こういうビラを県の職員が配ったのであります。しかも県の職員は連日町長の宿屋に宿泊をして、このビラを配った人も、またどこで受け取ったか、いつ来たかという確証もはつきりあります。これは、これは委員長に後刻提出をいたします。

なお先ほどお話がありましたよう

に、議決前の流会作戦と申ししますか、賛成派議員の脱落には相当猛烈な運動があったのでありますが、非常に時間がかかりましたので、一つの具体例を申し上げよう。

これはいよいよ議決をする二日前、名古屋市の住吉町における「らく楽」という料亭におきまして、賛成派議員である私どもの前消防団長伊藤倉吉氏を水野副知事、それからここにおられます総務部長さん、それから地方事務所長さん、副議長さんが列席の上、何とか反対に回ってこれというものを懇願されましたので、これは伊藤副議長をこへ証人に呼んでいただければつきりすることと存じます。これは明らか

したのでありますが、その席上山田県会副議長は、婦人団体に對して、君たちが名古屋に合併をしたければ桑原知事に投票を入れなさい、こういうことをはつきり申し上げておられます。これも婦人団体を証人として呼んでいただければ、はつきりすることとあります。

なわは町民の福祉のために必死的な覚悟で當つて、自分の家業も投げ捨ててやっております。この富田町は十一カ町村のうちでも、名古屋に一番近接をいたしておるのであります。庄内川を隔てて東の方へ伸びておりました、中川区と中村区の方のまん中に差しては名古屋の繁華の候補者が、この富田町を名古屋と間違えて運動にお見えになることは珍しくありません。こういうような実情でございます。日常生活はただいま申し上げました五反百坪では生計が立ちませんので、名古屋の方へ勤労あるいは農繁期の重労働といひます。平均一日二千人ぐらゐが名古屋市の方へ通勤をいたしまして、そうして生活をいたしておるようなわけでございます。こういう関係から、私どもの方といたしましては、経済上においても、地域的にも、名古屋と密接不離の關係がございます。ところがこの町村合併促進法ができて、そこで県の試案は富田、南陽、蟹江と三つが一つになったかどうかというお話がありましたので、この点についてお話をいたしましたところ、この三カ町で一つになることはいやだ、それではどうしようということになりました。それでこれは重大問題であるから、一つ町民全体にお諮りをしなければならぬというので、四回にわたつて町の町会議員あるいは農業委員あるいはその他各

種団体の団体長を招いて、県と市と両方都合四回来ていただいた、そうして県の方の御説明あるいは市の方の御説明をよく町民に知らせようとしたのでございます。その都度、富田町は単独で行くか、県試案によるか、あるいは南陽、大治等と合併するか、この態度を町民の皆さんに聞きたいというふうには私は訴えておつたのでございます。十月二十四日に富田町民全体に呼びかけまして、そのとき県の側あるいは市の側からお越しを願ひまして、最後の公聴会を開いたのでございます。その後、これまで四回御説明を願つた、私は各各種団体の方にお諮りをいたしましたところ、駐在員という部落の代表機関がございまして、二十五名の駐在員さんが、われわれが自由の立場でこれを調査するから、住民、部落民の意向はどうであるか調査するのを、われわれにまかせろというところになったのでございます。そこで町会議員の方も一切この駐在員という部落の代表機関におまかせをいたしまして、そうしてその世論調査の結果、十月の二十九日にまとめていただいたら、八二%有余であつたのでございます。そこで町会議員の方々も、これまで町会の中に地域合併調査研究委員会というのがございまして、結果において町民がこれほど名古屋市との合併を希望するならば、われわれ町議会として当然これを決すべきであるということ、世論調査に従つてこの富田町は名古屋市に合併の決議をいたしたのでございまして、この決議は大多数と書いておられますが、町会議員のうち二十二名出席でございまして、一名が反対

でありまして、二十一名が賛成であつたのでございます。この合併は、部落の住民の盛り上げる意欲によつてその結果を見たのでございます。そこで私もは県の方に對しまして、この合併をどうか認めていただきたいということをお願いしたのでございます。その間、県の方からいろいろの問題がございまして、ここに総務部長さんもお見えになっておりますが、ただいま鳴海の町長さんあるいは議長さんがおっしゃったことと大同小異のことがございまして、いろいろなお話を申し上げたいのでございまして、時間がございませぬので申し上げます。しかしながら私も、この県の方の一番残念に思つたことは土地改良に對してのこと、戸田地区といふのがございまして、これについて、二月五日だつたと思ひますが、土地改良の補助が打ち切られておりますので、戸田地区の人が役場に参りまして反対の署名を替いてくる、それはお前たちで直接やれといううたのお話があつたので、これはどうしたものだろつたというので相談にお見えになったのでございまして、そのときちょうど中日新聞の津島支局長が巡回に来ておられまして、その当時の一切のことが新聞に出ております。こういうようなこと、あるいはまたこの町議会の方へ訴訟問題が出ておりますので、この訴訟問題について一言申し上げます。

この行政訴訟で町議会の議決は無効だといふことが出されておりますが、この問題について、二人の議員さん——一人は欠席の議員、一人は名古屋市合併賛成の議員がおやりになっておりますが、この議会の議決は少しも間違つ

てありまして、二十一名が賛成であつたのでございます。この合併は、部落の住民の盛り上げる意欲によつてその結果を見たのでございます。そこで私もは県の方に對しまして、この合併をどうか認めていただきたいということをお願いしたのでございます。その間、県の方からいろいろの問題がございまして、ここに総務部長さんもお見えになっておりますが、ただいま鳴海の町長さんあるいは議長さんがおっしゃったことと大同小異のことがございまして、いろいろなお話を申し上げたいのでございまして、時間がございませぬので申し上げます。しかしながら私も、この県の方の一番残念に思つたことは土地改良に對してのこと、戸田地区といふのがございまして、これについて、二月五日だつたと思ひますが、土地改良の補助が打ち切られておりますので、戸田地区の人が役場に参りまして反対の署名を替いてくる、それはお前たちで直接やれといううたのお話があつたので、これはどうしたものだろつたというので相談にお見えになったのでございまして、そのときちょうど中日新聞の津島支局長が巡回に来ておられまして、その当時の一切のことが新聞に出ております。こういうようなこと、あるいはまたこの町議会の方へ訴訟問題が出ておりますので、この訴訟問題について一言申し上げます。

ておられないのであります。ただ速記者がございせんので、書記が多少作文的に書くことは各町村ともいたしまして、人数において、賛否において、あるいは議事の取り回しにおいて何ら差しつかえないと私は確信をいたしております。それはどういふことかと申しますと、十月二十九日、その公聴会の済んだあとで議員の各位が、十一月一日に町会を開こう、そうしてきようは委員会でも十分案を練ろうということになり、反対もないやうであるということでも協議会できめて、十一月一日は記念すべき議会であるから一人も欠席をしないやうに、そうして、いつもは時間が十時だけれども、九時にやろうときまつて、そのままその場で告示をし、議員各位に招集状を出して一日を待たしたのでございますが、三十一日の夜にできごとができたのでございす。それは何であるかと申しますと、町会議員の十名が、ここにお見えになります事務部長さんや県の首脳の方を「つくも」とかあるいは何とかという料亭へお招きになった。そうしておき人はいそいそでもおられたそうでございます。そういう関係で、きようの議会は何かと延ばしてもえぬかというやうなお話があったというのを、勝川議員あるいは山田新一議員が文書に署名して一切を書き立てておるのでございす。しかしながら、その十名の人も三名が欠席で、あとは全部出てお見えになったのでございす。こういうやうなこともあったのでございす。しかしながら、過ぎたことはやむを得ませんが、私どもは十一月一日に議決をいたしまして、今日まで県の方に對しましては、あくまで住民の意思を尊重

して合併させて下さいと涙を流して頼み、県下八十名の県会議員の私宅を訪れ、あるいは県会議員の顔を見るやあらちちらちちらと町民の役員があらちちら東奔西走、どうか私どもの念願をかなえさせて下さいと、ほんとに心から泣いて頼んだのでございす。かかるに悲しいかな、涙なき政治といひますか、これが否決になったのでございす。私は涙ある政治がはしかつたのでございす。私はこの場合、この合併問題について、町民があくまで自主的に、こういう盛り上げる力で決議したものは、国会の方で住民の意思を通していただくことを、くれぐれも皆様方にお願いをいたしたいわけでございます。どうかよろしくお願いいたします。

もないうやうになりまして、これはどつかに合併しなければならぬなあとということが、お互い町民の頭のうちに芽ばえまして、市町村合併促進法が出る前から、私どもどこへ合併したらよからうかというのをいろいろ研究しておつたのでございす。そこで、昭和二十八年十月一日に施行せられしもので、どうしてもどこかに合併するといふことをきめなければならぬが、このやうな、なお、研究会なども開きまして研究した結果が、ここで衛星都市を作つたがよからうか、または名古屋市の付近のものはみんな名古屋市に入つたがよからうか、この二つの問題で、私どもは非常に研究いたしました。そこで衛星都市を作つたときに、財政的にどうだろうか、いろいろなことを研究いたしました。これの二、三の例をあげてみますと、財政的にはどうてい行かないだろう、こういうやうな結論に達しました。これは愛知県の豊橋、岡崎、こういう十二市の財政を見ますと、私は、二十八年度でちよつと出してみたわけですが、二十八年度のものによりますと、税の財政収入、標準税収入というものが、この市では一人当たり二千円以下のところはたいてい赤字になっておるやうでございす。それから二千円以上の半田市なんかでも、赤字で苦しんでおりまして、そこで、それならば有松なり鳴海なり大高なり豊明なり、こういうところが寄つて市を作つたらどうだろうかというので、やはり二十八年の標準財政収入をやつてみますと、千九百幾らになりまして、二千円になりません。それからもう一つ、あの辺で衛星都市を作つても行かないだろうという結論

に達しましたのは、鳴海にいたしましたも、私どもの有松にいたしましたも、丘陵地帯でありますから、会社を引き込むいい場所がありません。もし会社を引き込むとしますと、長い鉄道なり電車なりの引込線を引かなければならぬのであります。鳴海の方はよく御存じだが、鳴海でも今まで会社を導いてくるやうに奔走されましたけれども、引込線をたくさん引かなければならぬといふので、みんな引かれてしまつておるわけなんです、あの辺で衛星都市を作つては、どうてい行かないといふ結論に達しました。なお、これはほかでもよくおわかりのことでありまして、名古屋市のやうに非常に膨張力の旺盛なところでは、その名古屋市内に通うお方は、みんな有松なり鳴海なりに来て住所を求められます。いわゆる勤労者ばかりふえてしまふといふ町村です。それから、早い話が、先年行われましたたばこ消費税なんぞでも、私のところでは幾らも上りません。みんな名古屋に行つて買つてしまふので、そういう税金という税金は非常にわずかなものであります。それでありますから、やはり衛星都市を作るよりも名古屋に合併した方がいじやないか、こういう結論で、前に鳴海町長の水谷さんが、有松は鳴海と仲が悪いから鳴海と合併しないとおっしゃつたが、決して仲が悪いから合併しないのではありませぬ。むしろ仲の悪いことは事実であります。けれども、仲が悪いから合併しないのでなく、合併すれば財政的、その他できつと困るから合併しないといふのであります。その辺よく御了承願ひたいと思ひます。そういうやうに、私の方は初めから名古屋市への合併と

いうことを研究してまいりましたもので、昭和二十八年町村合併促進法が出ますと、すぐ県の方にも、有松町は名古屋に合併して下さい、合併を希望しますといふことを、昭和二十八年十一月に申し上げております。その後少しも方針は變つておりません。それでありますから、十月二十七日の合併議決におきまして、全員賛成でございす。それからまた、このたびの総理大臣の審査請求を要求する議決でも、全員賛成でございす。そこで県の方からは、それでは有松町の始末はどういふやうにするかといふことで、県の合併案が参りましたから、これをちよつと申し上げたいと思ひます。

○大矢委員長 次に有松町長 浜嶋さん。○浜嶋参考人 有松は、御承知の通り東海道に沿ひまして、昔から東海道五十三次でこれはど家並みのそろつている町はないとたわれて、大そう富裕な町でございまして、実は今は斜陽族ばかりになりました。ただいま有松町は人口が三千八百、面積といひましては三、四九軒くらいの小さな町でございす。戸数は七百八十でございす。そのうち二割五分といふものは農家でございまして、あとの二割五分に足らぬところのものが商工業その他のもので、勤労者が五割といふところでございます。ただいまではそういうやうな名古屋市の郊外の一つの住宅地になっておるのでございす。しばらくは盛大なころは財政も非常に豊かでございますが、戦後しばらくが不振になりまして、町の財政もまことに見る影

もないやうになりまして、これはどつかに合併しなければならぬなあとということが、お互い町民の頭のうちに芽ばえまして、市町村合併促進法が出る前から、私どもどこへ合併したらよからうかというのをいろいろ研究しておつたのでございす。そこで、昭和二十八年十月一日に施行せられしもので、どうしてもどこかに合併するといふことをきめなければならぬが、このやうな、なお、研究会なども開きまして研究した結果が、ここで衛星都市を作つたがよからうか、または名古屋市の付近のものはみんな名古屋市に入つたがよからうか、この二つの問題で、私どもは非常に研究いたしました。そこで衛星都市を作つたときに、財政的にどうだろうか、いろいろなことを研究いたしました。これの二、三の例をあげてみますと、財政的にはどうてい行かないだろう、こういうやうな結論に達しました。これは愛知県の豊橋、岡崎、こういう十二市の財政を見ますと、私は、二十八年度でちよつと出してみたわけですが、二十八年度のものによりますと、税の財政収入、標準税収入というものが、この市では一人当たり二千円以下のところはたいてい赤字になっておるやうでございす。それから二千円以上の半田市なんかでも、赤字で苦しんでおりまして、そこで、それならば有松なり鳴海なり大高なり豊明なり、こういうところが寄つて市を作つたらどうだろうかというので、やはり二十八年の標準財政収入をやつてみますと、千九百幾らになりまして、二千円になりません。それからもう一つ、あの辺で衛星都市を作つても行かないだろうという結論

に達しましたのは、鳴海にいたしましたも、私どもの有松にいたしましたも、丘陵地帯でありますから、会社を引き込むいい場所がありません。もし会社を引き込むとしますと、長い鉄道なり電車なりの引込線を引かなければならぬのであります。鳴海の方はよく御存じだが、鳴海でも今まで会社を導いてくるやうに奔走されましたけれども、引込線をたくさん引かなければならぬといふので、みんな引かれてしまつておるわけなんです、あの辺で衛星都市を作つては、どうてい行かないといふ結論に達しました。なお、これはほかでもよくおわかりのことでありまして、名古屋市のやうに非常に膨張力の旺盛なところでは、その名古屋市内に通うお方は、みんな有松なり鳴海なりに来て住所を求められます。いわゆる勤労者ばかりふえてしまふといふ町村です。それから、早い話が、先年行われましたたばこ消費税なんぞでも、私のところでは幾らも上りません。みんな名古屋に行つて買つてしまふので、そういう税金という税金は非常にわずかなものであります。それでありますから、やはり衛星都市を作るよりも名古屋に合併した方がいじやないか、こういう結論で、前に鳴海町長の水谷さんが、有松は鳴海と仲が悪いから鳴海と合併しないとおっしゃつたが、決して仲が悪いから合併しないのではありませぬ。むしろ仲の悪いことは事実であります。けれども、仲が悪いから合併しないのでなく、合併すれば財政的、その他できつと困るから合併しないといふのであります。その辺よく御了承願ひたいと思ひます。そういうやうに、私の方は初めから名古屋市への合併と

いうことを研究してまいりましたもので、昭和二十八年町村合併促進法が出ますと、すぐ県の方にも、有松町は名古屋に合併して下さい、合併を希望しますといふことを、昭和二十八年十一月に申し上げております。その後少しも方針は變つておりません。それでありますから、十月二十七日の合併議決におきまして、全員賛成でございす。それからまた、このたびの総理大臣の審査請求を要求する議決でも、全員賛成でございす。そこで県の方からは、それでは有松町の始末はどういふやうにするかといふことで、県の合併案が参りましたから、これをちよつと申し上げたいと思ひます。

第一次案といひまして、有松と大高、大府、上野、横須賀、この五つの町が一緒になれ、こういう県の第一次案でございまして、それで、大高を除くほかの大府、上野、横須賀という町は、有松の者は一べん名古屋市へ出て、そうして大府なり上野なり横須賀なり、こういうところへ行かねばならいせん。直接行く道がないことはあります。けれども、バスもなければ何もなし。だから、一応名古屋市へ出て行くのだ、こういうことになりまして、この第一次案は、有松町民はどうてい受ける考えはありませぬ。それから第二次の案といひまして、それでは有松と大高と一緒になれ、こういうことでございまして、これも、有松と大高が一緒になりますと、境が山でございまして道がありません。かりに道を作つたにいたしましても、谷を渡り峠を越えて行かなければならいせん。で、有松から大高へ行くには、一べん鳴海へ出て行かなければならぬ、こう

いうような状態でございます。それから第三次案といたしまして、これはもう少しよく研究してからということでありましたが、有松単独で行けということ。有松がそういうことで、大高もいかぬ、それから鳴海とも仲が悪いというならば、有松は単独でやっていったらよろう、こういうことも県のお方もおっしゃったです。それからその次は、有松を二つに分けたらいいだろうという話が出ました。これはあとでもお話ししますが、有松のような小さなところを二つに分けてはとうてい行けません。そういうような案が出ましたが、かれこれしているうちに、これは昨年の五月ごろと思いますが、ペンフレットの頒布がありました。地方事務所からこのようなペンフレットが出まして、名古屋へ行くくと税金が高くなるぞ、消防はどうなるぞ、それから何はどうかというのです。名古屋へ行ってはいかぬというだけのことで、そのほか何れありませんが、とにかくこういうようなペンフレットを各戸に配りまして合併の反対をされました。それからまた、課長さんなり係長さんなりが、町の代表者にほとんど毎日のように会って、名古屋へ行つてはいかぬということをくどくどおっしゃられる。ことに昨年十月の二十七日の議決のときは、その前日に係長さんなり課長さんなりが町会議員の家へ来て、五時間も六時間もねばってあったということです。このくらいやられましたので、町の者もかえって反感を抱いて、地方事務所でこんなことをするのなら早く決議してしまえという、こういうことでございました。私の方は、鳴海よりも先だち、豊

明よりも先だつて十月二十七日に議決したのでございます。これはもう少し詳しく申しますと、十月三十日に、鳴海、有松、大高、豊明の四カ町村が、一緒にそろって議決いたしましたというところをお互いに約束しておいたのでございます。それが、今申しますように、地方事務所から来ては、名古屋へ行つてはいかぬと言つてすり込んでしまふ、こういうことをいつもやる。もう一つは、これは森副知事さんでございまして、森副知事さんは、私の方の農業協同組合長、共済組合長、それから農業者の幹部、こういうものを四人集められました、お前たち反対をしてくれ、そうすれば有松部の方々がたとい名古屋へ行つても、種族間部の方々は残して、そうして大府へ一緒になつたらいいだろう、そのときにはお前たちにはこれだけのところに学校を作つてやるぞ、どこの道を開いてやるぞ、こういうふうに学校を作るとか、道を開くとか、わずかに二百戸足らずのところに学校を作つてつばな先生をくれるということでしたから、四人のうち二人は、そんなばかなことがあるかというて、帰つてきてぶぶん怒つておりました。が、ある一人の者が、そういうことをしてもらえば、われわれ種族間の住民は非常に幸福じゃないか、こういうので非常に反対運動に出まして、それから反対の捺印をするようになりました。そういう関係がありましたので、私の方だけ三十日にやらずに、二十七日にやつたわけなのでございます。それからというものは補助工事の打ち切りとかいうものを續々やられまして、實際経済が立ち行かぬところにもつてい

て、道路などは補助をやらぬぞ、こういうことで私のところだけでやつておりますが、実際小さい町村では迷惑しておりますし、ほんとうに困つてしまつております。この補助金をやらぬというの、横須賀の土木出張所長さんがおっしゃられたことで、あんなにちやうど言わぬで、もう少しほかと同様に下さつたらいいじゃないか、これは県の上の方の命令だ、上の方がそうやられるのだからしかたがない、こう言われました。なおこれにつきましては、鈴置県議員さんは、有松が名古屋に行くなら、補助を打ち切らう、このことはあたりまえのことだ、こういうことをおっしゃつて、てんとしておられますので、われわれは取りつてお島がないという状態でございます。かようなふうで参りまして、私の方はそれでも合併していただきたいもので、それから、前の富田町長さんなり、鳴海の方なりおっしゃつたように、県議員さんの方なりおっしゃつたように、県議員さんの方なりおっしゃつたように、三月十六日に否決になつてしまひました。この否決に對しましては、私たちがほんとうにこれを承服することができません。この点はあの判決が正しいのか、われわれの主張することが正しいのか、どうか一つ皆さんこれはよくお考えになつて、われわれの納得の行くようになつてほしいと思ひます。

○大矢委員長 それでは次に名古屋小市市長。○小林参事人 昨日は三月三十日、皇太子様が名古屋に見えまして、動物園をこらんなつたのであります。一年前の三月三十日には、その動物園の事務所、われわれの名隣会——名古屋の隣りの会十八カ町村集まりまして、ここに見えております鳴海の町長の水谷さんが、いろいろ考へてみたが、もう名古屋に合併してもらふよりほかに道がないのだということを話になった。きのうは皇太子殿下を案内しながらそのことを考へて、深い感慨にふけたのでございまして、名古屋市はただいま人口が百二十五万ございまして、戦前は百三十七万まで伸びたのであります。あの戦災に焼かれて、人口は終戦後は一時五十九万まで減つたのでございまして、これがやつと回復いたしました。ただいま百二十五万まで伸びて参りました。そこで名古屋市といたしましては、十年二十年來の懸案である、付近の町村合併を實現したいということと考へておりましたが、何しろあの大きな戦災を受けてこれを復興するのに容易でないで、やつとこゝまで参りましたので、昨年水谷君あたりが、合併してもらいたい、町村合併促進法でわれわれは何とかなければならぬ場合にとつてあるから、一つ入りたいということが、十八カ町村の諸君のほとんど全部の意向でありまして、その意向を受けて、それなら名古屋もこの際考へなければならぬというので、四月十二日に市会の中に市域拡大調査会というものを設けていただいて、そうして市長からこの際市域を拡大するかどうかという諮問を四月十二日に出したのであります。それが五月十九日になりましたと、適当に市域を拡大すべしという答申を決議してもらひました。市会から答申があつたのでござい

ます。そこで六月十九日であります。が、桑原知事が東京から帰つて参りまして、テレビのアンテナの開業式がありましたときに、桑原知事に警察問題では県市が盛んにやり合つてきたが今度はいよいよ町村合併の問題だが、一つ県の御了解を得たい。そこで県の知事、副知事、県会の議長、副議長、この首脳部の諸君と市の首脳部が一度懇談したいと思うが、機会を選んでもらへぬか、こう申しますと、いやそれはけつこうだから、僕の方から招待するということであつたのであります。ところが六月十七日であります。ところがなかなか両方が会つという機会がありませんでやつと八月七日になつて県の首脳部と私も会ひまして、そのときには具体的な話はしませんが、町村合併の問題は大きな問題だから、一つよろしく願ひたいといひました。さうして話合つたのでございまして、さうに名古屋市中では市域拡大調査会といふものが設けられまして、そこでどれだけの合併の對象にするかという研究をされました。それがとりあえず名古屋十八カ町村を對象にするということになりまして、きまつたのが九月二十日だと思つております。そこでそれをただちに実行委員にいたしまして、市会の諸君と理事者のわれわれと一緒に合併問題に乗り出して、十八カ町村の諸君にそれぞれ懇談をするということになつたのでござい

ます。しかし申し上げておきますが、県には県の試案がある。県と警察を起していただつたらに衝突することはよろしくないと考えましたので、拡大委員会を作る場合に當りまして、これは七月十三日でありまして、知事が七月十三日でありまして、知事が

おりませんので、水野副知事に、名古屋屋市はいよいよ町村合併の問題に乗り出した、各町村と懇談会を開くつもりだという了解を求めたのでございませう。そのとき水野君は、自分の方には、県の方には県の試案があるが、試案というものは試案であつて、そのまゝ実行するものではないのだということとでありましたので、それからずっと懇談会を各所に開くようになりまして、さらに日本都市学会にお願ひいたしました。学問的に名古屋がどうあるべきか、名古屋の発展影をどうすべきかということを研究していただきまして、その結論が九月十日ごろに出ました。これはきわめて概略であります。何らかの形で、これを新聞に発表したり何かして、県に刺激を与えてはよろしくないと考えましたので、九月十日に県知事の公舎で桑原県知事と森、水野副知事と私も一緒に昼飯を食べながら、周辺十八カ町村の世論というものは、五〇%以上が名古屋へ合併を希望している。ことに、ある村のごときは八〇%まで名古屋に合併したいと言っているのだという大要のお話をして了解を求めたのであります。そのときも桑原知事は県には試案があるが、試案は試案であるということ、それならお前の方はおれの方に相談しろということは一言もなかったのではありません。相談をしようとする道がなかったのでございます。それは懇談会をわれわれが各町村でやりますと、そのあとを追つて県の方でもやはり懇談会をおやりになる。そこで至るところ懇談会と懇談会のは合せで、そこで県の方へ相談に行けば、それでもいいかぬ、これでもいいかぬと言われる。こ

れはどこに間違ひがあつたかと申しますと、県が町村合併審議会を作つた、その当初に間違ひがあつたのだと私は思つております。それは町村合併審議会の存在を全く忘れておられたが、名古屋市を無視しておられる、私はそう思うのであります。人口からいっても、愛知県の三百六十万の人口のうち、名古屋市は三分の一を占める百二十万を持つております。県の費用から申しますと、名古屋市民から県費として吸収されていくのが五十何億だそうでございます。尾張郡、三河郡の郡部で持つてゐるのが三十億であります。県民の県税として吸収するその費用は名古屋市の約三分の二持つてゐる。そういう状態のもとで、合併審議会が作られる場合に、名古屋市から選出している二十三名の県議員がおりますが、この一人名でも審議会の委員の中に加えていたならば、こんなことはなかったのだらう。さらに進んで名古屋市のわれわれ当局の一人を審議委員に出す、あるいは名古屋市の会の中から審議委員の一人でも出していただきまして、最初から協同的に話し合ひすれば、そういうことはなかったのだらう。ところがここに見えます県の鈴木総務部長は、昨年五月でありますか、審議会の話し合ひが県であったときに、この助役がオザパーとして出席して、何か発言すると、鈴木君は大都市には関係ないのだと言つたのに一蹴されたのであります。大都市に関係ないことはわかつております。町村合併促進法というものには人口八千以下、何々条件、これを合併するということは知つております。しかし全国の町村は三分の一に整

理するのだ、しかも能率を上げて経済的に税金の多くなぬようにという趣意で、町村合併促進法ができておるのだ、これができて名古屋市の周辺に県の試案が全部で上つてしまつたら、われわれは望みないとして申ひることができないのであります。現状を申し上げますと、私の方は去年は千八百の住宅を建てました。おとしも千八百の住宅を建てました。今年三十年代は一千九百の住宅を建てますが、これに要する敷地が十坪から十五坪必要なのであります。これも年々なくなつて、来年は住宅の敷地がない。年々人口四万か五万ふえて参ります。住宅は建てなければならぬがその敷地がない。全国のうちで大阪府が一番大きな都市で一平方キロで一萬二千五百の人口でありますが、名古屋市は七千五百から八千まで今伸びております。神戸、京都、横浜はわずかに二千五百の人口なつてございませう。神戸、横浜、京都に比べて三倍の人口密度になつております。これは言いかえますと、人口が多くて入れものの地域が狭いということなんです。それが過大都市といふのであります。それが過大都市とは何であるか。住宅が狭くてごみごみして不健康だといふ意味に私は解釈しております。その過大都市にならないうように周辺の縁のある農村を合併し、そこにあるいは散歩道路を作り、緑の農道を作つて、市民にやつと息をつかせて、健康な都市にしたいということが私どもの目的であります。しかるに県の方におかれましては、名古屋市をこの上大きくすることは過大都市になると言われるのであります。ここに県議会の太田委員長が見えておりま

すが、名古屋はこれ以上大きくなつたら過大都市になると言つておられませう。しかし同じ愛知県の中で岡崎市がこれは太田議員の町であります、この岡崎では昨年の十二月八カ町村を合併して、名古屋より大きくなつたのであります。豊橋市は人口十五万の都会だつたと思つておりますが、これが最近八カ町村か六カ町村が合併されたので、これも名古屋より大きくなつたので、全国的に申しますと人口は大阪に次いで第二番目でありまして、市の広さから申しますと名古屋は合併以前には、この問題の起る前には六十三番目でありまして、それがほかの市ができてしまふと大きくなつて、たゞいまでは七十何番目から百番近くまで下つてきたのであります。名古屋市の入れものが小さいといふことで、これが産業、経済生活あらゆる面で周辺に伸びていくことは当然の勢ひでありまして、それはどう考えようが行政的にどう制限しようが伸びる問題であります。自然に伸びる問題を展覧させないという考え方が私には合点がいきません。県は市町村に対して非常な権力を持つておいてあります、われわれ市町村を育成し、養成し、助成して伸びるようには、伸びるようにはしていくのが県の仕事だと思つておりますが、私の現在見ているところによると、市町村の育成じゃなく、市町村の伸びないように押えることが今日の県の仕事ではないか。何という間違つたことをやるのか、それとも県というものの持つてゐる指揮、監督、命令といふものか、そういうものややつておいては私はいけません。思ひます、権力のあるにまかせて順良な、善良な、質朴な農民の部落に、

県の意思でもつて反対をかけて、一夜にしてこれらの善良な人々をばオオカミのような、猛虎のような姿にしてしまつたのだ。十一カ町村ずつとこらに平和で、名古屋に合併したい合併したいと言つておつたその十一カ町村の諸君が、名古屋市合併を決議したために、どうでありませう、至るところに県は権力をもつて、圧力をもつて、金をもつてみな町村を腐敗させております。そして一例が鳴海町の流血傷害事件であります。ここにおいでになります鈴木総務部長はこの謀議にあつた。そして、金を使つて町民を腐敗させた。そしてこの人たちは何百人か集まつて県がうしろだてだから何をやりまへてありまして、得たり賢しとやつております。この状態を私は見て、心から憤慨いたします。県といふものはそういうことをやるものじゃないのだ、そう思ひませう。私はそう思ひます。しかもそれは、桑原知事の意思から出ているのではないかと私は思うのであります。桑原君は早期に知事を辞職せられまして一月選挙をやりましたときに、私の部屋にあいつに参りましたときに、町村合併の問題は一つよろしく願ひするといふと、十一カ町村は一括上程するが、県議会の方では個々に審議するかもしれない、あるいは保留になるかもしれない、だが全体としては一括上程、一括審議と同じ結果に持つていくからという話であります。私はそれを喜んだのであります。桑原さんは誠意がある、やつてくれるのだと思つて、私が知事の選挙の済

むのを待っておりますと、知事は再び当選して参りまして、お祝いに行つたときに、約束はかたく守るということを書いておられるのでありますが、その結果どうであつたか。三月十六日の県議会におけるあの状態は何だ。猪高と天白の二カ村だけは認める、山田と桶は保留する、その他は否決するといふのでありますが、その否決する理由も保留する理由も、何も確実なものはないのであります。こういうことでは私は納得ができない。私は憤慨しております。知事はそういうことをやつてはならぬと思つております。知事の義務にそむくと思つております。県議会はそういうことをやつてはならぬと思つております。自治庁からの通達によりまして、町村合併の問題は住民の意思によるべし、住民の意思を尊重しろと、はつきり書いてあるのであります。住民の意思は明らかであります。どこにも反対がないのであります。しかるに反対はないのに反対を作り上げたのは、県と、県の出張所の諸君であります。何というひどいことをするのか。しかも暴力をふるい、権力をふるい……今でもやつております。その結果どうなつたか。三十年度あるいは去年の税金の滞納がある、そうしますと、これは当然納めなければならぬが、合併に反対すればこれは何とか酌量される。今年の納税は、納期が来ても、お前たち苦しいければ、五カ月でも十カ月でも分割して納めてもよいというやうなことを口実にして、ただいま鳴海町は、四人がそろつて合併反対の署名をとつておるのであります。四人がそろいまして、そうして、あるじが、私は合併賛成だと言つと、お前のうち

の商売ははやらぬぞと威嚇していくのであります。威嚇と脅迫と、暴力をふるつてゐる。なぜ善良な住民がそんなつたか、県が背景にゐるからであります。県が支援をしてゐるからであります。けしからぬことだと私は思つております。

私は、県とできるだけ仲よくいたしまして、できるだけ頭を下げて県の了解を求めて、善意と良識をもつてこの問題を処置していただくように、百方半年の間苦心をして参つたのでありますが、その結果は、何といひますか、事ここに至つたのでございます。従つて保留され、あるいは否決された九カ町村は、内閣総理大臣に審査を請求するために、今度書類を出すつもりであります。私は自治庁がほんとうにこの状態を知らんになつたら、これではないかという判断をされると思ひます。さらに一歩進んで、私は決心を申して参ります。その決心は今ここで申す。さう折りがついて、話し合ひがうまく折り合ひがついて、話し合ひが得まして、側面からでもいろいろして、日本の自治体が破壊され、これらやうな危険を食ひとめていたのだと思ふのでございます。

はなはだ激越な言葉を発しましたが、皆さんに訴ふるより道がない、皆さんにお願ひするより道がないのでございまして、どうかよろしく。

○大矢委員長 それでは次に、名古屋市の議会の実情を、副議長神野さん。

○神野参事人 限られた時間でもございまして、ただいままでにそれぞれ供述せられましたので、私は以下申し上げる五件について、それぞれ理

由を申し上げたいと思ひましたが、その項目だけを申し述べまして、皆様方の御質問にお答えしたいと思ひますので、御了承いただきたいと存じます。

○鈴木参事人 まずもつて御了承を皆様にて得ておきたいと存するのでございまして、このやうな重大な問題につきまして、しかも皆様方に非常にお手数をおわすらわしてゐることについて、知事としてまことに申しわけなく存する点もあるものでございまして、こうした重大な問題であればこそ、知事としてここにかけつけて、る皆様方に実情を御説明申し上げるのが本旨であるのでございまして、御承知の通り現在皇太子様が愛知県下においでになつておられます。御案内を続けておる関係から、本日その機会を失つたことにつきまして、皆様方にあしからず御了承、お許しを願ひたいということでありまして、不肖総務部長の私が参つた次第であります。

私どもの考えとして、こうした問題について、名古屋市中から、さらにまた関係町村から、る説明せられまして、あるものは事実と合致し、あるものは事実とは遠い、あるものは考へ違いではないかといったやうな問題もあるものでございまして、

まず県としまして、この問題についてとつたところの態度その他について簡単に御説明申し上げ、さらにこうした問題について関係市町村からそれぞれ申されたもので、県の名譽のために、また私の名譽のために、一応こゝで疎明させていただきたい点について、簡単に申し上げさせていただきます。

名古屋市と関係町村との合併問題については、私も町村合併促進法のねらいとしておりますところの弱小町村を解消しまして適正規模の町村を作るそれと軌を一にすることはできないものだという点を根本に考へておるのでございまして、すなわち名古屋市につきましては、中部地方の中心都市としてふさわしい理想都市、大名古屋を建設する、こういつたやうな建前から大局的見地に立ちまして、その地域の規模の決定は、もちろん中部地方全体の見地から、名古屋市と衛星都市との関係及び地方農村との関連、さらに現実の財政能力、こういつたやうないろいろな角度から検討して決定することが望ましいといふことを、知事は常に考へておるのでございまして、もちろん名古屋市の発展、それは大愛知建設の大きないしずえでございまして、で、そうしたことについて強く関心を持つておるのでございまして、今回とられたところの措置、それは非常に遺憾さまりないものであつたのでございまして。私も、名古屋市がますますうした観点から大きな一つの委員会のやうなものでも作つて、あらゆる角度からあらゆる人が集まつて、理想都市大名古屋をつくるためにどうすればいいかといふことで、円満裡にこれを相談し、建設への一歩々々を歩いていくことが望ましい、こういうことを考へていたのでございまして、先ほど市長さんのお話にありました通り、昨年の三月ごろからどんどんとこの仕事を始めて参りましたが、八月の下旬のころまで、ほとんど県には連絡らしい連絡がなかつたのでございまして。町村合併促進法の委員の中に、名古屋市とし

の商売ははやらぬぞと威嚇していくのであります。威嚇と脅迫と、暴力をふるつてゐる。なぜ善良な住民がそんなつたか、県が背景にゐるからであります。県が支援をしてゐるからであります。けしからぬことだと私は思つております。

第一番に、愛知県の名古屋市合併に関する今回の処置は、私ははなはだ納得ができない、こういう理由について詳しく申し述べたいと思ひましたが、すでに市長も申し上げましたからこれは省略いたします。

第二番には、十一カ町村全部を合併しても、今日の名古屋が将来発展するには狭いといふことも、それぞれ理由をあげて申し述べたいと思ひましたが、これも省略いたします。

第三番目には、名古屋市の合併は、あくまで住民の意思を尊重しておるものであるといふこと、第四番目には、県の合併反対工作は民意をじゅうりんし、地方自治を破壊するものである、こういうやうな点につきましても、すでに各位からそれぞれ事例をあげての御説明がありましたので、私はこれも省略いたします。

最後に、県知事初め県の当局のそれらの人々と、今日まで話し合ひをいたして参りました間におきまして、私どもはある程度信頼いたして参りましたが、しかしながら三月十六日に現実的に現われしました県議会の扱いにつきましては、私どもはこれらすべてどうしても信ずることができない、こういう事例も私は本日詳細に記録して参りまして、申し上げたいと思ひましたが、いろいろ御関係もあられると思ひますので、私は時間省略のゆえをもちましてこの程度で私の発言を御遠慮申し上げます。従ひまして、先生各位からの

しては入っておりませんが——これは町村合併促進法の精神からしまして、普通の市の代表、議長、いろいろの町村長というものは入れましたが、名古屋は一応これに入っておりませんが、ここに見えております富田の町長が、町村会の会長として当時代表として出ておりました、いろいろの事情は話されておるのでございますけれども、町村合併審議会で、私もはこうした名古屋市のいろいろの手を打っているというふうな話の話を聞いてたけれども、何ら名古屋市がこうした合併問題を取り上げて進んでいるというふうな事実を知らなかった。立松さんにも何回となしに町村合併促進の審議会におきましていろいろと尋ねたことがありますが、いや、これは名議院として、名古屋市のいろいろの権利的なものを要望したり、あるいはまたいろいろと連絡をとるだけの会であつて、決してそうした町村合併などのものではないよ、こういうことでありますので、私も何ら知らずに進んで参つたのでございます。それはそれとしまして、私も現在名古屋市の実情を見ますときに、こうした理想都市を今すぐ作る必要が。それとも、名古屋市は御承知の通り、戦災に見舞われて、その戦災復興について相当の資金を要する場合でございますし、都市計画の問題、あるいはまた道路の改良の問題、舗装の問題、その他学校にしまして、全国一番大きいと言われている二部授業をしておるような関係もあります。小中学校義務教育さえ二部授業を続けており、教室が非常に考へておつても、それをいまだに直すこともできないところもある。

る。こういったようないろいろの問題をや、さらにまた中部日本の表支関としての名古屋港に、県と市とがもつともつと金を出し合つて、そうして名古屋港の拡充のために力を入れることが望ましいのではないかと。そうした問題はまず取り上げて、名古屋市として大局の見地に立つて、中部経済圏の市としての立場、それを考へて進むことにし、それをいろいろの角度から研究することにして、先決問題としては市内の整備に重点を置くべきであることとを、私も県としての責任ある立場において考へたのでございます。同時に関係町村につきましては、それぞれ豊かな農村としての立場において生かすべき多くの問題がありますので、そうした方面に力を入れる。たとえばここに居ておる富田の町長さんのところから南陽村、十四山村、飛鳥村といったようなところは、非常にひどい湿地地帯でありまして、海岸よりもずっと低いところの土地が大部分を占めておるような状態でございます。そうしたところにつきましては、逆潮樋門をつくるとか、あるいはまた土地改良をうんとやるとか、あるいは河川の改良をやるとか、海岸堤防をもつとよくする、そうしたことによつて、豊かな農村の穀倉としての職域を生かすこととに、もつともつと重点を入れることの方が現在進むべき道ではないか。こういったようなことで、そうした関係町村にそれぞれ報告も続けて参つたのでございます。県議会におきましても、そうした気持から地方制度調査委員会において詳細な調査をきかめ、また県の町村合併審議会におきましてもこれを調査しまして、また県

議会の総務常任委員会においても問題が問題であるだけに慎重に調査しました結果、去る三月の十六日の県議会上におきまして、これについて総務常任委員長から報告がなされたのでございませう。その報告は、地方制度調査委員会の報告と、町村合併審議会における報告、総務常任委員会の審査の結果は、いずれもそれは相一致するものでございまして、二つの町村は認め、二つの町村は保留し、他の町村については否決するという問題であつたのでございませう。そこでその二つの町村の保留のものにつきましては、目下継続審査をなしておるような状態でございます。

このようにしましてなされた議会の実情はと申しますと、四十五人の議員が出席しまして、議長は議決をしませんでしたが、起立によるか、あるいは記名投票によるかということによりました結果、万人が見ており、傍聴席からもたくさんの方が認めて、多くのやじの飛んでおる中において記名投票の結果は四十対四であつたのでございませう。しかも当然四十に加わるべき自由党のある議員さんが、興奮した結果、どつちにまををつけるか誤つてやつたために、実質的には四十一対三という結果になるようなものであつたのでございませう。もちろん県議会として、第一線の市町村の議決は十二分に尊重したい気持のもとに、相当研究に努めたのでございませう。研究に努めたからこそ、その内容におきましては、書類自体は一括申請の措置をとつており、しかも各町村は名古屋と個別に審査の措置をとつておる

のでございませうけれども、もしこれができるとなれば、認められればといったようないろいろの実情もありまして、そうしたものを一応あと回しにしてやつたのでございませうが、事情がそれぞれわかつて、否決すべきものやその他も出る関係から、遂に、これは一括申請の形をとつておるが、個別的に審査していか、分割できるものかどうかというのを、名古屋市に尋ねたのでございませう。名古屋市としましては、それに対して不得要領の回答が来まして、一括申請をしてくれ、個別的に審査することはやむを得ないが、ということでありましたが、私もはやくを得ませんでした。法の解釈としての研究の結果、遂にこれを個別的に審査しまして、いわゆる分割措置を講ずることがある角度から考へまして、それはあらゆる角度から考へまして、それが果に課せられた責任である、こういう気持でほんとうに良心的にやつたのであります。そうした気持であればこそ、七十五人の県議員の方々、市会議員さん、あるいは市の役人さん、あるいはまた鳴海の町長さん、その他関係のそれぞれの立場の方々のそれぞれの陳情が、各家庭にまで及んだのでございませうけれども、良心的にほんとうに県議員としての責任を果すために、そうした陳情を陳情として聞いて措置した四十一対三の実質的なその得票の結果によつて御了承ができるのではないかと、こう思うのでございませう。

そこで私は、はなはだ恐縮でございますが、最後に今申された二、三の問題についてお話をしてみたいと思つたのでございませう。鳴海町の問題でございますが、先ほどの市長さんのお話によりますと、思ひ出せば三月の三十日というのを申されました。三月三十日に鳴海の町長さんが、どうしても名古屋市に持つていくよりほか道がないということをお考えになつたとすれば、それははなはだおかしなことではないかと私は思うのでございませう。なぜなら、七月から八月のころにかけて、あそこ一つ一つの市を作りたいということ、県の試案を書いて四カ町村くらい一緒にして、そこに一つの市を作つてくれということ、ずいぶんやかましく私どもにも要望せられました。私も、そこに衛星都市なり、周辺都市としての新しい市を作つて、名古屋市と持ちつ持たれつ行くことが望ましいことではないかということ考へたことと、豊明の村長、あるいは有松の町長という方々に来てもらつて、いろいろと連絡をとり、大高の町長にも話したのでございませうが、鳴海と一緒にするのはいやだということ、はつきりとして、それの方々が申されて、とうとうどうにもならず遂に困つておりましたときに、突然新しい市を作る、独立で行くというところをおっしゃられていた鳴海の町長さんは、どうした風の吹き回しか、急に名古屋市に入るといふ措置を講ずるといふことに相なつたのでございませう。そこで今まで独立で行くか、新しい市を作るかといふこと考へていたところのものが、急に名古屋市に入るといふのは、何がこれをそうしたかといふようなところから、遂にそこで問題が大きく出てきたことは、いなかめな事実だと私は思うのでございませう。

さらに消防の問題でございますが、消防問題についてはお互いに県下全部相互援助の道を講じておりますので、名古屋市に入ろうと入るまいと、お互いに博愛、消防の精神に基いて今やっておりますので、そうしたことは理由にならないと思っております。それから消防団長が私と話をしたことについて議長が申されておりますが、これは鳴海の消防団員を初めとして、たくさんの人々が急変したところの町長並びに議会の人々の関係について、激昂して騒いでおる実情を、県としては穏やかに阻止しなければならぬ。一人々々の人々に納得の行くところで議会は開かるべきだ、こういう気持ちにおいて、私どもは消防団長に消防団員が騒いでいる問題について、もっと何とか話のつけようはないかということをよく説得に努めさせただけのことであります。公務員としてなすべき仕事をなしたにすぎないのでございませう。この点につきましては消防団長の伊藤さんにおかれまして、名古屋市中から引つぱられてごちそうになつたりして、今度は各議員の方々にごちそうの大きい方に行こうかなということをして申しておつた、こういうことを私は聞いておる実情でありまして、いやくも消防団長としてそうした氣勢を出すことはもつてのほかだと私は信じておるのでございませう。

それから富田町の問題でございますけれども、富田町の関係は選挙演説のときに誤まつて入つてくるというようなお話がありましたが、誤まつて入つてくることは私もあり得るだろうと思ひます。と申しますのは、庄内川という川がございませうが、その川を飛び越えて富田町の一部の地域があるのでございませう。その地域のところは私もはでければ一つの分村計画によつて、境界変更をしようと思つたのでありますが、その境界変更をすることは今は時期的にどうであらうかという気がわかれたいとして、その地域を名古屋市に境界変更をして、地勢的に是正することについても問題があつたのでございませうが、ただそれだけの一事によりまして富田町がどうだ、こうだということとはあまりにも何だかおかしいことだと私は思ふのでございませう。それから富田町の議会の問題でございます。富田町の議会のあり方が非常に不明朗であつたればこそ、行政訴訟が起きておるのでございませう。しかも議会の決議というものは議事録をつけて、地方事務所の方にできるだけ早く報告してもらわなければならぬのに、私の聞くところによりますと、地方事務所でもって督促したところが、実は出た議員さんに腰を上げたことにして賛成をしてくれということ、ぐるぐる回つていふうちに事件が起きたというところで、賛成したのか反対したのかわけがわからないうちに、ぐるぐるとわけがわからないうちに、ぐるぐるとわづか一分か何分かつたないうちにやつてしまつた。それでは反対議員はいきり立つ、そんなことがあり得るものかということが、行政訴訟が起きておる一つの原因であるということを知りておられます。しかも反対派の議員を何とかして説得したいということ、夜となし昼となし反対派の議員のところを押し詰めておる。それで老人などは泣き崩れてしまつておるといふような話も聞いております。そういういろいろな実情から私も考へてみま

す、名古屋市の問題についてもはなはだどうかと思ふのでございませう。有松町の問題につきましては財政的に非常に困ると申されますが、有松町のお隣りにありますところの猪高町、これは非常に富裕な町とせられておるのでございませう。もちろん金というものは限りなく欲しいものでございまして、いろいろの事業をしようと思へばたくさん金が必要なのでございませうが、市町村の関係におきましては富裕な町となつておられます、ここには大きな工場がございませう。この工場は今後固定資産税の増徴の法律改正に基きまして、三十年から償却資産税として県に持ち出さなければならぬものができ、これを心配して、もしでき得るならば有松町を迎え入れて、そうして県に償却資産税関係のものが行かずに済むようなことができれば、というようになつても考えられておるようではございませう。しかもあの辺一帯はきつめて平坦な地域でございませう。幾らかの丘陵程度のものはございませうけれども、ただだいたいの町長さんのお話によると、境が山であつて、谷を渡つて峠を越えてというまるで十石峠でも越えて行くみたいなことを申しておられますが、決してそんなものではなしに、大きな平野の中にある小さな丘陵でございませう。そういうところで、やろうという気持ちさえあれば、決してできないものでないことを私は断言してはばからないのでございませう。

それから市長さんの現在までのお話について私一言申させていたさうです。市長さんは県と連絡を密にしたと申されておりますが、先ほど申し上げました通り町村合併についての問題で県が試案を出したのは、自治庁からの督促に基きまして四月三十日まで何とかして試案を出したいといつて騒いでおりましたときに、名古屋市の方ではすでに三月三十日には、おかしなことでありますが、鳴海の町長は名古屋市に入るより道がないのだといふことを言つたといふことの問題も出ております。それから富田町の町長はいやそんなことはないと言ひながらも、すでにこの町村合併の基礎だけが順々と進められていたといふことでありますれば、なぜ県ともつと連絡をよくして、そうして理想都市名古屋市を作るために協力し合おうじゃないかといふことを、さつぱらに申し述べないのか。そうした計画性もない。極端に申しますと、名古屋から非常に遠く離れておりますが、……

○門司委員 ちよつと議事進行について……私はずっと聞いておりますが、参考人の意見というものは時間的に制限がしてないというお話がありますが、従来委員会の発言は、発言の公平を期することのために、大体発言の時間というものは、制限するといひますか、申し合せであり、十五分ないし二十分というのを常識にわれわれは考へております。そうしなせんと、発言の時間が自由になつて参りますと、おのずからそこに不公平ができるというやうな考え方、私は発言の時間の制限がしてあると思つていたり、制限がしてない。同時に時間もおそろしくなつておりますし、それからもう一人発言者があるといふことになつておられますので、一つ要領よく発言者は発言をしていただきますと、感情等が入つて参りますと、われわれ聞いてお

つても何が何だかわからなくなる。一体どういふわけで県がこれを否決したか何したかという県の態度だけを聞けばいいのであつて、その間に、感情的に喧嘩するやうなことはわれわれは必要としないのでありますから、委員長からその点注意していただきたいと思ひます。

○大矢委員長 ただいまお開きの通りですから、簡潔に願ひます。

○鈴木参考人 では私どものなぜそうしたかといふことは、すでに御説明申し上げてありますし、その他の問題については事前に疎明させていただきましたと申し上げました関係と多くの町長さん、議員さんがお話し申し上げたことでもありますので、この程度で省略させていただきます。

○大矢委員長 次に最後に県の地方制度調査委員会委員長太田光二君、簡潔に補足的にお願い申し上げます。

○太田参考人 せっかくはるばるやつて来ましたが、お呼び出しにあつたので、私は十分申し上げさせていたいただきたいと思ひますが、ただいま簡単といふことでありますので、ごく簡単に申し上げます。

元来町村合併の問題については、それぞれ裏面においては当該事務を担当しておる者、その渦中に入つておる者、世話をする者の間には非常な苦心があり、苦勞があるわけでありませう。それがただ単に一席の演説として現われます場合にはいろいろのとり方もありますので、これは将来の問題となるだろうと考へるのであります。名古屋市の周辺の合併問題については、初めから私も反対を表明いたしておりました。それは多くは申し上げませんけれ

ども、端的に申し上げますれば、名古屋のような大きな都市に対する合併問題は、町村合併促進法の対象になつておらぬことはもちろんでありますけれども、過大都市になること、なお不健全な名古屋がさらに一層自分の力で処理できないような大きな身柄になるということは、一応反対するといふ立場において反対をいたしておつたわけでありまして、従いまして、名古屋が周辺を合併する説明会を開いておりました当時、相前後いたしました、私も名古屋市に合併することは適當でないといふことを委曲を尽し、懇切丁寧に各町村を回つたのでありますけれども、約その半数の十一カ町村といふものは合併するといふことに相なつたのであります。そこで合併阻止をいたします立場の出発点から理屈をつけたいといふことではありませぬけれども、各当該市町村が合併の議決をして参りました以上は、これを大きく尊重いたしまして、その後鋭意調査研究をいたしました結果、山田、楠という地帯は大きな川を隔てた農村地帯ではありますけれども、一部これについてはなお研究の余地があるといふことで保留をいたしました外天白村それから猪高村といふところはすでに名古屋市の陸続きでありまして、名古屋市の施設も一部あるといふようなところでもありますので、この二つは名古屋市が希望しておるような将来都市を伸長させまする余地をいたしまして、合併を適當と認めざるを得ぬという結論に到達をいたしました。その他のものは陸続きの關係のような場合でも、内部にはなほだしい反対があるがためにこれは一応否決をする、その否決をする町

村の向うにあります、いわゆるそこが否決をしますれば飛び地になつてしまふといふところについては、これは一連托生の運命において、やむを得ずこれは否決をせざるを得ぬといふことに相なるわけでありまして、これも否決をいたしました。なお海部郡という地帯は、先ほど総務部長が説明をいたしましたように、川を隔てた渥田農耕地帯でありますので、かかるところは名古屋市に合併する意味も何もないと考えますので、これは全部否決をいたしましたわけでありまして。

以上簡単ではありますけれども、いやくも大愛知県の県議会が否決をし、賛成をするという結論を出す上におきましては、一つの考えと一つの方針を持つて、信念を持ってやつたつもりでありまして、これは御批判を受ける立場におきましたならば御批判を受けたいと考えますけれども、われわれの処理をいたしました結果については、あくまでも責任を持ち、信念を持つておるつもりでありますので、御了承の上、御質問に應じて何とも御説明を申し上げたいと思ひます。

○大矢委員長 これをもつて参考人の御意見の聴取を終ります。ちよつと速記とめて。

【速記中止】

○大矢委員長 速記をとつて下さい。それではこれから質疑を行うことにいたします。赤松君。

○赤松委員 専門員に日本都市学会の構成メンバーを発表させて下さい。

○大矢委員長 ただいま赤松委員より要求ありましたから、専門員の発言を許します。

○有松専門員 貴重な時間でありまして、

から、ごく簡単に申し上げます。おもな方の名前を申し上げますと、慶應義塾大学経済学部長経済学博士奥井復太郎君、東京都立大学教授磯村英一君、早大教授工学博士石川榮雄君、東大教授工学博士高山英華君、東大教授理学博士木内信蔵君、大阪市立大学教授法学博士吉富重夫君、立教大学教授経済学博士藤田武夫君、立教大学教授小山栄三君、東洋大学教授米林富男君、東京都立広尾病院院長医学博士原素行君、以上であります。

○赤松委員 日本都市学会の構成メンバーをお聞きしましたが、早大の石川教授を初め非常に権威者がそろつておられます。ただいま慶應の奥井教授が来ておられますが、質問をいたしまする關係上、参考人として一つ委員長よりおきめ願ひたいと思ひます。

○大矢委員長 ただいま赤松君から、奥井復太郎君を参考人として質疑の際に、答弁願うといふことでございますが、御異議ありませんか。

○大矢委員長 それでは御異議ないものと認めます。どうぞ続行して下さい。

○赤松委員 本委員会に名古屋市とその周辺町村に關する実態調査報告書が配付されておりますが、その資料によりまして、本学会の名古屋市の周辺町村に對する実態調査の概要は、周辺十八カ町村ですが、各箇の事情は決して一様ではないが全般において名古屋市に對する依存度が著しく強く認められる。「経済、金融、経営的にはかえつて中心に構造的に依存性の強大なものがある。市外に進出または造成されつつあ

る工場地区のごときは、名古屋の存在を前提にしてのみ考えられるものである。この点名古屋市の中心力は疑うべくもなく、周辺町村がこの点において名古屋市に對して特殊關係があると断言できる。」「名古屋を当然構成すべき一地区にほかならない。」「東京、大阪に比較してその市勢はるかに劣弱のようになつて、その結果将来の発展性を危ぶむ向きも少くない。このことは名古屋市の近代都市として青年期にあるといふような表現ではしばしば聞かれますが、各古屋市人口百万の基礎は、旧幕の藩藩としての經濟、産業、政治、文化に負うところ少なくない。」「ただ爾後の発展において、大阪の經濟力、東京の政治、經濟力に對して、多分に両大都市の後塵を拝した憾があつたが、名古屋市中心とする中部、東海地方の地理的条件の優越は、大正、昭和において名古屋經濟の性格を近代化の方向に進めるとともに著しく躍進を示した。ゆゑに問題は、この名古屋の過渡的段階にうかがえる。各該の調査は、名古屋市の近代化、たとえば産業構造における地方的特殊産業より近代的産業への移行、經營の近代化に伴う大規模工場、激増のビジネス・センターの形成等、これを証明する証拠をあげるのに不足はない。」「名古屋及びその周辺の産業立地において条件がさるる有利であることは多くの人々の指摘するところであつて、東京を中心とする京浜地方、大阪を中心とする京阪神地方がすでに過度集中の事態に立ち至つてゐること等を考えれば、中京地区の将来性が最も有望となつてくる。この場合、名古屋が現在比較的狭い市域にもかかわらず

らすすでに百万を越す人口を持つてゐるということは特筆すべきことである。同様の人口数を持つた都市、神戸、横浜とは事情を異にし、京都とも性格並びに位置を異にする点からして、名古屋市の持つこの優位性は、同市が決して単なる生産現場としての性格のみでなく行政、文化にあわせて取引、經營の中枢的なものを藏してゐることを証明してゐる。この点で名古屋は前述のように推移的過程にあると診断することができ。」「ここにおいて、名古屋市として当面の課題として多方面での計画化を考慮しなければならぬ。計画化においてわが国で最も痛嘆されるのは、常に現状におくられて後世に回復したい禍根を残すことである。昭和五年全国都市問題會議において地方計画論とともに大都市郊外地統制の急務が叫ばれたのに、當時は文字通り一顧さへ私なかつた。東京全域にわたる現在の乱雑なるありさまは、この怠慢のむくいである。」「要するに今回の合併問題は町村合併促進の機運に押されたものではあるが、周辺十八箇町村の合併のごときは、そうでないにしても当然起るべき問題であつた。そしてそれは名古屋市の合併において考えられるべきものであつて、

それ以外の何らかの措置は、現状並びに将来に對しての障害にはかならない。国土総合開発の必要及び実施が痛感されてゐる今日、中部東海地区の將來を豊かに考えることは決して夢ではなく、そのために中心地名古屋市が当然その威容を整備する心要のあること、今日のごとく急なるはない。十分なる基地と規模をもつてこの大計の実現に怠らぬため、今回の合併の措置

を最も妥当なるものと学会は思考する。こういう結論をば出してゐるの
でございませう。これにつきまして奥井
教授に申し上げたいのでございませう
が、日本の著名なる都市学界の権威者
をもつて構成される都市学会が、非常
に長期にわたり、かつ熱心に、名古屋
市及び名古屋市の近代都市化の問
題につきまして御調査を進められて参
りました。そしてこういう権威のある
結論が出たのでございませうが、た
だ私が申し上げました学会の報告の冒
頭にあります結論、これは正しいので
ございませうか。

○奥井参考人 その通りであります。
ほかの方々から御批判を受けるものは
あると思いますが、私どもの学
会としては大体的結論をそういうふう
に総括いたしました。

○赤松委員 県側にお尋ねいたしま
す。こういう権威のある都市学会の実
態調査報告書が出ておりますが、これ
に對しまして愛知県府の当事者はどうお
考えになりますか。

○鈴木参考人 お答えします。権威あ
る学者の方々が御研究になったことは
事実でございませうが、しかし地元
にいて、ほんとうに日夜実態を知つて
研究しているものと、たまにちよつと
出てきて、あらゆる角度からというこ
とで資料を集めておいでになつて研究
した方と、その人の見方々々によつて
それぞれ違ふところがあるのではない
かと思ふのであります。私もは学者
ではないけれども、経験者としての立
場において研究し、そして県を愛する
気持からやつたものであることを申し
上げます。

〔取消せ〕と呼び、その他発言す

る者あり
○赤松委員 少し不穩当だと思ひます
ね。

○鈴木参考人 ちよつとという言葉が
気に入らなかつたようでございませう
が、「ちよつと」という言葉だけ取消
さしていただきます。

○赤松委員 それではもう一度お伺
いたしますが、愛知県がこの十八カ町
の合併について反對しておられます
最も反對理由の強い一点だけ——一
点だけでございませう、これをお示し願
ひたい。

○鈴木参考人 十八カ町村でなく、十
一カ町村でございませう。その点御承
願ひます。十一カ町村について私ども
は理想都市としての名古屋を作るた
めに、県も市も一緒になつてよく研究
をして、千載に悔いを残さないような
大都市を作るために研究をしてみた
い、そういうつもりでおる次第でござ
います。

○赤松委員 私はそういうことを質問
してゐるのぢやないのです。あなた方が
この十一カ町村の合併に反對なさる最
も大きな根拠について、一つお示しを
願ひたい。

○鈴木参考人 反對するのではなく、
そういうことの上に立つてやりたいと
いう気持から、間接的には否決にな
る、こういうことになつてゐるわけ
でございませう。

○赤松委員 何だかよくわからぬです
がね。それでは具体的に一つお尋ねし
ませう。鳴海と合併することに反對
の理由は何ですか。

○鈴木参考人 それぞれ理由書に書い
てございませうが、鳴海との関係におき
ましては、天白川流域によつて名古屋

市と相当隔たつておりまして、農地、
住宅地というような分布状況や産業構
成などから見まして、郊外の田園都市
として独自の発展をすることが望まし
い、こう考へておるのでございませう。
人口、面積その他の点からいつても、
独立して立つたにやうにやうにけるもので
ございませう。なお当町におきましては
合併反對の空氣も相当あります。事を
仕損じないように円満にそうしたこと
は考へていくべきだと思つておりま
す。

○赤松委員 今まで県の方でもつて周
辺の町村の合併について意思表示され
たことはありますか。

○鈴木参考人 それは県の全体の問題
でございませう。

○赤松委員 いや、名古屋市中心と
したあの周辺。

○鈴木参考人 それは、意思表示せら
れたのは議会の議決によつてはつきり
してゐると思ひます。

○赤松委員 議会の意思表示はどんな
意思表示ですか。

○鈴木参考人 議決になつておりま
す。天白、猪高は認める、山田、楠に
ついては繼續審査をする、他の七カ町
村については否決する。

○赤松委員 天白、猪高と鳴海、有松
との立地条件その他、いわゆる合併の
できない理由をお示し願ひたい。

○鈴木参考人 天白、猪高はそれぞ
れ——ことに天白の事情は、御承知の
通り、名古屋市と区別がつかないほど
連担しております。戸数がずっと軒並
みをそろえております。連担戸数とい
います、家がずっと並んでおる実情
になります。猪高においてもそうした
関係はやはり同様でございませう。

○赤松委員 私は名古屋に住んでい
るので一番よく知つてゐるのですが今
の問題はおかしい。横井助役と奥井教授
に今の県の考へ方に対してどう考へ
になるかお伺ひいたします。

○横井参考人 今お話がございました
が、なるほど鳴海とは天白川を隔てて
おりますけれども、天白川は一口に言
へばどぶ川のような川でございまし
て、その天白川が延びて天白村、猪高
に流れておるわけでありませう。連担と
いうと町が流れておるということなん
ですけれども、猪高村も天白村も先生
方御承知の通りでございませう。ずつと
町並みが流れておりませう。山と山が
ございまして切れておりませう。流れて
おりませう。

○奥井参考人 今の御質問でございま
すが、もし名古屋市と連担的の申しま
すかあるいは市街地に流れてゐると
いうことを私どもの御察から申しま
すならば、鳴海と西枇杷島、新川の方
が流れております。これは東海道線とい
う主要幹線に沿つた線でございます。
たまたま今度の合併につきましては西
枇杷島、新川は入つておりませうから
これは除くといひましたけれども、まず鳴
海地区といふものは当然名古屋市内で
あつていい条件にあると思ひます。

○赤松委員 岡崎と矢作川を隔てた矢
作町との合併問題が出ておりますけれ
ども、これはどういふふうですか。

○鈴木参考人 川を隔ててつながつて
おります。(笑)

○赤松委員 全然これは問題にならな
いと思ひます。全く満足できないど
ころか……それでは、私が今受け取り
ました感じでは県の先ほど来いひわ
ゆる合併が適當でないという御理由につ

きましてはあまり根拠のないものだ、
一笑に付すべき性質のものだ、こうい
ふふうには私は理解しております。

次に質問を続けます。鈴木総務部長
にお尋ねいたしますが、憲法の九十二
条によりますと、この憲法第九十二
条は——私自身の解釈でありませう、こ
の解釈は権威ある、内閣が任命いたし
ました、そして議會で承認をいたしま
した地方制度調査会の一致した見解で
す。それは憲法でいうところの地方目
治の本質といふものは市町村であ
る。いわゆる基礎団体といふものは市
町村である。従つて住民の意思はどこ
できまるかと申しますならば、住民
の意思は市町村のそれぞれの議會にお
いてきまるわけでございます。ところが
が先ほど来お聞きしますと、市町村と
異なつた議決を縣議會がおやりになつ
た。大愛知県の議會において議決した
のであるからと胸を張つての公述でござ
いませうが、この点につきましてあ
なたたちは市町村の議決を尊重すべき
であるか、縣議會の議決を尊重すべき
であるか、この点について一つ総務部
長鈴木君の御見解をお伺ひしたいと思
ひます。

○鈴木参考人 その前にお笑ひになつ
た方もあるので一応疎明しておきま
す。が川を隔てて連なつておるといふの
は、戸数がずっと連なつておるといふ
ことであつて、中にたんばがあつても
山があつても連なつておるといふこと
を御承知願ひたい。それでのおずから
お笑ひは解消できるのではないかと
思ひます。

その次に第二の問題でございませう。
第二の問題については、もちろん私ど
も市町村の議決というものは十二分

に尊重したい、また尊重すべきであるという気持でおりますが、だからといって県議会が議決権を認められておる、それさえもただ追従しなければならぬものだと考へておりません。

○赤松委員 自治庁の行政部長にお伺いいたします。行政部長はこの点につきまして今の県側の答弁を聞いておられましたか。聞いておられない。

○鈴木参考人 赤松さんの御質問の要旨はこうですね。赤松さんの質問は憲法の定めるところによると、地方自治体として第一次にある市町村は最も尊重すべきであり、またその議会の議決というものは尊重すべきだ、にもかかわらず県がそれを否決するというのは何だ、こういう意味のようであつたのでございませう。しかるに……

○赤松委員 違ふ。

○鈴木参考人 幾らか違いますか。

○赤松委員 あなたもよく聞いておつてくさい。私の質問したのは……

○門司委員 議事進行。文句を言います。今の県の総務部長の発言は、県庁の総務部長はどんなにえらい人かもしれませんが、これは議会だからわれわれはきわめて冷静な立場でものを判断すべき役目を持っております。そこに質問者の意思を考へないで、私が話をすると、ということば——あなたは赤松君じゃない、あなたは質問者じゃないのだから、質問者でなければ質問者の気持はわからない。それを代弁されて言われるということは不謹慎きわまる。同時にまたお笑いになっておりますけれども、われわれは笑いごとでございまして、行政上のきわめて大きな問題として私どもと

しては考へているから、あなたの方の御考慮を願っているのです。われわれは真剣なんです。その点は一つ総務部長考へてくさいよ。もしあなたがそういうお考えであるならば、知事に、かわつて出てもらうことを私は要求する。あなたは問題になりません。今のあなたの発言の態度では、県の態度としてわれわれは受け取るわけに参りませんから、知事に出て来てもらうように即刻手配をしてもらいたいと思ひます。

○大矢委員長 あとから理事会に諮りますから……

○赤松委員 私の質問しましたのはこのなんです。憲法九十二條の地方自治体の本質というものは、これは地方制度調査会の一一致した見解でもあるように、これは市町村であつて、従つて住民の意思というものは、市町村議会の議決が住民の意思であるというふうに私どもは考へております。先ほど来の県側の参考人の御発言によれば、県議会が議決したその議決は、市町村の議決と異なつております。しかし県議会の議決があつたらその議決が正しいのだという御見解でございまして、それに對して私は県側の意見を聞いたのです。もう一ぺん県側から答弁してください。

○鈴木参考人 私も真剣にお答え申し上げておるのでありますが、ただそうした誤解を受けましたことについては不徳の至りでございまして、非常に恐縮に存じておる次第でございませう。私どもの考へとしては、もちろん第一線の関係のものはできるだけ尊重して進んでいかなければなりませんけれども、やはり県としてはそうした關係に

おいては慎重に調査をし、審議をし、そしてそれを知事としての關係において措置する手続をとっていくことはやむを得ないことである、議会で議決することになりましてものについては、それについての手続上の行き方についてもこれは当然なしていかなければならない、私はそう信じております。

○赤松委員 それじゃ答弁が違ふ。私が言つたのは、いずれの議決を尊重すべきであるかというのです。それに対して県側はどう考へるか、一言でよろしい。

○鈴木参考人 県議会の議決を尊重するのが、知事としての責務だと私は思ひます。

○赤松委員 知事としての責務を聞いてゐるのではなくて、憲法の九十二條の精神から解して、いずれを尊重すべきであるかを私は聞いてゐるのです。

○鈴木参考人 憲法の精神もそこにあると私は信じております。

○赤松委員 それでは行政部長から……

○小林説明員 ただいまの問題は、市町村の議決と違つた県の議決があつた場合に、いずれの議決を尊重するか、そういう御趣旨だろうと思ひます。それで御承知の通り現在の自治法におきましては、市町村の議決を尊重するもの、市町村の申請に基いて知事が議会の議決を経て定める、こういう建前になつておるわけでございませう。そこで結局市町村のことでありますから、まず市町村の意思が基礎であることは申し上げるまでもありません。しかしながらこれが現在の建前上、知事が議会の議決を経て定めるといふのは、より広域的な団体の立場あるいは

国の機關としての立場で総合的に考へて最終的な決定をやる、こういう建前になつておるわけでございまして、その意思が食い違ふこともあり得るのでございませう。御案内の通りその食い違つた場合の調整方法として総理大臣に再審を請求するという道も開かれておるわけであります。

○赤松委員 私もそうだと思うのです。そうでなければ総理大臣に審査権を持たせるといふことは間違つてゐるのです。もしも今の県側のような御答弁であるならば、これは県議会がすべての権限を持つべきである、総理大臣への審査請求をするといふことは誤りだと思ふのです。ここに総理大臣に対する審査権の保障をちゃんとしておるというところは、最終的な決定は、これはやはり国がやる、しかしながら地方自治体の本質である市町村の議決といふものが基礎的なものでなければならぬ、今日の自治庁の見解はそうなんです。基礎的なものでなければならぬ。従つてこちらが主なんです。県といふものは従なんです。もしその当該地区の地方自治体でもつて紛争が起きてまゝとまらない場合には、総理大臣が審査請求によつてそれを審査する、こういうことになつてゐるわけです。従つて県側の見解は私は正しくないと思ひます。

次に進みます。過大都市、過大都市という言葉が出て参りますが、その過大都市なるものの定義をこの際明らかにしていただきたい。これは県側に要求します。

○鈴木参考人 まず都市の定義で法律論を云々するわけではございませぬけれども、しかし憲法は御承知の通り前

にずっとなされておる。それから町村合併促進法は先般作られたものでありまして、その前まではそうしたところの關係においてはあつたのでございませうから、そうした關係において、今度の町村合併促進法において、ただこの裁定があつたということになつただけのことだと、私はその点は考へております。しかしそれが誤まつておりますれば、今後私も直していくことにやぶさかでない。こう考へております。

第二の過大都市という問題については、相当人口が多くて、人口密度も相当ひどくなつて、大都市としての幕を起すおそれがあるようなところが、いわゆる過大都市だといふふうに考へております。

○赤松委員 過大都市の定義がよくわからないのですが、余分なことは要りませんから、過大都市とは何ぞや、その一点だけを説明していただきたい。

○鈴木参考人 大き過ぎる都市と書いてあるのでありまして、人口数が非常に多くて都市を期待するようなところが過大都市であつて、大きくともそれががりつぱに理想的に行けるところは過大都市でないといふふうに考へております。

○赤松委員 何だかわからないです。ね、過大都市の定義なるものが、今何とか懸とおつしやいましたね。

○鈴木参考人 都市と書いてあります。

○赤松委員 都市と書いてあるのは一体何でございませう。

○鈴木参考人 都市としての弊害を私も出さうと考へております。

○赤松委員 私はどうも県側のおつしやることは何をおつしやつてゐるかさ

つぱりわからないのです。あなたは過大都市として弊害が起る、あるいは理想的なというその基準をどこに置いておられますか。基準だけ示してもらいたい。

○鈴木参考人 それは理想都市としての形態を作り上げるために考えて、いろいろの角度からなされるべきものだと思うっておりますが、ここでどうすればどうというこまかいことを言うのは大へんだと思います。

○赤松委員 大へんじゃありません。一言でこれはわかるのです。議会の議決の際に泉側の発言の反対理由の一つとして、過大都市という言葉を使われている。一体過大都市とは何だという、その基準を明確に示していただきたい。

○鈴木参考人 太田さんからでもいいですか。

○赤松委員 けっこうです。

○太田参考人 過大都市の定義については、学者側から御見解をお述べになる点もあるだろう。それから私どものように、あなたと同じように実地について政治をやっておる者の見解も同じではないかと思ひますのは、今都市圏という言葉を使いましたけれども、都市があまりにもぶくぶくと、不健全にいわゆる不衛生的に混乱的に膨張するということがいわゆる過大都市の弊害であつて、名古屋は今やそれに近づきつつあるという見解をわれわれは実は持つておるわけでありませう。その過大都市を救済するためには、都市計画あるいは衛星都市を作つて、都市の分散をはかる。地方計画を完全にして今後の発展をそこへ導くというふうないろいろな考え方があつたわけなのであります。

これは一つの技術的な問題でもあり、学術的な研究の域にもむろん入るわけであつて、実際の面においてはそれぞれ指導の方針があり、実際に基いて行なつていくわけで、一朝一夕にここで総務部長が言われたように、あなたの納得のいくように説明ができないかも知れませんが、せういふ一つの信念と方針を突は持つておるわけでありませう。

○赤松委員 ぶくぶくと大きくなるのが過大都市だというふうな説明ですけれども、これについて奥井教授はどうですか。

○奥井参考人 名古屋の今回の合併の問題につきましても、学界としては過大都市といふことを毛頭考へておりません。過大都市という問題がわれわれの方の都市問題の研究分野にあることはあります。しかし事実申しますと、この判定は非常にむずかしいと申しますのは、過大でありますから、大き過ぎるのでありますから、何から見て過ぎたか、過ぎざるかという適正な基準が必要であります。この基準は人口が五百万だから多過ぎる、六百万だから多過ぎるとか、百万だから小さ過ぎるといふふうにも参らない。百万にしろ五百万にしろ、市民がそれこそ十分の生産活動をし、快的なうちに、健康的な環境のうちに愉快に送れば、五百万でも一千万でも都市として大きいとは言えない。また行政の面から言ひまして、はたして都市という市行政体といふものはこのくらいのものであるの行

政組織として、一番適当な大きさであるとかという点からも過大という点が出て参ります。たとえば一日の労働時間を八時間としましても、その前後に

二時間ないし三時間の通勤時間を要さなければ職場に行かれない、その通勤時間中も快的なすにひつり返つてタバコを吸いながら、乗りもので通勤ができるというのでなくて、あのぎゅう詰めの状態で通勤しなければならぬ、このために勤労者が持つところの心身の消耗は非常にひどい、そうすればそれだけ肝心の労働時間における彼らの勤労能率というものをマイナスにしていく。もしこゝういふような事態に都市があるとするならば、ある程度それは過大といふことは言へよう、大体そんなふうであります。

○赤松委員 私も奥井教授と同じ意見です。ただぶくぶくと大きくなるのが過大都市だ、そんな素朴な考え方は持つておりません。従つて泉の言つておる過大都市であるから、名古屋市への合併はいけなないのだという考え方は、全然理論的根拠のないものである、こゝういふふうには私に考へます。

次に愛知県町村合併審議会のメンバーに都市側から県会議員に入つておられるのは一人ですか。自治庁の方の御見解はどうでしょう。あなたたちは行政指導の面において、できる限り町村合併はスムーズに、摩擦の起らないようにやるべきです。それには元来審議会の性格といふものはこれは話し合うところなんです。議決はそれぞれの議会です。その前に研究するところなんです。従つてあらゆる利害関係者をも審議会に加えて、そこで合理的ないろいろな討論をやつて、最善と思われる結論を出すということが最もいい方法だと思ひますが、この点について行政部長はどう考へますか。

○小林説明員 愛知の審議会のメンバーの構成を全部存じておりませんが、今お話の通り、審議会は促進法に基づきまして、県全般の市町村を全体として均衡のとれた形に再編成するという趣旨でありますから、それに関係のある各方面の方々を網羅するのは適當だろうと思つております。

○赤松委員 ただいまの自治庁の御見解で明らかになつたわけでありませうが、私もさうだと思ひます。名古屋は人口百万以上のところですから、むろん直接促進法の対象にならないと思ひますけれども、その隣接町村が非常な利害関係を持ち、現に合併問題が起きております以上は、その審議会のメンバーに名古屋市の利害関係者をば加へるということは當然だと思ひます。従ひまして泉側のとられた審議会構成メンバーに対する方針というものは、片手落ちだと私は考へます。

次にお尋ねいたしますが、この町村合併の問題に基因いたしました、議決をめぐつて脅迫、暴行、さういふ不祥事件が現に起きておるわけでありませう。しかも先ほどの町村側の公述によれば、県の職員がこの町村合併を阻止するためにいろいろピラをまいた。そのピラも現に持つておるし、現認している。こゝういふように県の職員が、自治体が自主的にきめなければならぬ問題に介入したり、あるいは警察官を動員する、いわゆる権力の介入を見るということは、私は憲法で保障されている地方自治体の自由と権利を破壊する、まことに一大汚点だと思ひます。これはほうっておけません。この問題は非常に重大です。これはひとり愛知県だけの問題ではない。これこそ

今日の民主主義が要求しておるところの、地方自治体を民主的に健全に発達させるということに対する、自治体それ自身の、県行政それ自身の権力介入である。職員を使うということは地方公務員法違反なんです。こゝういふ事実が起きておりますが、これに対する自治庁の見解はどうでありませうか。

○小林説明員 この町村合併の問題は、今お話の通り町村の意思を基礎にしてやるわけでありませうが、この町村合併は全体として均衡のとれた町村を作るために県の方において全体的にやるわけでありませう。それで県の方の立場で適當と認める計画についての趣旨を住民に周知させるということをとらまえて、とやかく言うわけには参らぬだらうと思ひます。ただ住民の意思を押し曲げるために不当な力を用いる、こゝういふことがあれば、これはもちろん適當だといふことは、どうていできないことだと存じます。

○赤松委員 現に不当な干渉を行つておるじゃありませんか。町村合併をするなどというピラをまいておる。これについては行き過ぎだと思ひませんか。自治庁はこれを許しますか。

○小林説明員 どういふピラが私もよく知りませんが、これは県といたしまして、その合併が適當か不適當か一つの判断を持つておやりになる。より適當な方向に指導する、さういふ段階、その程度では、これをもつてただちに不都合だといふわけには参らぬだらうと思ひます。それぞれの正しい判断を住民並びに関係当局に示して、そして住民の自由な判断の資料にするという程度のもので、県としても當然責任

上やうしてしるべき範囲があると私は存するであります。

○赤松委員 非常にその点は重要だと思ふのです。先ほど私があなたに質問した際に、町村合併というものは住民の意思を尊重して行ふべきものであるといふことをおっしゃいましたね。さすれば県が介入する必要はないじゃありませんか。これはそれぞれの町村の自主的な判断にまかしておくべきだと思います。町村合併をやるといふことを、しかも県の職員が時間中職務を放棄して街頭に出てビラをまくといふことは、これは行き過ぎと思ひませんか、是認しますか。

○小林説明員 ビラをまいたかまかぬかという事実の問題がありますが、私の申しましたのは、町村合併は町村民の自主的な意思に基づくことは当然でございます。しかしながら県の立場で全体の町村を合理化するために、どうした方がよい、合理的な案であるかといふことを参考として、その立場を申し述べたために、その立場を周知せしめるといふこと自体をとらえて、これは行き過ぎだといふわけには参らぬだらうと思ひます。

○大矢委員 赤松君時間が来ておりますから……

○赤松委員 それじゃ切り切れとんぼじゃありませんか。

○大矢委員 申し合せがあるのでからその程度にしてください。春日君。

○春日委員 それでは伺います。ただいま参考人からいろいろと参考意見を拝聴いたしましたのでありますが、それによりまして、これは県によりおそれるべき恐怖政治がまさにしかれようとい

してあるのであります。たとえば暴行とか脅迫とか買収、供応あるいは選挙に介入をし、禁止をされておる公務員の選挙介入、選挙活動、まったく百鬼夜行とも称すべきものであつて、まさに人殺しと、火つけと、強姦が行われていないだけで、一切の犯罪がこの名古屋をめぐり十一カ町村の内部にお

るべき勢いで行われておるのであります。そこで私は伺ひをいたしたいことは、本日行政管理局から御出席に相なつておると思ふのでありますが、行政管理局の責任者並びに自治庁の責任者にお伺ひをしたいのだが、知らない前はいざ知らず、こういうことが本委員会公の席において陳述をいたされたからには、当然その責任監督者といひまして、今後当然何らかの措置がとられなければならないと思ふのであるが、これに對します自治庁の見解並びに行政管理局の決意、これについてまずはお伺ひをいたしたいと思ひます。

○小林説明員 名古屋市の周辺をめぐる合併の問題は、きわめて重大な問題であります。先ほど来いろいろ伺つておりますと、遠からず自治庁にも審査請求が参ると思つておるわけでありすが、審査の請求が参れば、当然総理大臣の責任において、その可否を判断しなければならぬわけでありすが、それに關連して、今それをめぐつて暴行とか脅迫とかいろいろの問題があるといふ発言もあつたのでありますが、暴行、脅迫といふことになれば刑事犯罪にもなるわけでございますが、われわれといたしましても問題が適切に、円滑に行われることが根本でありますので、そうしたいろいろな諸事情も当

然に十分審査をいたしまして、適当な判断をしなければならぬ、こういうふう存じております。

○岡松説明員 行政管理局としては、国の行政事務について監察をやつておるわけでありすが、従ひました府県の固有事務に關しましては、監察をいたす権限がないわけでございます。ただ町村合併につきましても、促進法によつて合併補助金が出ております。従ひまして、国の補助にかゝる府県の業務につきましても、市町村業務につきましてもは調査をする権限があるわけでございます。先般合併促進法に基く補助金につきましても、一部調査をいたしておるのでございすが、まだ始めたばかりで十分完結しておりませんので、結果につきましても、今お話し申し上げるわけには参りませんが、その補助金の不当な使途といふ面におきましては、われわれ十分今後監査していかねばならぬといふふう考へております。

○春日委員 そういたしますと、ただいま参考人の陳述の中にこういうようなことがありました。それは合併に賛成するならば補助を打ち切るといふ事柄であります。これらの土木事業、あるいは諸般の事業の中で、当然国の委託事務といふ事柄があるかと思ふのであります。こういうような補助金交付の仕事が、合併するかしなないかといふような事柄に關連して、あるところろは促進され、あるものは打ち切られる、こういうような事実が行われておるのでありますが、これに對して管理庁はどういうような見解をお持ちになつておるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○岡松説明員 議会で議決されました補助金は、県が当然市町村に交付しなければならぬのに、今の御質問のよう

にいろいろの理由でこれを延ばすとか、やらないとかいふたうなことは、個々の具体的ケースを調べてみなければならぬと思ひますが、一応御質問の趣旨から判断いたしますと、出すべきものは出さなければいかぬ、こういうふうな私の立場としては言えると思ひます。

○春日委員 出すべきものを出さなかつた場合は、行政管理局はいかなる処置を講ずるお考えですか。

○岡松説明員 ただいまの問題になつておりますケースにつきましても、私の方はまだ監察にいたしておりませんが、具体的に何とも申し上げられませんが、今後のケースにつきましても、またそのケースばかりでなく実際に當りまして、不当の理由によつて補助を出さないようなものにつきましてもは、当然県の方に補助を出すよう

に、私の方は主務官庁を通じて勧告することができると考へております。

○春日委員 この際行政部長にお伺ひをしたいと思いますのでありますが、地方自治法はその冒頭に、「地方自治の本旨に基いて、地方公共団体」云々とあるわけでありすが、地方自治の本旨が何であるかといふことはもうすでに言ひ古されておるところであります。いすれにしても、府県住民の意思を尊重するといふことについては、疑いを差しはさむ余地はないと思ふのであります。そこで問題は、今回の事件は、受け入れる側の名古屋市長も、その住民の総意をもつて受け入れる、合併をするといふ議決をいたしております。し

こうしてその周辺十一カ町村の諸君もこれは成規の機關によつて合併をしたといふ議決をいたしておるのであります。すなわち關係住民の意思は疑いもなく機關決定を行うことによつて合併したいといふ決議が行われておる。

そこで地方自治法の本旨なるものが、府県住民の意思を尊重するといふことならば、県の措置はすべからずにかに

あるべきか、こういう問題がそこに生じて参ると思ふのであります。もとより当該当事者たちが、この事柄によつて過大都市になるかどうか、あるいはその他の県が反對されておりますやうな事柄等については、あまねく委曲を尽しての研究の結果であらうと思ひますが、それらの事柄をも含めてなおかつ合併決定を名古屋市長が行ひ、關係十一カ町村が行なつております。府県住民の意思もすなわちここに決定され、地方自治法は、その本旨に基いてこれを執行せよといふその事柄を冒頭に宣言いたしておる。従ひまして、私は重ねてあなたにお伺ひしたいのだが、こういうやうな申請が行われて参つた場合における県の態度はいかにあるべきか、これについてあなたの方が今まで指導されておりました事柄は、どういふ工合のものであつたか、この際承

つておきたいと思ひます。

○小林説明員 市町村の合併は、今お話し通り關係地元市町村の意思が基礎でありまして、市町村の意思が土台にならずには合併の問題は考へておられないのでございます。しかしながら地方自治法は、地元市町村の意思だけで事がきまるかといへば、そうじゃなしに、それより全体的な立場から市町村の規模として、いかなるものが適當で

あり、適正であるかという全体的な判断が必要だというふうに考えられまして、今知事がしかも県民の代表者である議会の意見を聞いてきめる、こういうことになっておるわけでございます。それでございますから、県といたされましては、あるいは県議会といたされましては、当然に住民の意思を土台にし、しかも全体として市町村の規模、区域その他がどうあった方がより効果的であり、より適正であるかというものを総合的な立場で御判断になつて、これはお定めになるべきものだと存じておるのでございます。

○春日委員 それではもう一歩進んでお伺いをいたしますが、そういうような場合、たとえば両方とも合併したい、合併されたい、こういう議決を行つております。その議案を取扱ふ知事の態度であります。同一の条件下にありましてこの十一カ町村の問題を、これは知事の提案権の問題でありまして、これは知事の精神その他趣旨等から考えまして、たとえば知事がそのうちのなかから二つの町村は合併を適当と思う、その他のものはいろいろな理由を付して、別途の提案をするという事柄については、これはどういうふうにお考えになっておられますか、知事の提案権はそういう場合いかにあるべきものか、この法律の精神とその解釈はどういうふうになされておるか、これをお伺いしたいと思います。

○小林説明員 これは知事といましては、それぞれの市町村の議決が適当か不適当か、最終的に決定をする権限が一応与えられておりますので、ものによつては適当と考える、ものによつては必ずしも適当でない、こうお考

えになったものとわれわれは考えざるを得ないのでありまして、その判断につきましてはいろいろ批評があります。法律上は、名古屋市に對して十一カ町村がそれぞれ合併の申し込みをしたのに對して、特定の村の編入は適当だ、その他のものは必ずしも適当でない、こういう判断は十分可能だろうと存じております。

○春日委員 それでは太田委員長にお伺いをいたしますが、太田委員長はその議決をした理由の一つといつたしまして、ある町村の中においては内部に反對であつたから、これを否決したといふことでありますが、しかしながら当該十一カ町村の議会の議決は、すなわち合併を可とするという議決であることは御承知の通りであります。合併したいということが機関によつて決定されておるにもかかわらず、その内部に一部反對の者があつたからこれをやめたという事柄は、これはその機関決定を否認して、少数の意見を尊重するといふような事柄ではないかと思つておりますが、少くとも民主政治のもとにおいて機関の決定を上級機関がこれを疑うとか、あるいはそれに對してとかの批判を行うとかいふことは、これは民主政治を冒瀆し、あるいは否認するやうなおそれなしとはいはないと思つております。それぞれの議会の決議があつたが、しかしその内部に反對者があつたやうだから、これを否決したといふことは、一体どういふ理由によつて、そういう冒瀆が行われたか、この際委員長の御見解を明らかにいたされたいと思つております。

○太田参考人 ちょうど私の言いたいと思ふことで、実は赤松さんが御質問

中にも申し上げたことであつたのであります。あるいはどうございまして。実は愛知県の町村合併は、方針といつたしまして内部に紛糾のあるものは取扱われない、いわば処理をしないという方針をもつて終始いたしておりました。これは名古屋周辺の合併ばかりではありません。郡部の町村の合併についても異議のあり、内部で紛糾のあるものについては調停をし、あるいは勧告をし、勧奨をし、そういうことをいたしまして処理を円満にいたすように処置をしております。ところが名古屋市周辺に關する限り、われわれの勧告も勧奨も相成り何れも受けつけてはおりませんのでやむを得ず否決の処分にしたといふことであります。そのうちにおきましてもお審査の必要ありと認めざるものにつきましては、親切に継続審議の措置をとつておる、こういうことであります。

○春日委員 ただいま参考人の陳述がうそでないならば、それらの内部において紛争が行われておりますのは、これは県当局の使喚とその動員によつて、その地帯においてそういう紛争が行われておるのであります。この参考書類にいろいろ述べられております通り九〇％とか、あるいは八〇％とか、ほとんど大多数の者が満場一致でござつてその合併を望んでおる。こういうやうな平穩な地帯に對して、あなた方が県の機関を動員し、職員を派遣して、あるときはビラをまき、あるときは供応、買収、籠絡、こういうやうな手段によつて反對論を巻き起し、そういうものを作つておいて、県の方針としては内部にそういう疑義のあるものについてはこれを認めない、こういう

やうなことは陰謀と詐術によつて、そういう内部のいわゆる紛争なるものを捏造して、そうして故意にあなた方が意図されておる合併否決の方への資料を作つていこう、条件を作り上げていこうとするものであつて、こういうやうなことはむしろ悪逆非道と断せざるを得ないのであります。それはそれといつたしまして、次は一つ総務部長にお伺いをいたしたいのであります。ただいま県の議会の権威において、この問題が議決されたとお言葉であります。そこであなたにお伺いをいたしたいのは、現在議会の定員は何名であり、そのときこのやうな重大な案件を議する会議に出席をいたしましたところの議員の数は何名であるか、この点をまず伺つてみたいと思ひます。

○鈴木参考人 私の記憶しておりますのは、四十五人の方が議会の振鈴とともに入つて來ましたことを知つておりますが、その他の方々につきましては……

○春日委員 定員は何名ですか。

○鈴木参考人 定員は八十名のところ、欠員五名になっております。現員七十五名であります。

○春日委員 少くとも県下を震動したております重大議案がまさに議決、審議されようといつたしますその重大な議会に對しまして、七十五名の議員中四十数名しか入場し得ないといふことについては、相当大きな内容が秘められておると思つておりますが、一体三十数名の欠席をいたしました諸君は、いかなる理由によつて欠席をいたしたものであるか、その理由についてはこの際市側から、おそらくはそれぞれ御消息が伝わつておると思つてあ

りますが、一つ反對的立場にあられる横井助役から、もし御存じでありましたならば、三十数名の議員が一体いかなる理由で、その本会議へ入らなかつたのであるか、その理由についてお聞き取りの点をお聞かせを願ひたいと思ふのであります。

○横井参考人 私も県議員の諸君がどういふ理由で欠席されたかといふことについてははつきり存じておりませんが、当時の県議会の模様は、たくさん出席をしておいでになりましたが、議決せられる結論が大体初めから出たので、不服の方は入場されなかつた、そういうことではなかつたかと思つております。はつきり詳しい事情は存じておりませんが、提案されたものが結論をあらかじめつけたやうな提案であつたという事柄が非常に不服であつた不滿であつたといふことではなかつたかと思つております。

○大矢委員長 ちよつとお諮りしますが、申し合せの二時を過ぎまして、重要な本会議に於ける議案が……

○春日委員 もう一言だけ……。それは総務部長にお伺いをいたしたいのであります。あなたがあなたただいま愛知県の議会が、その権威において本案件を審議して、四十対四といふやうな圧倒的多数で議決されたといふことが、お話の中に述べられておつたのであります。ただいま横井参考人から述べられております通り、その中の三十数名の諸君は余儀なき事情があつて、その本会議に参會できなかったのではなかつて、本議案に對して重大な疑義があつたので、従つて故意にその入場を拒否した、こういう事柄が明

らかにされたのでございます。従いまして定員八十名のうちで半數になんなんとするところの大多數は、このような議決に対して重大なる疑義の表示が行われておったものであるということを知りました。ただいま委員長の御指示がありますので、私の質問を後刻に譲ることにいたします。

○大矢委員長 まだ質疑の通告がありますから続行したいと思ひますが、今付託になりました二法案の審議の都合上、この質疑は一時延期しまして、後刻これを行うこととして、これから二法案の審議に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大矢委員長 それではさようにいたします。

○大矢委員長 ではこの際お諮りを申し上げます。町村合併促進法の一部を改正する法律案、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の両案が、先刻当委員会に付託になりましたが、この両案は緊急を要しまするので、一時参考人に対する質疑を延期いたし、後刻行うこととして、これより両案を一括議題として、その審査をいたすことといたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大矢委員長 御異議がないと認めまして、両案を一括議題として審査を進めることといたします。

それではまず提案者よりその提案理由の説明を聴取することといたします。参議院議員石村幸作君。

町村合併促進法の一部を改正する法律案

町村合併促進法の一部を改正する法律案

町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（合併予定町村の議員及び長の任期の特例）

第二十三条の三 前条第一項に規定する町村で、同項の町村合併に関する計画に基づく町村合併をすみやかに行うため、関係町村の議会の議決を経て地方自治法第二百五十二條の二の規定による町村合併促進協議会を置き、その旨を都道府県知事に届け出たものにおいて

は、当該町村の議会の議員又は長の任期が町村合併前に満了することとなるときは、当該議員又は長の任期は、三箇月間（その期間内に町村合併が行われたときはその日まで）延長されるものとする。

地方自治法第七條の規定により、町村の数の減少を伴う町村の廢置分合（人口十萬未満の市への編入に係るものを含む）の申請をした町村で当該町村の廢置分合に關して都道府県の議会の議決がなされてないものうち当該廢置分合により廢止されることとなるものにおいて、また、同様とする。

第三十七條第一項中「第三條の規定及び」を「第三條及び第二十三條の三後段の規定」に改め、「第九條の規定」の下に「並びに市について第二十三條の三の前の規定」を加える。

て第二十三條の三の前の規定」を加える。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

3 改正後の町村合併促進法第二十三條の三前段の規定は、昭和三十年四月十九日までに同條に規定する届出があつた場合に限り、同條後段の規定は、この法律施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條の規定による申請がなされている場合に限り適用があるものとする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第七條を第八條とし、第六條の次に次の一条を加える。

（市町村の議会の議員及び長の任期の特例）

第七條 第一條の規定により行われる市町村の、当該選挙の期日がその議会の議員又は長の任期満了の日後であるときは、当該議会の議員又は長は、地方自治法第九十三條第一項又は第四百十條第一項の規定にかかわらず、次の議会の議員又は長についての公職選挙法第一百一条第二項の規定による告示の日の前日までは、引き続き当該議

会の議員又は長として在任するものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○石村参議院議員 ただいま議題となりました町村合併促進法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

去る昭和二十八年第十六回国会におきまして、各党一致の共同提案により制定されました町村合併促進法は、同年十月一日より施行されましたが、幸

い、国、都道府県及び市町村をあげての協力一致の体制により、合併は着々進み、今や町村合併の促進の機運はますます昂揚せられ、特に、本年四月の地方選挙を控えたためもありまして、この四月一日までに行われる本年度の町村合併は実に千四百六十六件に及び、本年度の計画をはるかに上回る状況であります。

これを両年度にわたって通計いたしますと、促進法施行以来現在に至るまでに合併件数千八百六十三件、減少町村数五千九百六十六に達し、すでに当初の計画の八二%強を達成し、わが国市町村数はこの一年有半の間に実に約九千八百から五千に減少され、その規模は飛躍的に拡大され、その規模の適正化を見つづけるのであります。

まことに当代まれにみる地方公共団体の再編成事業であります。その間に多少の紛議はあるにいたしましたが、も、全体としてはおおむね円滑裏に着々とその大半を完了いたしましたことは、地方自治の確立のために御同慶

の至りにたえないところであります。

この間、町村合併の促進の実際の状況にかんがみ、促進法も、再三各位の御賛同のもとに改正され、その間の變化に適應して参つたのであります。しかるところ、四月の地方選挙を控えた現段階におきましても、あるいは都道府県議会の選挙のため、あるいは合併条件その他新町村建設計画の策定の細目決定の遅延等のため、相当な数の町村合併が関係町村間においてお

むね話し合いがつきながら、なお、最終的決定に至らないものがそのままに残される状況にあるのであります。これがこのまま推移いたしますならば、地方選挙のため、その手続が一時頓挫いたしますこととなるのみならず、また、いたずらに重複して選挙を行う結果となり、その間に混乱の予想されるものも少なくないと思われるのであります。

このような特殊な事情にある町村につきましては、ひとまず町村合併を先行せしめることとし、その後において議員または長の選挙を実施せしめることが、新町村の運営上からも適当であると考へられますので、そのため所要の改正を加えることが必要であると存する次第であります。

改正法案におきましては、かれこれ事情を勘案いたしました結果、関係町村におきまして、都道府県の合併計画に基いてそれぞれの議会の議決を経て町村合併促進協議会を設け、その旨を都道府県知事に届け出ました町村に限り、議員または長の任期が満了することとなる場合におきましても、三カ月の範囲内でその町村合併が行われる日まではその任期を延長しようとするも

のであります。なお町村で合併または人口十万余の市への編入の申請をしたのにもかかわらず、その後都道府県の議会の議決がないものにつきまして、同様の措置をとることが実情に即するものと考えられます。これがため第二十三条の三として町村合併促進法に、附則におきまして、その町村合併促進協議会の設置の届出の日を四月十九日までとすることいたしました。町村合併促進協議会が設けられる段階になって、町村は、おおむね、町村合併に関する協議が軌道に乗ったものと考へて差しつかえなからうと存ずるからであります。

なお、この特例規定の適用を受けることができるのは、町村に限ることといたし、市にまでは及ばざることとしたいたしました。ただし市と町村との合併におきましては、原則として、編入される町村については考慮すれば足りると思ふからであります。

以上が改正法案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同を賜わりますようお願い申し上げる次第であります。

引き続き、ただいま上程されました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、これを提案いたしました理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。

公職選挙法第三十三条の規定により、市町村の議会の議員及び長の任期満了による一般選挙は、その任期が終る前に行われることになっており、議員または長に職欠を生じないよ

うに措置されているのであります。が、前国会におきまして成立いたしました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律におきましては、全国的に選挙期日を統一し、市町村においては、これらの多くの者の任期が四月二十二日に満了するにもかかわらず、選挙の期日を四月三十日に定めました。この結果多くの市町村におきましては議員または長の選挙が前任者の任期満了の後に行われることとなったため次の選挙が行われるまでの間は議決機関または執行機関が欠ける結果となるのであります。かくのごとく多数の市町村において同時に議決機関または執行機関を欠くという事態が法律上の措置によつて生じますことは、制度上適當ではなく、実際の事務処理上も都合を生ずるおそれがあると思ふので、今回地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正いたし、議員及び長の任期について特例を設け、前に申しましたような不都合を防ぐとすものである。すなわち前述特例法の末尾に第七条として新たに一条文を設け、今回の選挙が議員または長の任期満了後に行われることとなる市町村については、前任者は選挙により後任者が定まるまでは引き続き議会の議員または長として在任することとし、議決機関または執行機関の職欠による市町村事務の空白を防止しようとするものであります。

以上本法案の提案理由並びにその内容を概略御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議のほどをお願い申し上げます。

○大矢委員長 これより質疑に入りま

す。坂本泰良君。

○坂本委員 これは八日間空白になるのでそれを埋めるというお話でありますが、この市町村の長は任期が二十二日に満了いたしますと、規定によつて助役がその他の者を指名して市長にかわる者を設置するわけですね。そうするとわずか八日間ですから、大して支障は来さないように考えられますが、その点についての御見解を承わりたい。

○石村参議院議員 御説一応ごもっともでありまして、長の不在中または欠けておるときには助役がその代理行為ができるのであります。この市町村の場合に、説明には書いてありませんが、町村長というものは――たとえば関係団体等があります。共済組合とかまは農協組合とかいろいろな付随団体がありまして、その長は法律または規約によりましてその新町村長が当るということになっておりました。これに助役ではいけないことになっております。こんなこともありますし、また長のいない場合には助役でいいのであります。ここは一週間空白があるということ、そのことが法的に欠けているのはおもしろくないじゃないかというように考へております。

○坂本委員 町村長の地位によつて他の地位を兼務する場合はやはり事務の取り扱いといひますか、助役かまたは助役がいない場合にはその他の者がそれにかかわることになれば、やはり当然その地位につきましますから、その地位についた者がやはり同じような兼務をすることになりますから、どうもさしつかえはないように考えられるのであり

ますが、その点について承わりたい。

○石村参議院議員 そういふこともできるかと存じます。しかしした長の場合ですと、これは議会の議員の場合も同じように取り扱っておりますが、長の場合ですと議会の場合に当然空白があつてはいけないにもかかわらず、立法措置によつて空白ができた、これを埋め合わせたい、こう考へております。

○坂本委員 もちろん立法措置という理由が付きましますけれども、やはりそういうような立法措置の場合でも、あるいは町村長が死ぬとか海外に旅行するとかいう場合と同じなので、法的にはここに第五条で定める規定がありましますから、ことさらに八日間の空白を埋めるために法律を改正する必要はないんじゃないか、こう思われるのですが、その点いかがでしょうか。

○石村参議院議員 これはたとへば特別な場合、または特殊な場合にさういふことが生じたのではなく、全国的に全部がこれに当てはまるわけでありましますから、特にこの長の場合だけでなく、議会の場合ですとほとんどの市町村議会が空白になり、議決機関がないことになる。これでは困るから直そう、どうせ直すなら今の市町村長の場合も一緒にさういふふうに考へたわけでありまします。

○坂本委員 この議員の場合もわずか八日ですから、もちろん水害とか何とか不可抗力のことが起らないとも限りませんが、議員のいない場合は長が専決処分をすることができるといふので、ですからやはり議員の場合も特に法律を改正してやる必要はないと思ひますが、その点の御見解を承わりたい。

い。

○石村参議院議員 御説は事実問題といたしましてはごもっとも千万であります。ただ今の議決機関が八日くらいはなくても事実問題とすれば、ちやうど選挙も始まつておるときで、大した問題はないとも考えられます。しかし今おっしゃられたようにまた突発的ないろいろな問題が起るかもしれない。そこでこれが一部の町村の場合であるならばともかくも、全国の大多数町村に關することでありまして、法によつてそこに空白が生じた、つまり欠陥が生じておられますから、でき得れば法によつてその空白を埋めたらとさういふつもりでございます。

○坂本委員 町村合併促進法の一部を改正する法律案についてでございますが、第二十三条の三の中に「町村合併促進協議会を置き、その旨を都道府県知事に届け出たものにおいては、さう書いてあるわけですね。そこで疑問になりますのは都道府県知事に届け出たものであつて、県議会が否決されたものはこれに入るかどうか、それから継続審議になつておるものはこれに入るかどうか、この点をお聞きしたい。

○石村参議院議員 御説の通り届け出て、しかも町村が議会で議決をして申請して、さうして否決になつたものはこの中に入らない、それから継続審議中のものはこれに入ります。

○坂本委員 そこで自治庁にお聞きしたいのですが、県議会が否決されたものは入らないというのですから、継続審議になつておるものは現在の段階でどのくらいあります。調査ができておればお示しを願ひたい。

○小林説明員 ちよつと正確な数字は

承知しておりませんが、県によって二、三件あるところはあります。われわれの耳にはつきり入っているものが数件ありまして、全国的に見ればやはり二、三十件はあるだろうと思っております。

○坂本委員 この継続審議になつていようなケースでもって、町村議会の意思と一般町村民の意思とがまだ一致していない、町村会の議決があつても町村民がそれに反対をしている、こういうので継続審議に入っているものもあると思ひますが、先般の委員会で質問いたしました場合に、そういう問題になつていところは町村議会の意思と町村民の意思と必ずしも一致していない。それは四年前に選挙された町村会議員であるから、もちろん町村民の意思と遊離している場合がある。従つて今日の選挙によつて新たに町村民の意思によつて選ばれた議員によれば、そこまでスムーズに行くことがあつて、その間にもいろいろの御答弁をこの間聞いたように思ひますが、そういうお考えからいいますと、かえつてこの際町村議会の議員の選挙をやつて、その町村会議員の新たに選ばれた者がこれを議決した方がスムーズにこの町村合併が行くのではないか、こう考えられますが、この点についての御見解を承りたい。

○小林説明員 今お話の通り、町村が議決して県の段階に行つて県で保留中のものはいろいろございまして、一つは県議会の方の立場——その合併の結果、いろいろ選挙区に影響があるとか何とかいうような立場で必ずしも円滑に進んでおらぬものもございまして、それからもう一つは、分村などの問題が

ありまして、その合併について住民が相当反対しておる。分村その他の問題は、その間に調整できればよかつたのですが、時間的に十分調整するいとまがなしにこの選挙に臨む、こういうものもございまして。それから今おっしゃいましたような問題があるものもあり得るだろうと思つてございまして。それで結局いすれにしろどこかの側に問題があつたのが保留になつておるわけでございます。そういうものをそれぞれ振り分けをすることが実は非常に困難なことがありますので、まずともかゝも一応延期することによりまして新しい県議会で判断を願う、しかしながら、その場合において、やはり適当でないといふことになれば、これは三カ月だけの暫定的な延長でございまして、その後に新しく判断をするということも可能になるわけでございます。お尋ねのような問題は十分に解決できるだろうと存じております。

○坂本委員 これは提案者の見解を承ることにしたいと思います。そういうふうないろいろなケースがあるわけですが、この際自治の本旨に従つて町村民の意思を反映して、この町村合併をやるといふのは、この際町村議会の議員が延期をせずに選挙をして、新たな町村会議員でやつた方がいいようにも考えられるのですが、その点についての提案者の御見解をお伺いしたい。

○石村参議院議員 今行政部長の答弁にあつたように、いろいろな形があるわけでありまして、この法案をまとめます骨子といたしましては、もう少しで合併の手続が完了するといふ面をなるべく狭い範囲にしはつてこれ

を考えたわけでありまして、今のような議会の意思と町村民の意思との問題等もいろいろ考えられるのでありますけれども、議会が決議し、または議会がそういうふうに進んでおるいろいろな面があつても、なるべくもう一歩でこれがまとまつて手続が完了するといふようなものになるべく限るようにしはつた次第であります。

○中井委員 少し留守しておりましたので、あるいはほかの方からお尋ねがあつたかと思つたのですが、一、二だけお尋ねします。簡単なことですが、この四月の三十日に選挙が延びたために、議会の議員及び長の任期を延ばすという問題、これは一昨日お話を伺ひましたときには、特に今回はあつていふ位置をしたのであつて、それで延ばすといふことでありましたが、今この法律案を拝見いたしますと、一般的に延ばされるような法案になつておると思ひます。それでこれからはやるときにはいつもこういうふうに延びるときに何になつておるのでしょうか、この点はどうかでありまして、私は反対ではないのですが、先が心配でありまして、ちよつと伺つておきます。

○石村参議院議員 今後こういうことはめつたに起らないと思ひます。先般選挙の期日に関する特例法が出たときに、当然空白を置かないようにすればよかつたのではないかと思ひておりました。偶然にもこの三十日に選挙期日を定めたために法的にここに一週間の空白が出たわけでありまして、これは特殊事情だと考えております。

○中井委員 今の御答弁ではよくわからないのでありますが、今回特に一週間だけ延びたのですから、この法律案

も特例としてお出しになるのはいかじやないか、将来しばしばこういうことが起りましたら、非常に大きな問題だろうと思つて。今回は一週間ですが、これが十五日延びるとか一月延びるといふようなことも起らないとは限らないのであります。この辺について自治庁の小林君から見解を伺ひたい。

○小林説明員 今お尋ねの問題ですが、これは全く今回限りの特例でございます。いまして、公共団体の議員及び長の選挙期日等の特例がそもそも特例でございまして、その特例に基く結果だけを延ばすといふのでございまして、今度の選挙だけの問題だと思ひます。

○中井委員 そういたしますと、この選挙が済むとこの法律案は廃案になるのですか。

○小林説明員 この法律は当然に目的を達して廃案と申しますか、効果を発生しなくなるわけでございます。

○中井委員 効果は残らないのですか。

○小林説明員 効果は残りません。

○中井委員 そういふことならばどうもはつきりしないと思つて、一般的な法律案のように思つて、どうでしようか。

○小林説明員 もう一度申し上げますが、この元になつております公共団体の臨時特例に関する法律は、この法律施行の日から昭和三十年五月二十日までの間における選挙だけを問題にいたしております。それを受けまして第一條の規定によつてなつておりますから、その選挙だけの問題で、法律の規定上当然そうなつておるわけであり

まい。

○石村参議院議員 これはこの起案のときにも一応そういうことも考へて研究したのでありまして、できるといふわけであります。いろいろ取捨選択ができるわけであります。かえつてそれでは混乱を来たすのじやないか、つまりもう一歩で必ずこれは手続が終る、合併が完了するといふ見通しのついたものにしはつたものでありますから、全面的に本案のようにいたした方がいいと考へたわけでありまして。

○中井委員 いずれにしましても、三

月しんぼうすれば済むことですから大したことはないのですが、現実の問題といたしましては、たとえば今の村長や今の議員の間は合併をしないのだ、こういう者がやめたおれたちの手で合併するのだといふふうな町村も全国に突はたくさんあるものであります。私はこのことだけを申し上げておきますが、いすれにしても大したことではありせんから賛成をいたしておきますが、どうぞそういう意見も方々にありますから、それを今度は三カ月以内であるから、無理やりに現在早く決議をせよといふような指導を自治庁の方で、私はむしろなさらぬように、中こまでもんだやな町村はほうつて

おいたらいというふうには実は考えておられますから、御参考までに意見だけを申し上げておきます。

○床次委員 ます合併促進法案についてお尋ねしておきたいのですが、今回の御趣旨は、すでに大体の話がついておる、ただ最終的決定をしない、手続が時間切れのためにできなかったというものを救済するのが目的であるかと思うのですが、三ヶ月間延長されましてためにいろいろの問題が出てくるおそれもあると思う。この点に對しましては特に行政指導が大切と思うのでありますが、この点に對して自治庁の御意見を伺いたい。

○小林説明員 お尋ねの点はしごくもつともでございますが、先ほど中井委員の結局任意にしたいいいじゃないかというお話ともからんでおるわけでありますが、この法律の趣旨は大体七、八分は地固めができておる、あとの二、三分だけ合併のいろいろの条件が残っておるといふものについて、もうしばらく一ヶ月か二ヶ月あつたらというものを解消しようという趣旨でありますので、われわれといたしましては実情に即して遺憾のないようにしたいと思ふのでございます。

それから今の、町村長がどうこうというふうな場合は、そもそも合併の話がまとまらぬ場合でありまして、そういう場合はむしろこの種の手續が行われまして新しい議会によって考えていただく方が適當だろう、その点は誤りのないように実施をいたしたいと考えております。

○床次委員 ただいまの御答弁の趣旨によつて、これは十分慎重に扱つて、この法律ができたためにかえつて摩擦

を増すということのないように十分配慮していただきたいと思ふのであります。

次に期日の臨時特例に関する法律案であります、第七條におきまして「議員又は長として在任するものとす」といふふうになつておりますが、この言葉は仕事がありましてときにすゝというふうにか、そのまゝ當然職務にあるというふうにか、またこれに關連いたしまして辭職その他がでるかできないかという議論も出ておるのだと思ひますが、この規定をどういふふうに解されるか、御説明をお願いしたいと思います。

○小林説明員 この在任するという表現でございますが、これは個々の事務が起きたときにこの仕事をとり得るといふ意味ではなしに、引續いてその地位が繼續するといふふうに解せざるを得ないだらうと思ひます。

○床次委員 さような場合におきましては、当人が立候補しております場合におきましては、いろいろ支障も出るのじやないかと思ふのでありますが、この点いかがでありますか。

○小林説明員 これは實際の問題としてあり得ると思ふのでございますが、御案内の通り一時は全部事實上辭職をして立候補いたしておりますが、市町村長は一般的に見ますと、現在でも辭表を出さずにそのまま仕事をしておる者が多くないように見受けられます。結局そういう問題の続きになるだらうと存じておるのでございます。

○床次委員 特別職でありますからそういう状態もあり得るわけでありましたが、ただ先ほど後段にお尋ねいたしましたところの辭職するかしないかとい

う問題であります、この規定があつても辭職の問題は別個に考えられると思ひますが、この点はいかように解釈されますか。

○小林説明員 辭職は當然にできるだらうと思ひます。

○古井委員 關連してお尋ねいたします。今お尋ねの点であります、任期満了の後も在任をするといふのです、これは辭職してよいといふことには、これは辭職上そういう解釈は非常にむづかしいのじやないかと思ふのですけれども、それは確信がありますか。法律上いやでもおうでも議員あるいは長になつておらなければいかん、してよくということが書いてある。これは辭任ができないのじやないかと私は思ふのですが、その点は一體確信があるのかないのか。

もう一つは、一任在職のままで選挙に臨むことが好ましいことかどうかという問題で、そういう場合も起ることあり得るけれども、しかしそれがよいことかどうか。この法律はそれをよくいことだといふふうにしてある。これはちよつと問題がありやしないかと思ふのです。これが第二点です。

もう一つは、当選人の告示の日の前日まで在任するところなのですが、当選人の告示の日といふものはあらかじめ予定ができないわけである。前日までといふのは一休何をいうのであるか。

あとになつてみれば前日といふことはわかるけれども、職務を行うべき責任のある時期があらかじめわかつていないといふことになりはしないか。こういう点は一休理屈が通つていふようにお考えになるかどうか御説明願ひたい。

○杉山参議院法制局参事 「長として在任するものとする」といふふうに書きました趣旨は、その議員または長としての任期がそのときまで延びていくのだといふ趣旨で書いておるわけでございます。従つてその任期がそこまで来るということ、その任期中に辭任することができるといふことは當然であらうかと考えております。それから「告示の日の前日までは」と書きましたの、この法案の提案の趣旨が、前の議員とあとの議員との間に空間ができないようにしろといふことでございまして、次の選挙の選挙の効力が生ずる告示の日には、もう新しい議員の効力を生じさせるようにする方がよいのじやないか、そうすれば前の議員はその日の前日までさせておくといふことの方がよくはないだらうかといふことで、前日までといふことになつておるのであります。お話のように確かに告示の日といふのがあらかじめわからないうことになりまして、本日議員あるいは知事ではなかつたといふような事態が起り得ると思ひますけれども、しかし告示そのものはその市町村で行うわけでありまして、あらかじめの連絡で當然わかるのだといふふうに、實際上の処置としてその辺のことは処置できはしないだらうかといふふうに考えております。法律の問題といたしましては、告示があればその前の日まで前の議員がおつて、告示の日から新しい議員あるいは長の任期が始まるのだといふふうには將來から見ればはつきりしてはくると思ひます。

○古井委員 それではこの言葉でもつてやめることができるかといふことも疑義のない程度に明らかだと思ひます。

つておるのか、すこぶるあいまいで、疑問だと思ふのです。やめ得るのだ、任期がそれだけ延びたのだといふ解釈に對しては、これはまことに疑問を起す条文だと私は思ふのです。そういうあいまいな規定を設けるということに一つ問題があるかと思ふ。もしまたやめ得るというならば、この任期満了の翌日の法律があつてもすぐやめてよいのであるから、任期を續けていつてつないでいこうという趣旨は没却されるかと思ふ。やめてよいといふことであるならば、續けなければならぬのだといふ趣旨は貫徹できないことになつて續けるという趣旨が徹底しないようなことになるかと思ふ。

それから今の告示の前日の問題は、市町村長としての責任がいつまであるかといふことは大問題である。あとになつて責任がその日はあつたのかなくなつたのかまきまつたといふのは、まことにこれは困る問題じやないかと思ふ。その辺はやはり問題が残つていはいかと思ひますけれども、もう一度得心のいく御説明が伺えたならば伺いたいと思ひます。

○杉山参議院法制局参事 この在任するといふ規定は、実は町村合併促進法の中にも使つておりました、これは第九條であります、協議をして在任をすることができるとありますが、この「できる」といふのは、協議をしたら在任をすることができるといふことになつておるわけですが、その場合に、ではその議員が辭職ができないか——この場合は一年ですが、できないかといふと、その場合にはもちろんできる

はできないと思う。五日間の諸君の期問がここに設けられておる。だからほんとうに厳密に言えば、告示されてから五日後でなければ就職のできない人である人と二つあることになる。そういう問題の解決はどうするのですか。

○小林説明員　これは法務局の方から

が、われわれはこの条文をこういうふう
に解釈するものでございます。百四
条の問題は、五日以内にしなかつたな
らば当選を失う、当選の効力は告示の
日から生ずるという建前になっておる
ようにわれわれは考えます。それで五
日以内の間に一度は当選の効力が生じ
たものが議員でなくなる、こういう考
え方だろうと思います。その日まで当
選の効力が発生しないという趣旨では
ないようにわれわれは選挙法を理解し
たしておるのであります。それですか
ら理論上はこういうことでもいいだろ
う、こういうふうに思っております。
○大矢委員長 他に質疑もないよう
でありますから、この質疑を打ち切る
ことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○大矢委員長 御異議がないようでありますから、これにて両案に對する質疑は終了いたしました。それではこの際お諮りいたします。討論に移りたいと思ひますが、討論を省略して直ちに採決に移ることに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○大矢委員長　御異議がないようでありますから、討論を省略して直ちに採決することに決しました。それでは採決いたします。町村合併促進法の一部

立

語りたしまするが、

なし」と呼ぶ者あり

これをもつて一時休

三時一分休憩

午後四時五分開議

鳴海町長に

あるいはいろいろ

人
ただいま委員長

100

○赤松委員
行政部

○小林説明員 ども

○赤松委員
行政課

としての職務の執行

まず第一に、県政

10000000

散布しました県職員

ども、これには穩

との合併を内定し

的に反撃を致しま

う事実問題は別に

次にお尋ねしたい

へ出かけた。そこに

青山末吉、
榎井馨、

鳴海町會議員二十一人

否決しようとした。

100

その群衆の中にまゝ

頭に黒髪長ととめ

の中でおそく

るといたしますなり

もう一点は何か下

2

そしてそれに加藤という町議をお連れしていろいろと反対のための懇談をしたかのごときお話でありますけれども、私は鳥要という料理屋がどこにあるのやらまた加藤という町議がどんな顔をしているのやら全然知らないの

つきり言っておりますので、これは間違いないとせん。

○鈴木参考人　ただいまの問題に関連して、先ほど私申し上げました通り、消防団長としてはこの地方議会の議決の問題についてはもっと慎重に考

○水谷参考人 私どもは事件のあらましを検察庁から呼ばれて取調べを受けただけでございしますが、私どももいたしましては大体いわれる告発等はいたしません、事件の真相をきわめていたのだと思います、また暴行を實際働いたのは町

した事実も、先ほどの県職員のおかげで、
 行き過ぎた合併阻止の運動ととも
 に、こういう暴力が公然と行われ、鳴
 海町の住民の意思をばじゅうりんしつ
 つあるという事実が明確になったことと
 は大へんけっこうでございます。しか

また債権の酌量する場合もあり得るわけでありませう。こういうことは奨励できまじけれども、債権酌量するところのある場合があるわけです。ところがそこに監督行政官庁であるところの原の職員がそういう暴行を使喚

した、あるいは指導したというような事実が明確になった場合におきましては、われわれとしてはこれを放置するわけには参りません。そこで自治庁といたしまして、そういう事実が具体的に明らかになりました場合には、いかなる方法をおとりになるか、一つお聞きしておきたい。

○小林説明員 われわれといたしましては、いやくも合併につきましては今お話し通り、住民の間においてもそういうことが起ることは厳に戒めなければならぬ。ましてや公務員がそういう渦中に入つて、ほんとうに暴行とか脅迫ということは全くあるまじきことでありますから、あろうとは信じがたいのであります。これはかくのごときことのないように地方に十分その趣旨を明らかにしたいと思つております。

○赤松委員 かりにあった場合はどうします。

○小林説明員 かりにあった場合にはどうするかということになれば、その個人に対する責任は任命権者でありまして、自治庁といたしましてそれに對して真接どうこうするという権限は持つておりませんから、あつた者に對する結果についてのどうこの措置は、われわれとしては今の法律の建前上いたしたいと思つております。

○赤松委員 任命権者に対するところの監督なりある指導ということについてはどうですか。

○小林説明員 任命権者に対しては、過去の行為に對してどうこうしろということは、私は今の建前上は適當の措置でないだろう、こういうふうに考えております。

○赤松委員 たとえばそのために議会の議決が歪曲された、暴行脅迫その他によつて歪曲されたという場合には、その議決は當然住民の正しい意思によつて行われたものではないのです。その場合はどうですか。

○小林説明員 これも仮定の問題になりますけれども、議会の議決が歪曲されたかされないかという事実認定の問題はきつめて困難でむずかしい問題でありまして、自治庁といたしまして抽象的にされたとかされぬとかいうことを申し上げるのもどうかと思ひますので、ちよつと差し控えたいと思ひます。

○赤松委員 それでは次にお尋ねいたしますが、その前にそういう事実がございまして、そのために地方住民の意思が著しくじゅうりんされた、そして、出て参りました結果というものが、政府や国会が期待しているような結果でなかつた。そのために最後には総理大臣に對してその審査をば請求しなければならぬという事態が起きました場合にはどうお考えですか、政府といたしましては諸般の事情を勘案して、それに対して妥當なる判断を下すことはもとより當然であると思ひますか、それはよろしうございしますか。

○小林説明員 それはその通りでございます。今の問題で、かりに総理大臣に對して審査の請求があれば、自治庁といたしましてはあらゆる事情を十分に調査し、審査して事を妥當に解決いたしたいと思つております。

○赤松委員 それではお尋ねいたします。次に県単補助事業で、町村長の申請と違ひ事業費四十万円を四十五万円と査定して、しかもこれは町長を経由

しないで直接部落に渡したりすること、町村自治を尊重しない行為であると思ひますが、どうでございしますか。

○岡松説明員 私の方の補助金は国の補助金に關することだけをやっておりますので、あるいは御質問の県費の補助ではないかと思ひますので、ちよつとその点についてはお答え申し上げます。

○赤松委員 反対派の諸君に對しましては町長を経由しないで部落會議に補助金を出す、賛成派の諸君に對しましては全然渡さないというような事実があるというのを聞いておりますが、その点町長、どうでございしますか。

○水谷参考人 「名古屋市とその周辺町村の合併について」の末尾から二枚目に、このことが詳しく載つておるわけでありまして、大体鳴海町が順位をつけてあります。そして農地改良として県庁の方へお願いをしてあつたのであります。反対議員の方々が県の方へいろいろ依頼をされて、そうした反対議員の所屬の部落の改良工事だけを補助金の決定をもらつてきていたわけでありまして、これは町の順位を奪えて反対議員の部落の補助金だけを先んじて県の方で確定してお渡しになつて、補助指令なんか反対議員の方々が県の方へ行つてもらつておられて、町長が見まして非常に驚いた、こういう事実でございします。

○赤松委員 それに對しまして監察部長の御意見はいかがでございしますか。——聞いておられたのですか。聞いていなかったのでしょうか。だめですよ。

○大矢委員長 監察部長、聞いていましたか。

○岡松説明員 私に話しかけられたものですから、つい間に合いませんで……。

○赤松委員 そういうことでは困りますよ。参考人もお忙しいところを来てもらつてゐるのだし、われわれもおそくまで質問をしてゐるのです。どうぞそういうときにはかまいませんから、今質問中でございますからしばらくお待ち下さいと言つて下さい。——町長さん、もう一ぺん言つて下さい。

○水谷参考人 「名古屋市とその周辺町村の合併について」の印刷物の末尾から二枚目にあるわけでありまして、大体順位等が書いてあるわけでありまして、農地改良の補助事業であります。役場からはそれぞれ順位をつけてお願いをしてあつたのであります。が、反対議員の方々がその筋へおいでになつて、そうして自分たちの部落の工事だけを、補助確定の指令をもらつて見えて、私もこれを非常に驚いたというのであります。その順位は町が申請した順位と異なりまして、相當順位の末のやつが早く補助確定ということに相なつておるわけでありまして。

○赤松委員 お聞きになりましたが、監察部長。——ではどうぞ。

○岡松説明員 具体的なことにつきましてはまだ私承知しておりませんが、一般的に申し上げまして、ただいまのようなケースで町村から順位をきめて出しましたも、補助を出す官庁で適當に勘案してまた順位を変えるということがあると思ひます。ただ、ただいまのこのケースが非常に不當に順位を変えたというやうな問題であれば別でございますけれども……、そこで具體的のことを調べてみまないと、この

具體的のケースについて不當であるか、どうかというところは申し上げられないのであります。

○赤松委員 これは同僚議員からさらにあつたら追究をされますので、次に移ります。

海部郡飛鳥村から出て参りました公式な文書でございします。それによりまして、こういう事実がある。海部地方事務所兼野農地課長が一月十九日午後本村吉田政吉方に寄り、夜は同字若松徳松氏宅に來た。同字災害復旧工事、昨年三月の会計検査院の検査にて全部工事施工直しの命を受けた。この工事につけ込んで、補助金で心配している關係者に合併反対を囑動したという事実がある。これは海部郡のみならず、他にもこういう事例があるのでございします。はなはだしいのを一、二あげてみましょう。たくさんあるので、どれをとつたら一番いいか、ちよつと困るのですが、一つの事実をあげますと、県道にかかる石橋は、腐朽のために二カ年有余にわたる陳腐の結果、二十九年年度の予算計上となり、今や実施のところまで來たが、たまたまこの町村合併の議決をしたため、その予算は他町村へ振り向けられ、通行制限のままほつてあり、土木出張所へ請求しても名古屋市合併決議町村にはどうにもいたし方がない、そういう回答があつた。こういう事実もございします。西樺田土地改良区に對しては、二十九年年度予算計上の区画整理が、合併決議のためにほとんど繰り延べになつてゐる事実がある。それから消防ポンプ補助金について、前年度において一応補助対象から除外されてゐたポンプに對し、当該消防団員を補助し、合併反対

の陳情書を提出すれば十数万円の補助金を交付すると言ってきたが、虚じなかつたため補助金が打ち切られた。こういう事実は随所にある。これは富田町にもあるのである。一つ富田町の町長さんでもよろしくございませうが、こういう事実の一、二を明らかにしていただきたいと思ひます。これは有松でも、鳴海でもどこでもけつこうです。

○立松参事人 たいだいま赤松先生のおつしやつたようなことは、富田町においてもあつたのでございませう。前回申し上げましたが、戸田区の土地改良区が県費の補助をお願いしておつたのでございませうが、富田といつたしましては大体土地改良の工費が年々百万円くらいを県の方からお認めをいたしておつたのでございませう。ところがこの二十九年度はいまだこれのお認めをいたしておりませんので、戸田の区画整理をやつておる役員たちが非常に困つて、とやかく言つておつたのでございませうが、たまたま県の方へ呼ばれて——戸田の合併の反対の人と言つた方がいふと思ひますが、これらの人が引率をされて、四、五名県の方へお行きになつたのでございませう。ところがそれで反対の署名をしてくれればすぐお前の方の補助金はやるといふやうなお話があつたので、すぐさまあくる日帰つてそれを役場の方へ相談に見えたのであります。それで幸ひそのところへ中田新聞の津島支局長が巡回に見えまして、そして私もあるいは県庁へ行つてみたという四、五名の人とこの新聞記者との対談がこまかく出ておりますので、それを読んでいただければ大体それに間違ひがなかつたかと考

えております。ただ私どもの意外に思つたことはその役場を経由せぬでももらえんというやうなことを言われまして、それで、そういう方法ではちやうだいができるものではないかと思ひますが、それは間違ひではないかと思ひますが、その土地改良区の役員の人に申し上げたのでございませう。土地改良区といつても単独の土地改良区なら別でございませうけれども、富田町は町長の名前において富田町全体が一つの土地改良の仕事になつておりました、独立した単独の土地改良区はございませう。その後私は地方事務所の方へ参つて、そして富田町の方の年々の継続事業であるから一つ認めていただきたいと思ひました。たしまたところ、この名市合併を決議したところは名古屋市になると宅地になるんだからこれは土地改良の必要はないんだ、こういうやうなお話であつたのでございませう。

な小町村等の補助に對しても大体一年に百万円見当の工費を認めていただけておつたのでございませうが、こゝしは何らその通知にまだ接しておりません。そこで私は県の土木出張所へおじゃまいたしました。補助金はもうなくなつてしまつたから今さら何ともしようがないというやうな所長さんのお話であつたのでございませう。結局この合併の決議をしたからこゝういふやうにまづ子扱いになるのではないかというやうな感じを持つたのでございませう。

○赤松委員 それでは監察部長どうですか、今の富田さんの御意見に對して。

○岡松説明員 先ほど申し上げましたやうに、ただいまのお話ではたしか県

費補助じゃないかと思ひるのであります。私の方は国費の補助の関連事業だけをやっておりますので、県費の補助の事業について今どうこうと申し上げられませんが、土地改良は今のお話のやうに独立の改良区であれば補助の対象に——これは国費でも同じと思ひますが、なると思ひます。従ひましてもし今の町長のお話のやうに富田町だけが独立の一つの改良区だとすれば、その一部の部落に補助がいくというこゝとはちやうとおかしいのぢやないかと考えますけれども、県費のことではございませう。直接私の方の監察の對象ではないといふことだけは申し上げておきます。

○加藤(清)委員 これは行政管理局の御答弁に對してお尋ねするわけですが、あなたとしては国家の補助金に對して行政監察をなさる立場にいらつしやるから、今のお答へが間違ひといふことを言つてゐるわけではないので、県費補助といふこともこれは県の税金によつてまかなわれておると思ひますが、その補助を養成すれば差し上げまするが反對すれば打ち切られますといふことがあつた場合において、こゝういふことはよろしいことではございませうか、あるいはあなたの方としては奨励すべきことではないとお考えになるか、いづれでございませうか。例をあげてみてもよろしくございませう、たくさんありますから。

○岡松説明員 私の方の監察部の仕事は、繰返して申し上げますが国の行政機関の仕事を見てゐるわけではございませう。従ひまして県の固有事務につきましては、私の方には監察権限はないわけでありませう。県の税金の徴収といふ

ことは県の固有事務でございませう。それは隣におられます小林さんの方の自治庁が監督しておるといふ建前になつております。さう御承知を願ひませう。

○加藤(清)委員 それは監督のことはちやんとわかつております。しかしさういふことがいいか悪いか、あなたの感じを聞いてゐるのです。

○岡松説明員 これは私見を申し上げてよろしければ、ただいま前の委員にも、開拓補助ですか申し上げましたやうに、筋の違ふ補助といふものは、国費であらうと県費であらうと補助の對象でないものに出不つといふことはいいけない、穩當でないといふことは申し上げても差しつかえないと思つております。

○赤松委員 公正でないといふことが今言われましたので、その通りだと思ひます。それでけつこうです。それで行政部長の御見解はどうでしょうか。

○小林説明員 この補助金の問題は、今いろいろお話がありましたけれども、ほんとうにさういふ事情で補助金がゆがめられたかどうか、その事実關係を明らかにしなければ私としては十分御返答をするわけにいかぬと思ひます。ありますが、それにいたしまして補助金は自治団体において自主的に決定することになつておりますので、とかくの言を今の立場で申し上げるのもいかがかと思ひます。おそらくはそれそれ事由があつて、事由があるやり方で決定するのだらうと存するのであります。

○鈴木参事人 それではお許しを得ましてお答え申し上げさせていただきますと思ひます。

ただいま富田の町長さんやあるいは鳴海の町長さんから事例をあげていろいろと指摘をせられたのでございませうが、その一例としての富田町の問題にしましても、一応さうした關係におきましての申し出はあつたけれども具體的な申請書が出なかつたために、さうした仕事についての關係のものを残したのもございませう。あるいはまた鳴海におきましてさうした問題はございませうけれども、具體的な申請書がないために一応あと回しになつたといふものもございませう。県費補助の關係におきましては県費事業として行つた市町村の事業でございませうので、非常に各市町村から希望が多いのでございませう。その希望の多い場合にはそれらのものから重要な度合いを考え、去年たくさん出したならばこゝしは少し遠慮してもらふ。さうした重要な度合いを考えてやつた關係もございませう。あるいはまた県費もそれについてあるいはまた国家補助の對象となす。しかしやはり国家補助の對象となり、あるいはまた県費もそれについて考へべきものといふやうなものは、仕事が進められたために今補助の手續をしておるやうなものも具體的にあるといふことを關係部長から聞いておるのでございませう。さうした關係におきまして、別に不公平なひどい態度をとつてゐると思へられない。また起債の問題につきましても、それそれ私どもとしては努力をしておりますので、その点についての御了承を得たいのでございませう。結果的に認められなかつたために合併の問題に関連してゐるのかのこゝと印象づけられてゐる一例としまして、富田町の中学校の建築問題がある

のでございませう。富田町の建築の問題

については、中学校の講堂を建築するというところで出たのでありますが、今講堂よりもっといろいろなすべき仕事があるということで、補助対象から除外されるというような関係になりました。それは校舎が非常に老朽化しているもので、老朽校舎の改築ということに變更して手続をいたしましたけれども、しかし第二次的に割当てられた額がわずかに八百万円しかなかったために、当該町村に対しての割当をするということは非常にむずかしい状態になったというふうなこともございまして、その間の事情につきましてはできるだけ御了承願いたい、こう考えております。

○赤松委員 委員長にお願いしておきますが、もし委員長が御質問を参考人になさる場合、あるいは委員長が必要と認めて参考人に発言をお許しになる場合には、私が質問中をございまして、あるいは私の意見を聞いていたか、そこで委員長の発言をちょっととめておいて委員長より聞くことがあるとか、あるいは参考人の意見を聞く必要があるからと、こう言つて一つ御指名をお願いしたいと思うのでございませう。一つ委員の発言はできる限り尊重していただきたい。

そこで今度は県の方へお尋ねいたしますが、今あなたは鳴海町から具体的な申請がなかったと言われますが、その具体的申請とは一体何でありますか。いつ、何をどこでどういうふうか……。

○鈴木参考人 お答え申し上げます。たとえば鳴海町から出ておるところの事例としては、名古屋土木出張所を通じて、このあとから二枚目のに

書いてありますところのこうしたもののについての申請が出ておるのでございませう。これについては、申請はしておるけれども、重点施行の関係上一応あつたまわしになった。その次の愛日地方事務所の農地課というのがございまして、その関係のものにつきましては補助交付の手続を目下急いでいる、こういう状態になっております。それからそのうしろのページのところに書いてあります合併反対云々というふうなことにについては、関係部長はこうした事実はない、こう申しておるのでございませう。

○赤松委員 具体的に持っているじゃないですか。数字をもつて具体的にちゃんと正式な申請書が出ています。そこで先ほど有松の町長さんだと思ひますが、横須賀の土木出張所の所長さんが有松の補助金打ち切りを言明した。そしてこれは県の意向だ、こういう陣述をされたのでございませうが、その点もう一回お聞かせ願いたいと思ひます。

○浜島参考人 ただいまのことは私の方の係員の裾野兼蔵というのに横須賀の土木出張所の所長さんが直接言われたこととあります。そしてまたそのことを、こういう事実があるが、県の議員さんはどう考えるかというのを鈴置議員に私たち四人が尋ねましたときに、それはそのくらいのことはある、それは当りまえだこういう話でございませう。以上二つの事実がございませう。

○赤松委員 同僚議員の質問があとに残っておりますので、私この程度にしておきまして、あとは同僚議員にお譲りしたいと思います。第一に本日

は奥井教授より、いわゆる都市行政なりのあるいは都市の近代化の構想なりについて学界の確定した意思の発表がございませう。冒頭私はこの報告書の中

の最も重要と思われる結論を本委員会に読み上げたのでございませうが、それによりまして今日東京都のようになんかいう混乱した事態が起きておるといふことは、東京都自身が怠慢であつたんだ。それで名古屋はすべからず百年の大計を立てて、この際文化的にも、経済的にも、政治的にも、全々今の町村合併は正しいのであるから、もつと広げて行く必要があるのだから、けれども、とにかくこの合併を促進する

ことが正しいのだ、こういう結論がいわゆる学識経験者の一致した意見として出されておるわけにございませう。これに対しては県側の意見は聞きまして、県側の意見としては例の過大都市という言葉がございませうが、過大都市の定義につきましてはよくよくふく

れた都市というふうな定義がございませうけれども、これに対しては奥井教授よりきわめて明確なる御見解が発表になりました。全々われわれ同意見でございませう。従いまして今日名古屋及びその周辺をめぐる合併の問題は、県議会がその反対の理由の一つとしてい

る過大都市であるというこの理由は、何ら根拠のないものである。この合併促進こそまさに名古屋及び名古屋周辺にとりまして、かつ愛知県にとりまして、いな中部地方のあらゆる経済

的、文化的、政治的な視野から見まして絶対的に正しいものである。国家もこの大きな行政区域をばこのままに放置するのでもなく、積極的に現在地方住民の熱望しておる線に沿つて、この問題

を円満に解決すべきである、こういう結論を得ましたことは、大へんけっこうだと思ひます。次に例の地方公務員が合併運動に介

入いたしました、さまざまな行き過ぎが行われておる。現に私はその証拠を持って政府の見解を聞きまして、これは行き過ぎであるといふところの明確なる判定が、政府の見解として述べられておるのでございませう。この点につきましては、今後かような行き過ぎのないように一つお願いをしたい、こういうふうな思ひでございます。

なお県費補助にいたしまして、これは合併問題と関連いたしまして、きわめて不明朗なるいろいろな裏工作が行われておる、こういうことも明らかになりました。なお鳴海町におけるこの例の暴行事件を通じて、この合併促進の中に権力の介入、一部暴力団を使喚するところの悪質きまる

も、ここに明白になったのでございませう。政府当局はかかる本院が立法いたしました町村合併促進法精神に反し、あるいは地方自治法の精神に反し、あるいは憲法九十二条の精神に反するよう

な事態が起きておるのに対して、政府といたしまして責任を感じなければならぬのではないかと思ひます。ございませう。こういう点につきましては格段の監督をお願いしたいと思ひます。

さらに最後に一点だけ伺ひをしておきますが、この町会の選挙が近く行われる。この町会の選挙にすでに県側からさまざまな手が入りまして、あるいはいろいろうわさによりまして

と、県側がいろいろ工作して供託金が立候補を予定されておるところのいわゆる合併反対派の人たちに渡されておる。あるいは一人当り二万円の選挙運動費もすでに渡つておるといふことが流布されております。私はかかることを信じたくはございませうけれども、今までの参考人のお話を聞きますと、遺憾ながらあり得ることとござい

まして、私はこの点につきまして政府の格段の監視をお願いしたいと思ひます。であります、現にそういう危惧される事態が今合併を予想されております町村におきまして予想されるかどうか。この点をどなたでもけっこうです。この点だけ伺ひしておきたいと思ひます。

○立松参考人 選挙が間近に迫つて参りまして、町の方にいろいろうわさやデマが飛んでおりまして、そういううわさ、デマがあることは非常に残念だと思ひますが、私もあくまで町の円満ということをお願いがございませう。この面について、ちょっと横へ

で町の円満を期したいということで、来たるべき選挙にも、こういう合併問題が起きまじからいろいろなデマが飛んでおりますので、地方の円満という面において私どもは非常に困っております。できる限りそういう面のないように、お互いに町民がみずから自分の町を治めるといふ立場になって、町の円満を期し、なお発展を期することに全力を尽したい、かように考えております。

○赤松委員 おそらく私はそういうことはデマであると思います。そこで今度は自治庁の方にお聞きしたいのでございますが、今選挙以前の状況においてもこういういろいろな紛争事件が起きているわけですね。選挙ともなるとなれば、反対派が町議会に多数を占めて、それによって議決をひっくり返して反対の再議決をする危険も予想されるわけでございます。混乱に混乱を生じますので、自治庁においては、選挙以前に申請がございましたらば、できる限り選挙以前に日本都市学会の意見等も十分参酌し、また地元住民の意見を尊重して、この問題を円満に解決するような方途を講じていただきたい、こう思うのでございますが、いかがでございますでしょうか。

○小林説明員 まだ審査の請求が参っておりますので、どうこう申し上げるわけに行きませんが、参ればできるだけすみやかに——これはきわめて重大な問題でございますから、慎重にいろいろ調査することもあると思いますが、できるだけすみやかに解決したいと思っております。

○赤松委員 先ほど川島大臣ともちょっとお話ししたのでありますけれども、

大臣といたしましても、できる限りそのようにしたいという御意向でございます。おそらく申請が出ると思うのでございますが、出ましたならば、今申し上げましたように、選挙以前においてこの問題を合理的に解決し、ほんとうに住民の意思によって自由に選挙が行えるような、明瞭なる条件を作っていたいただきたいということを強く自治庁に要求いたしまして私の質疑を終りたいと思っております。

○大矢委員長 春日君。

○春日委員 聞けば聞くほど驚くことばかりでございます。少くとも郷土愛知県の県政が、ただいま名古屋市長さん並びに名古屋市長をめぐり周辺町村の町長並びに議長さんたち、その責任的地位にあられる方々の言葉を承わりまして、まったくくびらん、こんばい、紊乱し尽しておるといふ感じを受けるのであります。郷土出身の一人としていたしまして、まったく暗たんたる思いにくれるばかりでございます。

そこで私は太田地方制度調査委員会委員長にお伺いをいたしたいのであります。ただいま鳴海町長の御意見によりますと、太田委員長が調査団とともに現地に調査に参られましたときに、太田委員長は冒頭にこういうことを申されたかと述べられております。それは、いろいろなとかくの論議はあるが、いづれにしても、名古屋市の真意は、特別市制を目途としての周辺町村の合併の申請だから、この特別市制を未然に阻止することのためには、こういう合併申請を認めるわけにはいかないのだ、こういうようなことが率直に冒頭に述べられたということであり、私は太田さんとは七年間机をと

もに並べて愛知県政に協力させていただいた経緯もあり、あなたの非常に淡白率直な人柄をよく存じ上げておるのではありませんが、そこでお伺いしたいことは、あなたのような合理的な人がこのような不合理なことにくみせられるということについては、よほどの内容がなければならぬ。すなわち町村合併、本件は適切妥当ではあるけれども、やはりこの事柄が特別市制につながるのだから、理屈はどうあろうとも、現在より名古屋市の市域を拡張するということは阻止せねばならぬ。すなわち、苗を二葉にしてつみ取らなければならぬ、こういうようなお考えのもとにこの問題の処理が断絶されておるのではないかとと思われる節があるのでございます。あなたは非常に大胆な方であり、非常に淡白な方であるので、この際一つ本心を打ちあけて、都市制の問題が実際は根幹なのだから、市域を拡張するという事柄は、どうしても賛成することができない、問題の核心は特別市制にあるのだと、すなわち鳴海町に御調査に行かれたときに述べられたことがほんとうであるのかどうであるのか、この点あなたの淡白な率直な真意をお話し願いたいと思うのでございます。

○太田参考人 鳴海町長が言われましたのは、私がそういう前提のもとに言ったとは言っておられません。たまたまそういう話が長い話の間には出た場合もあるだろうと思いますが、鳴海町が名古屋に合併するのが適当でないということは理論的に言っているわけなんです、これは周辺町の整理促進条例の説明に行ったときに言っておりますが、特別市制とかその問題について

のことは、年々の長い間の問題でありますので、そういうことを想像する者もあるでしょうし、そういう長い時間しゃべっておるときには、そういうことを言う場合もあるでしょうけれども、それを理由として否決をしたり、あるいはそういう説明をしたことはないのであります。

なおこの際申し上げておきますが、今までの参考人に対する御質問あるいは、それぞれの各位の御質問その他の中には、一方的な陳情と申しまうるか、意見と申しまうるか、書きものか、そういうものを読んだり聞いたりせられた上での結論あるいは断定をしておられるようであります。いろいろの結論を出されたり、あるいはいろいろの批判をなされるということは、実際の政治の担当をしておりますわれわれといたしましては大へんな迷惑をいたしておるのであります。感ずる、事実の調査は慎重に、双方の意見をはつきり聞いて、そこで判断をしていただくかねば困ると思っております。

○大矢委員長 太田参考人にちょっと申しますが、今のあなたの御意見は、この委員会全体をさしているのです。か、今の質問者の赤松君をさしているのです。委員会ではそういうことは考えておりませんから……。

○太田参考人 申し上げましょう。そういう場合があったら困るというのであります。

○門司委員 関連して伺います。私は今のような発言はともやかなりぬ発言だと思ふ。われわれは事実を調査するためにあなたの方のおいでを願って

いるのです。今赤松君の質問が済んだばかりです。それなのに事実の調査をしてもらわなければ困るという断定的な言葉はどこから出るのですか。われわれは断定はしていません。そういう態度でものを言われては困る。われわれは調査が必要だからあなたの方のおいでを願っているであつてまだ発言者がたくさん残っている。すべての話を聞いて、そしてよい行政を行いたいというのがわれわれの念願である。それを断定的に言つてもらつては困る。それは何事ですか。それをさして言われるのですか。その事実を述べて下さい。意見であるというが、だれもあなたの意見を聞いていない。困るということとは断定の言葉ですよ。そこに事実がなければそういうことは言えないはずですよ。それともわれわれにかん口令をしこうというのか、威嚇しようというのか、どつちなのか。

○大矢委員長 私が先ほど言いましたように、この委員会全体としてはあなたのような考えを持っておらぬということです。

○太田参考人 それなら安心をいたします。

○大矢委員長 どういう意味でそういうことを言われたのか。

○太田参考人 それだから私が申し上げたのは、そういうことだと困ると申し上げたので、どなたも非難しておるわけではありません。

○大矢委員長 それはあなたの想像ですか。それとも何かそういう事実があるから言つてくれというのです。

○太田参考人 別に言うことはありません。

○門司委員 それでなければ、事実を

○門司委員 関連して伺います。私は今のような発言はともやかなりぬ発言だと思ふ。われわれは事実を調査するためにあなたの方のおいでを願って

調査して言ってもらわなくては困ると

いうのは何です。困るといふのは断定です。だがそういうことを言つて、どつちがいか悪いかというのをききましたか。何もきめちゃいない。まだ事実の調査の過程にある。われわれがもし間違つた判定をし、間違つたことを申し上げたなら、それは事実をよく調査してもらわなければ困るといふ抗議的な言葉が出るかもしれない。しかし事実の調査の過程において、抗議的な言葉を吐くという事は……

○太田参事人 私に抗議するつもりはありません。ありませんが、お取りになる方で悪いというのなら取り消します。ただし私が申し上げるのは、両方の意見を十分聞いて下さいという希望を申し上げておるのです。それは途中であります。

○米坂参事人 先ほど春日先生から午前中の話で、特別市制云々の言葉は、町長という言葉がありました。これは私が申し上げたのであります。ただいま太田先生から話の途中にそういうことがあつたかもしれぬというふうにおつしやいましたが、これはここに私の方の議員もたくさんおられますが、整備条例の説明会の劈頭にそれを言われたことは間違ひありません。

○春日委員 太田君は、県議会においてはなかなか傍若無人みたいに羽振りきかせておられますけれども、やはり国会は衆議院規則、国会法に基いて別の規制のもとに運営されているのでありますから、一つ友人として御忠告申し上げますが、できるだけ慎重に、私情に激されないようにお願いをいたします。私のような激憤家がかくも冷静に発言いたしておるのも、またそこ

にあるのであります。

そこでお伺いをいたしますが、ただいま鳴海の議長のおっしゃつたことがほんとうであつて、虚構がないものとするれば、あなたに偽りがあるということになるのであります。すなわち多数のいらつしやる公開の会議の冒頭に、おいてあなたの見解が被覆されたのだ、その中にはまさしく名古屋市の特別市制というものを阻止するような意図をもつて、われわれの見解はここに

あるのだと、こういうことが述べられておるようであります。この事柄もわれわれが今後本案を審議する上において重要な要素になると思ひますので、お伺いをしたわけでありまして、この事柄は後日またわれわれが検討することといたしまして、御質問を先へ進めます。

次に鈴木総務部長にお伺いをしたいのであります。今回あなたの方は、この十一カ町村の申請のうち、二カ町村を承認され、二カ町村が統合され、あと七カ町村なるものが否決をされたわけでありまして。そこでこの町村と県の議決とが相対立をしたわけでありまして、一体今後この否決された町村の町村合併の問題、すなわちこれら否決された町村の規模をいかにしていくというお考えであるか、この点を一つお伺いをいたします。

○鈴木参事人 お答え申し上げます。これは独立で行ける適正規模であり、人口も相当ありというふうなところは、いろいろな面で県としてはあたたかい手をさらに伸ばしまして、自治体としてつっぱにやっつけていけるように御援助申し上げていきたい、こう考えております。それから人口においても非

常に少くて、これでは独立していくといふことは、町村合併促進法の趣旨から考えてもいかかと思はれるような町村については、隣接町村とできるだけいろいろの意味でお世話申し上げて、合併をするようにお勧め申し上げる、そしてできたならば、一生懸命にこれら町村がよくなるように御援助申し上げていきたい、こう考えております。

○春日委員 それはあたたいどころかゴリラの手と言つた方がいと思ひますが、お伺いをしたいのは、たとえば有松町のごとき弱小町村、これは人口が三千何百というところで、法律が指向してあります八千人の適正規模にははるかに足りないわけでありまして、この有松町は議会の決議をもつて名古屋市の合併したいといふことを申し出ておるのであります。この有松町の場合、はどうされるのでありましようか。彼らの町議会の決議は名古屋市との合併のことにあるのでありまして、他との合併のことは考えていないのでござい

ます。こういうような場合は、大体地方自治の本旨としては地方住民の意思を尊重するといふ、この事柄がきびしくきめられておるのであります。有松町の住民の意思はいかなる形にいてこれが尊重されるのであるか。この点を一つお伺いをしたいのであります。

○鈴木参事人 有松町は人口もきわめて少く面積もきわめて少く、お隣には人口も面積も相当あり、しかもつっぱにやっつけておるところの鳴海町があるの

でございまして、どこからどこまでが鳴海であるか、有松町であるかわからない状態にあり、しかもしほりの名産地としてはそれと同じような立場にありまして、商工業の面においては幸いに提携することができれば、最も望ましいのではないかと考えておるものでございまして、今のところ郡が遠く愛知郡と知多郡という関係になつております事情からしまして、また昔から歴史的に非常に仲が良かったといふようなところから、鳴海と一緒に

なることを希望してないように見受けられるのでございまして。しかし私どもは、できるならば立地条件その他から見てすべてが提携することが最も望ましいのではないかと存じますので、啓蒙運動に全力を尽してみたいと考えておるのでございまして。不幸にして鳴海と一緒にすることができないならば、お隣に富田町としてつっぱにやつてお

りますところの大高町がございまして、大高町と谷を越え山を越えというお話がございまして、それはわずかな丘陵でございまして、その丘陵地帯はやがてそれぞれの適地としての利用もできるものと考えられますので、そうしたことの関連において大高町との提携方について努力をしてみたい、こういうふうな思つておるのでござい

ます。

○春日委員 私は理事者たちがそれぞれの指導的立場において指導を行うのにはおのずから限界があるだろうと思ひます。その指導はやはり議会の議決が行われる前までのことではなればなりません。すなわち議会の議決をした、しかもその議決は大高町との合併もいやだ、鳴海町との合併も

いやだ、しかもそのいやといふことは単なるいやではなく、あなたの今おつしやつたように歴史的にいやだ、このくらい根が深くこの問題はわだかまつておるのであります。しこうしてここに議決が行われたならば、府県住民の最終の意思はここに表明されておるのであります。そのような機関の決定が行われておるにもかかわらず、なおかつあなたが指導性を発揮して、そして啓蒙を行おうといふようなことは、これは明らかに行き過ぎであるのみならず、職権乱用のそしりを免れない。私はそういうような指導といふものはあり得べきものではないのじやないかと思ひますが、これは見解を異にするというならばやむを得ないでありまして、それがそこではお伺いをいたしたいが、この問題は結局今当面しておりますのは十一カ町村であります。何らかの形において問題を終息せしめなければならぬのであります。これに対する県の意図といふものは一体どのようなものであるか。すなわち徹頭徹尾これは反対だ。すなわち二カ町村は認め、二カ町村は近い機会に結論を出す、七カ町村は認め、このうまい御決意であるのか。あるいはまたしるべき機会に何らかの仲裁機関の出馬を求めて、それによつて円満妥結の方途を講じようといふような意図があるのかあるかどうか。大体においてこの県当局の意向といふものをこの際伺つてみたいのであります。

○鈴木参事人 お答え申し上げます。まず最初の問題に對しましては、鳴海と有松とは歴史的に仲が悪いとは申しましたが、これはよその市でございまして、新しい市ができるときに三谷と蒲

郡とは歴史的に非常に争いを重ねたところでございますが、こうしたときなればこそ大同団結の気持で幸いに提携することができて新しい市が生まれた事実もございませう。私どもの至誠の至らざるを、微力の至るところ、まあ思ふように趣旨が徹底してはいないと思ひますが、今後全力を尽して啓蒙運動に尽してみたいと考えております。それからもう一つの問題につきましては、すでに議会の議決はなされておるのでございませうから、これをこのままの状態においてどうするということとは、法律上からいってもできない実情にございませうが、さらにまたこうした問題が繰り上つてきまして、理想都市大名古屋を作るといふ計画ができましたときには、全面的に白紙のもとに大いに研究をしまして、大都市名古屋を作るために全力を尽すべくわれわれは努力したいと思つております。

○春日委員 そういたしますと、大名古屋市が必要とするに十分な地域の拡張その他の諸問題は、現在は豫めに過ぎるから、しよせんはその事柄を具を交えて論議し、その実現をはからなければならぬ、こういう工合にお考えになつておるのであるか、明らかに願ひたいと思ひます。

○鈴木参考人 そうしたことよく行くようでありませう、私も進んでいきたい、こう思つております。

○春日委員 名古屋が地域が狭過ぎて人口が過剰であり、さらに名古屋市内にふさわしいところの都市計画を行うには、この際周辺地域を拡充しなければやうていけないという陳情が市から県に行かれておることは、もうすでに

あなたも御承知の事柄であらうと思ふのであります。しかるにそれらの市の要請がこの際いられないという理由について、もう一べんその理由をお示し願ひたいと思ひます。

○鈴木参考人 人口がきつめて稠密である事実は認めませうけれども、これは今までの東京、大阪に比べますと、人口の稠密度合ひにおきまして、東京が一平方キロ一、五、それから大阪が一三、〇、名古屋が七、五ということでは名古屋の資料によつて明らかな通りでありまして、人口稠密のために今寧息する、こういう状態になつていない事実は認められると思ふのでございませう。従つて私も人口稠密の事実は認めるけれども、さらにいろいろと審議をしていきますならば、そのときに理想都市を作るように根本的に考えていきたいと思つておるだけでございまして、保留のところを除きましては、今の段階においては県のなすべきことは終つたと考えております。

○春日委員 そういたしますと、たゞいま鈴木さんがお述べになります、將來別の角度からこの大名古屋市の建設計画、都市計画というものについて、一つ県と市で十分話し合つて、その必要とするところを満たさなければならぬし、そういう措置を講じたい、こういう事柄の講じ得る時期というものは一体いつごろであるのでありませうか。県の方で基礎的な御検討があるならば、この際お話を願つておきたいと思ひます。

○鈴木参考人 知事は常にそうしたことを申し、またそれを念願しておるやうでございませうが、いづとうするかということは、知事一人の問題でなく、名

古屋市にも十二分に連絡をとり、県議會その他関係市町村並びに県下全体の市町村の代表者とも十二分に討議しまして、そうしたことに早く進みたいといふことを希望しておるようでございませう。

○春日委員 そういたしますと、しよせんは名古屋が大名古屋市を建設する、すなわち中部經濟圏のセンターとして相當の市域の拡大を行わねばならぬといふことは、県側も認めておる。従つて市と周辺町村との円滑なる合議によつてその実現をはかりたいが、しかしそのときは今具體的には言えないといふことに承知いたします。そこでそういう必要があるならば、今周辺町村において、とりあえず十一カ町村がその議決を行い、名古屋もその議決を行つておるのであります。今回その措置が県から協力を得られないといふ理由は、すなわちそのやり方がしやうにさつたからといふ感情論に帰しておるのであるか、また特別何らかの深い理由があるものでございませうか。なお明確でありませんの、もう一べんこの点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○鈴木参考人 お答えします。しやうにさつたからといふことで感情論的にこの重大問題は解決すべきでないと思つております。そうしたしやうにさつたという問題でなくて、知事として、理想都市大名古屋を作るためには、そうしたことでどういふうににして、どういふうに、どういふうにの置いて、どういふうに進んでいくかといふことを十二分に研究して、その裏づけ問題や何かを考えて、そこに百年の大計を立てるということに

したいという気持でおるのでございませう。それでは今やつてもいいじやないかといふことになりませうと、名古屋市として、戦災復興を初めとして、今やるべき仕事が眼前に相當ありますので、まず名古屋市の整備に今のところは重点を置いてもらふ。そして町村はまた町村として、今のところはそれぞれの職場における適作的な農業その他の仕事を一応しておつていただきたい、こういう氣持でおるわけでございます。

○春日委員 そういたしますと、名古屋市の助役にお伺いをしたいのであります。名古屋市は戦災都市で復興の事柄をまず完成しなければならぬので、周辺町村を合併してもそれに対する財源の余裕はないのであらう。従つて今そのときでないといふ総務部長の見解であります。そこですぐ助役にお伺いしたいことは、ならばこの關係十一カ町村、特にこの際議決された七カ町村について伺いたいと思ふのであります。七カ町村を合併することによつて、市はどの程度の新しい特別の財政措置を必要とするのであります。特別の支出の總額について、ちよつと述べていただきたいと思ひます。

○横井参考人 名古屋市は戦災を受けまして、總務部長の言われる通りに、ただいまでは相當難儀をして参りました。ただ財政的に難儀をしたといふのはいろいろな程度があるのであります。たとえて比較するならば同じ級の大坂、京都、神戸、横浜、特に百万前後といふと、京都、神戸、横浜であります。そういうところをながめてみますと、名古屋よりうんと広い面積が

ございまして、すでに町村の合併は完了してあるわけでありませう。名古屋が金がかつてゐるというわけではございませぬけれども、そういうところと比べてみれば、余裕がある財政を立てておるわけでございます。名古屋が金があるから県の補助金はもうやらぬと言つては困るのであります。あるいは全國の他の都市と比べてみれば、健全な財政の運行をいたしておるわけでありませう。ただそれだから金があり余つて市の仕事をやり過ぎて困るということではないのであります。まだやらなければならぬ仕事はたくさんございませうが、今合併するのが一番適當な時期だと考えてゐるわけでございます。それから残りました七カ町村を合併しました場合の財政的な市の負担でありませうが、これは御承知の通り、基準財政需要額、基準財政収入額、そういうものが地域が變りますと變つて参りますので、町村が名古屋に合併されますれば、名古屋市としての基準財政需要額で算定をしていただけるものと考えております。従つて警察を持つております現在の名古屋、いわゆる平衡交付税をいただいております名古屋から考えますれば、それらに要しますいわゆる名古屋に入つたものとして、設備その他を行うための財源は政府で措置していただけるものと考えております。もちろん先ほど申し上げます通りに、やるべき仕事はたくさん残つておりますが、現在まではどうやら黒字でやっておりますので、もし七月に市の警察がなくなるということが起きますれば、これはおそらく富裕団体といふことになりまして、平衡交付金を受ける団体

にはならないと思うのでありますが、それにしても財政の計算の上においてはそういう形になるのでございまして、特に財政負担がさうにひどくふえるとは考えていないのであります。しかも合併されました町村に対しては、今までよりは手厚い仕事をやっている、さうに考えております。

○春日委員 そういたしますと地域が拡充され、人口がふえれば基準財政需要額と収入額とのバランスは、当然中央からの措置によって講じられてくるから、特にその周辺町村に対していろいろ整備に伴う財源は、市の負担になる面は大したものではない、こういう工合に了解をいたしました。さういふありませんか。

○横井参考人 さうに御了承願ってさしつかえないと思うのであります。なお名古屋市内の施設その他がまだ十分でないからということが、一つの反対の理由になっておるようでありまして、発言のついでに申し上げておきたいと思うのであります。他の都市と比較していただくとうかがうと思うのであります。京都市、大阪、神戸、横浜、大阪市は名古屋の倍ございまして、横濱、神戸、京都という都市と比べていただきますと、たとえば下水であるとか、あるいは道路であるとかいろいろなことを比較していただきますとすれば、そんなに名古屋は劣っておらぬと思うのであります。やるべき仕事はたくさんございまして、今やらなければならぬ町村合併を差し置いて、他の都市から比較してそれを犠牲にしてやらなければならぬというほどではない、さうに考えております。

○春日委員 それでは質問を先に進めます。県に伺いますが、大都市周辺市町村整備促進条例についてお伺いをしたいと思うのであります。この条例の整備対象は何でもあるか。それからこれに要する財源は一体いかにまかなわれる方針であるか、この財源措置、それからこの条例のいう大都市の定義は、名古屋市のほか、たとえば豊橋、岡崎、一宮というような都市をも含むものであるか、どうであるか。大都市なるものを具体的に述べたい。大都市に對して純県費をもつてこのような特殊の措置を講ずることについては、周辺の県民、町村から格別の非難はなかったかどうか、この点をありのまま御答弁願いたいと思う。

○木田参考人 この大都市周辺市町村整備促進条例は、私といま一名の松浦という二人の議員提案の条例でありますので、便宜から最初にお話を申し上げます。この大都市と称しますのは、名古屋市をさしておるものという解釈でよろしいと思ひます。なお周辺と申しますのは、広くは県下全体を周辺と考へ得ると思ひます。というのは名古屋市のほのど大都會の周辺というのは、あるいは理論的に申しますれば、県を離れた方面、岐阜県あるいは三重県をもさしてもよいと思ひます。が、県の条例並びにこの条例によつて援助をいたします範圍は、おのずから県内に限られておることは当然であります。従つて県下全体と申してこの適用は行われ得るものであります。しかしながらその財源はその年々の歳計のうちにおいて優先的に施行いたしますので、特別なこれがための財政措置

というものはいたしませんでも、行い得るものは行つていくわけでありまして、大体さういうことであります。

○鈴木参考人 残された問題について御説明申し上げます。一応財源の問題については太田参考人から申し述べましたこともございしますが、公共事業の關係などにおきましても、やはり国庫補助あるいは起債その他県費の補助というふうなものなども考へて進んでおります。また県事業におきましては、県費を中心にして進め、地元の一部寄附というふうなことも考へて進んでおります。それから市町村事業につきましては市町村の費用に對しましては、その残りの分について県費補助をします、こういうことで進めて参つております。県關係のものについては現在進めているのでございします。

それからこの条例が出たために格別な非難はないかという点でございまして、周辺町村からは非常に大もてでございまして、また山間僻地のようなどころからはわれわれのところにも僻地整備条例を出してくれ、そういう要望があるのでございします。現在そのためにこれをねたんで非難しているという声は私も聞いておりません。

○春日委員 総務部長にお伺いをいたしますが、すなわち名古屋市の周辺の町村を整備することのために、特別措置を本条例によつて行わんとするものであります。それは別にどうこうという具体的な事柄がここには掲げられてないことで優先的にやる、こういう事柄であります。この条例によつて特別に財源を必要とするものがあるのか、あるいはまた全然特別の財源は考

えないで、他の地域が受けるべきものの中からこれをここにしわ寄せをして、この周辺地区だけに特別手厚い措置を行わんとするものか、この点聞き漏らしたのでお知らせ願ひたい。

○鈴木参考人 他の地方の受けるべきものをここにしわ寄せしていくというふうなことは考へておりませんけれども、当該年度における知事としての重要な施策をいすれに向けるかということでは種々やっておるのでございします。

○春日委員 ではこれは特別の財源を考慮するというのではなく、ただ単に気休めで、当然やるべきものをこの条例を作つて、言葉に花を飾つたという程度の事柄と了解されるのであります。それはそれといたしまして、そこで伺ひたいことは、県當局としても結局大都市周辺を整備しなければならぬ、こういうことはこの条例がはつきりとここに規定をいたしておけるわけであります。しかるにこの陳情書等によりまして六十何項目にわたつてこの周辺町村に對する、特に政府の必要とする事柄が県費補助が打ち切られて、起債が不許可になつたりいたしているものであります。ここに十四山村ほか十カ町村であります。その十カ町村で、今までやつておつた継続事業ですから、名古屋市内に合併することとを議決したために打ち切られてしまつた。あるいはすでに内諾を得ておつたものまでこれが否認されてしまつた。その他認定工事の施行を認定されておつたものが、その補助対象としての指令を受けるに至っていないというやうなことがこの裏にある、ここに陳情されておりますだけでも五十何項

目にわたつていふ思うのであります。このことはすなわちこの周辺町村を整備促進しなければならぬというの見地から、せつかくこの単独条例を設けてそのことに着手せんとした県の議決と、今回それらの町村が名古屋市内に合併することを議決したため、この条例そのものの施行を放棄してせんとしておる。ことさらに虐待せんとするの意図があまりにも歴然たるものがあるのではあります。これは周辺整備条例の趣旨にはなほだしく相反するやうに思われるのであります。この辺の取扱いはいかなる理解のもとに行われているのか、太田さんからは必要ございせんので、鈴木部長から御答弁を願ひたいと思ひます。

○鈴木参考人 お答え申し上げます。ただいまさうしたお感じのもとに申されていふように見受けるのでございしますが、先ほど申した問題については申し上げましたが、申請が一応なされたけれども、具体的に強い申請書を、各部におきましてそれぞれの仕事の關係からする場合に、あとで出さなかつたものもございします。また非常に希望が多かつたために、重要な度合いによつてあと回しにされたものもございしますし、あるいはまた、何もかも県のせいのように考へておるのでございします。それは中央の關係省におきまして、係官の方がおいでになりました。査定した結果、もうこのところは一応中止したならばどうかということでおやめになつたやうなものもあるやうでございします。これは關係部長の方からの話でありまして、具体的にば突然きやうのこととございまして、五十何件ということとございしますが、その五十何件

の内容を、私ども事情をよく存じ上げませんので、もしそうしたものを私どもにもお知らせ願えれば、それぞれ一件一件具体的理由を書いてお返事申し上げて御了承を得ることに進めて参りたい、こう思っております。

○春日委員 非常に雄弁な御答弁で、われわれも事の真偽の判断に惑わされるまいし、もしないものであります。あなたはこの名古屋市とその周辺町村の合併についてこのプリントをばらまいたこと、ありがとうございます。町村の立場から地方自治の破壊を見ようとする現在の救済を求めるといって、関係町村から国会に対して泣訴いたしておるのであります。その末端ページにわたりまして、すなわちこういうような継続事業が、あるものは打ち切れ、あるものは起債の内請を得ておいたものが不許可になり、あるものはすでに工事施行を認定されたものが補助対象の指定を取り消されたけれども、なかなかその合併反対の議員が運動をする、そういうものに對しては補助決定が後刻されてきたりするような事情が、五十数項目の長きにわたってあるにあらうかと、これはあらうことではないのでございましょうか。

○鈴木参考人 けさそれがある人から、こういうものが出てくるぞということでお借りしまして、読んでみたところでございます。

○春日委員 そういたしますと何でございましょうか、読んでみられた事柄は、事実と相違をいたしておるのであります。事実無根であるのでありましようか、それともこういうような事実は存在をいたしておるのであり

ましようか。この点を一つ、陳情者の富田町の町長さんでもけっこうでありますし、鳴海の町長さんあるいは議長さんでもけっこうでありますから、ここに述べられております事の真偽について、概念的に、一般的に、一つお述べいただきたいと思います。

○立松参考人 この数字は私どもはこれまで県の方にお願いをし、予算として計上をいたしておりました、これも年々お世話になっておりました。が、ことしに限って、たゞいま総務部長がおっしゃったように、いろいろな関係もございまして、いろいろなももひがみ根性も存じませんが、私ども、この県費の単独補助事業について、はまだ指令にもあるいは査定にもおいてを願っております。非常に苦しく思っております。

○水谷参考人 当鳴海町から出しました表は、みな完全な書類といたしまして、土木出張所を通じて県の方に申請がしてあり、手続はもうすでに完全にしてあるであります。また摘要にありまします通りに大体御内諾を得ておるであります。ことに土地改良の方面では、一番に書いてある曾根田樋門改良工事は、すでに立てかえ工事でも町が施行をしたのであります。御内諾を得ておいたのがお取り消しになりました、無期延期と、こういうようなこととに相なっております。

○浜島参考人 この補助工事の打ち切りにつきましては、私どもの二十四ペー

ジのところの書いてあります百二十四号というものは、あと少しやればすぐ完了してしまふのでございますが、それ

はこれは書類として一応出してあります。それから土木出張所の慣習として、書類は出しますけれども、一応内諾を得てから設計などして出すのもありまして、とにかく私が今申ししますのは、もう先少しやれば完成するところなのであります。これはぜひやっていただかなやならぬという事情なのであります。

○春日委員 そこで関係町の責任者にお伺いをいたしたのであります。あなた方は、県の条例によりまして当然周辺町村としての整備を受けられるものと期待をされておるわけでありま

す。継続事業などのことは別といたしまして、さらに新しく特別の整備のための事業がしてもらえらると思っております。しかるに今回このような議決を、すなわち名古屋市の合併の議決を行うと、手のひらを返すように、今までやっておいた継続事業ですら打ち切ってしまう、いわんや新しい事業、整備促進条例に基くところの新しい工事の施行などというものは全然行われていないと思っております。そこであなた方は、こういう県の仕打に對してどういう工合に考えられておるのであるか。すなわちこれはもうあなた方が議決をして中央へ審査請求をしたのだ、従って内閣総理大臣は、名古屋市の議決と町村の議決を尊重して、第一次の地方公共団体の議決を尊重して県の議決を無効とする、すなわち合併を指定する。従ってそういうようなところに對しては、こういうような補助金を出さない方がいいという、いわば県自体が、もう合併が総理大臣の措置によつて行われるという、いわば投げた

て、書類は出しますけれども、一応内諾を得てから設計などして出すのもありまして、とにかく私が今申ししますのは、もう先少しやれば完成するところなのであります。これはぜひやっていただかなやならぬという事情なのであります。

○春日委員 そこで関係町の責任者にお伺いをいたしたのであります。あなた方は、県の条例によりまして当然周辺町村としての整備を受けられるものと期待をされておるわけでありま

す。継続事業などのことは別といたしまして、さらに新しく特別の整備のための事業がしてもらえらると思っております。しかるに今回このような議決を、すなわち名古屋市の合併の議決を行うと、手のひらを返すように、今までやっておいた継続事業ですら打ち切ってしまう、いわんや新しい事業、整備促進条例に基くところの新しい工事の施行などというものは全然行われていないと思っております。そこであなた方は、こういう県の仕打に對してどういう工合に考えられておるのであるか。すなわちこれはもうあなた方が議決をして中央へ審査請求をしたのだ、従って内閣総理大臣は、名古屋市の議決と町村の議決を尊重して、第一次の地方公共団体の議決を尊重して県の議決を無効とする、すなわち合併を指定する。従ってそういうようなところに對しては、こういうような補助金を出さない方がいいという、いわば県自体が、もう合併が総理大臣の措置によつて行われるという、いわば投げた

るのであるか、それともあるいはまた、そういうような県の意思に反するやうな、こういう議決を行ったというので懲罰的にそういうやうな手きびしい仕打を受けたと思っておられるのであるか、これはどういふ感じを持っておられるのであるか、一つあなたの方の議会やあるいは町の理事者たちが受けておられる感じについて率直な御意見をこの際承わつておきたいと思つております。

○水谷参考人 周辺都市整備促進条例というものは、県の方で御発布になりましたが、これの適用を受ける場合においては、合併を決議せずに、なおかつ町村整備促進条例の適用を受ける議決を必要とする、こういうやうなことに相なっております。まして、結局整備促進条例は議決をしてはいけんぞという阻止の一つのゼスチュアであるというふうなことは考えておるわけでありま

す。また補助工事の打ち切り等は、いわゆる懲罰と申しまするか、困ったことだと思つておるのであります。一つ県の方に置きまして、も、なるべくこういうことはお取りやめ願つて、至急内諾していただいた通りに補助等をやっていただきたい、こ

う念願しております。

○浜島参考人 有松町といたしましては、補助が打ち切られたのは、やはり懲罰だと思つております。それから決意という言葉がありました。私は重大な決意を持っております。それだけ申し上げるにはありません。

○立松参考人 ただいまの御質問にお答えいたしますが、先ほど申し上げました通り、私どももひがみ根性を持

っているかも知じませんが、県の財政のやりくりでこうなつたかも知じませんが、地方事務の方のおっしゃるやうに、名古屋市の合併を決議したのだから、そういうところには、土地改良なんかは、当然宅地になるから工合が悪いというやうなお話でございまして、これは名古屋市の合併を決議したから計画が變つたということ、これがとめられたのではないかと、こ

な想像をいたしております。

なこの場合私が申し上げたいのは、富田町といたしまして、これはやや質問にはずれると思ひますが、町民がなぜ名古屋の方へ合併したいという全体の空気が大きいという一原因を申し上げますと、何と言つても税金でございまして、税金は、町村民税はオプ

ション・ワンとオプション・ツーとあるものでありまして、海部郡において十八町村のうち、オプション・ワンでやつておるのは佐織町一つでございます。あとはオプション・ツーという、いわゆる所得額に賦課しておりますが、このオプション・ワン、オプション・ツーの算定はさきわめて差額が大きいのでございまして、この意味において、名古屋

市はオプション・ワンであります。で、通勤者あるいは接近しておる人は、市民税と町民税との差の大きいのに驚いて、また大きな税金を出す人は、籍だけ名古屋の方へ持つていつて、そして名古屋の方へ市民税を出して、富田町の方は平等割だけを受けるといふやうな、卑劣なやからがほつ

ほつと出てきたのでございまして、この場合私どもは、単独において、あるいは他と合併をいたしまして、オプシ

ン・ワンで税金をやつていこうとするならば、さらに町民の税負担の面にお

三

第一類第二号 地方行政委員会議録第四号 昭和三十年三月三十一日

いて相当の混乱があり、相当の苦難の道を通らなければ進むことができないというところを深慮するものでございませう。こういうようなこともつけ加えて、参考までに申し上げておきます。

○春日委員 一つ事務的な問題を小林君にお伺いしますが、この合併促進法第三十三条によりますいわけの審査請求権、これはその知事が処分を行わないとき、四月以内というところになっておりますが、知事が処分を行わないという中では、この保留はどういう扱いになっておりますか。たとえば本案件の中には、保留になっておる分が二町村あるわけでありませう。この二町村は審査請求がすぐにも出せるのか出せないのか、否決するか何かするまで審査請求が出せないのか、この点をお伺いいたします。

○小林説明員 審査保留と申しますか、審査未了のものも入ります。

○春日委員 審査未了のものもやはり知事が処分を行わないものの中に入るわけでありませうか。

○小林説明員 そうです。

○春日委員 あとに同僚議員の質問がだいたい山積しておりますし、なお期限もだんだん迫っておりますので、もう一つ最後に、これはちょっと別な事柄を申し上げて、名古屋市長局からその見解を承わりたいと思うのであります。この名隣会の十八カ町村の中で、七カ町村が脱落をいたしているようでありませうが、その中で本日本員に対して、海部郡大治村の合併賛成議員十二名の諸君から、切々たる陳情が参つてゐるのではありませんか。それによりまして、この議決をし得ないところの七カ町村においても非常な事柄が行われて

いるのであります。それは、「九月中旬名古屋市長局から合併の正式申し込みがあるや、県の態度がわかに高圧的となり、それまで村当局に協力して、必ず完成させると言っていた村営水道計画（市浄水道から分水を受け、全村に水道を敷設する計画で、工費三千六百万円）の起債二千万円を拒絶する一方、これを理由に伊藤海部地方事務所長をして在村の一部ボスを糾合して、村長の辞職を強要させ、さらに在村の県庁職員に命じて悪質な手段を尽くして、農業委員会と消防団幹部の抱き込み工作をし、その後は事にこれら県職員が先頭に立って、そのふるまい酒臭気に酔った連中を引率して、合併賛成派村議の会合場所になぐり込みをかけた（事実伊藤桑二村議は全治十日の負傷を与えられた）あるいはそれぞれ手分けして、なるべく午後十一時過ぎから夜半まで、村議の自宅をたたき起して、上り込んで議論をふっかけ、いやがらせをしたり、あるいはまた村会の開かれるたびに一味を動員して、その傍聴に詰めかけて、賛成派議員にばり雑言を浴びせて発言させぬようにするはもちろんです、その村会の発言の一部を取り上げてさんざんにつるし上げて、深夜の四時や五時までも帰宅させぬ等、あらゆる悪質の限りを尽くして阻止工作をいたしました。うわさによれば、県の職員を通じて交際費が七十万円、地方事務所長を通じて村長と合併特別委員長外二、三にばら散かされた工作費が三十万円といわれます。こういうような黄白を導入することによって、買収、供応、不正が白昼の光で行われている。まことに見るに忍びないのみならず、恐怖にたえないとい

いうことが訴えられている。「ことにわれわれが奇怪に思うことは、在村の県職員の勤務は反対運動も執務の一部らしく、自由出勤の形、駐在巡查もまたその本来の勤めは放棄して、もっぱら賛成派議員の動静を探察して連絡にこれ努めている状況である。」こういうような状況においては、合併の決議すら行い得ないような状態で全く天日ともに暗いということがここに訴えられているのであります。

そこで私がお伺いしたいことは、かつて名隣会が名古屋市長局への合併を大体決定して、そしてその促進のためにいろいろ努力を払われて参つたようでありませうが、なにかんなくこの大治村のごときは、こういうような不法手段を講ずることによって、議決したいという村民多数の意見が、議決に至らざる以前において、これが妨害、阻止されているという事柄について、もし市の方で、この七カ町村が議決し得ない理由の中において、大治村のごときはこの陳情書によって明らかにいたしました、他の町村においては一体どういふような模様になつてゐるのであるか、これまたおわかりになつてゐる範囲のことを、一つ参考意見として述べていただいで、将来における検討の資料にいたしたいと思つてあります。

私はこれをもつて質問を終わります。御答弁を求めます。

○横井参考人 大治村からいろいろ具体的事柄について陳情書が出ておるようでありませうが、名古屋が最初合併を希望し、それから名古屋が希望したのではなくて、付近の町村から合併を強く希望せられたのは、懇親機関として設けられました名古屋周辺の十八カ

町村でございます。それに十四山村を加えて十九カ町村が強く名古屋市長局に合併を希望したわけなのであります。従つて強く合併を希望しておる町村に對しましては名古屋市長局におきましても合併に至るような程度努力したことは事実でございます。ところがその合併に至るまでの過程において、他の町村におきましても、いろいろな事柄があつたのであります。今お示しになりましたように、何のだれそれがどうしたとか、幾らの金がかかるとか、行つたとか、そういう事柄については私は存じませんけれども、町の中に現れた事象におきましては、いわゆる反対といふようなことやあるいは候補者などが走り回つたりなどしまして、非常な混乱を来たしまして、合併決議に至らなかつた町村が十九カ町村のうちで八カ町村あるわけなのであります。そうして十一カ町村がようやく合併の決議をしたわけでございます。従つて決議をいたしました町村はそれぞれ多数決になつておりますが、中には全町一致で決議をしたところもあるものであります。が、しかし多少でも反対がございましたのに、先ほど来論議せられたような状況下において、あれだけの決議ができたのでありまして、いかに賛成の人が根強く、どうしても名古屋と一緒になりたいという心持を持つておつたかという事象の現われが今の決議になつて現われたようなわけでございます。残りました八カ町村でございますが、いわゆる名隣会関係の町村は、名古屋市長局に――いわゆる先ほど総務部長が言われました人家連嶺として西枇杷島であるとか、あるいは守山であるとか――守山は十八カ町

村の中に入つておりませんで市になつておりますが、新川であるとか、そういう繞いたところもたくさんあるのでございませう。従つてそうしたところもぜひ名古屋市長局に入つていただきたいし、相手方の町村におきましてもぜひ名古屋市長局に入りたいという希望を現在でも持つておるのであります。その現われが今大治村あたりから決議はしておりませんけれども、本院の方へ陳情書が出てくるような事柄が起きたものと考へております。なお今申し上げました十九カ町村を全部合併いたしました。及ばないという程度でございまして、決して無理に広げるという合併ではないといふような状態でございませう。

○中井委員 簡単に二、三だけお尋ねをいたしますが、私は午前中話を初めて伺つたものでありまして、また前の同委員と違ひまして直接名古屋市長局に愛知県と深い関係を持つておるものではないと思ひます。従ひまして、お話を伺ひました点で、できるだけ客観的な立場でこれをお尋ねしたいと存ずるのであります。すでにこれまで御質問いたしました人たちがそうでありませうが、私はあまり地理の方も詳しく存じ上げておりませんので、そういう面からもお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一に、県の総務部長さんにあるいはまた地方制度調査委員会の委員長さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。が、否決をいたしました名古屋市長局の西の方の三カ町村、それから名古屋市の西の四カ町村でございませうが、これの理由をいたしまして川を隔ててゐるというところでございませう。

が、どれぐらいの幅の川でございませうか、それをちょっと御説明をお願いしたいのでございます。

○鈴木参考人 どのぐらいの幅と申しまして、幅員どのぐらいあります。か、私はつきり申し上げられないのでございますが……

△愛知県民の者が知らないとはだめじゃないか（と呼ぶ者あり）

○中井委員 私は地理は知らぬと言いましたが、名古屋におらなかつたわけではありませう。そんな答弁を私は要求しておるわけではございませう。たとえば大体百メートルとか、二百メートルとか、三十メートルとか、それでけつこうでございませう。私は率直に申しまして東海道はしよつちゅう通つております。一週間に一度は大体通りますが、東京から行つて大井川、天龍川、その次が矢作川、その次はもう名古屋に入るわけでありまして、途中でそういう川があるということは実はあまり知らない。そこでどんな川か伺つてみたのであります。大府を越えまして、一応たんたたる平原であるといふように私もしろうとは考えられますので、よほど合併をするのに都合の悪い川であらうかと思つてお尋ねしたのであります。どうでございませうか。

○鈴木参考人 私が申しましたのは、今ここでもどのぐらいあるだらうかといふことを皆さんにお尋ねしたのでありますが、そうだな五十メートルかな、百メートルぐらゐかなといふ話がありまして、もしここで参考人として呼ばれて誤まつたお答えを申し上げて御迷惑がかつたのではない、こゝういふたような氣持から申し上げたのであ

ります。大体百メートルぐらゐかといふことでございませう。ただ川はそうございませうけれども、その周囲はほとんど美田でございませう。御承知と存じますが、一帯が平原であり、川をばさんで美田がずつと連なつておつて、わずかに国道面に沿うて飛び石的に住宅がある、こゝういふ状態でございます。

○中井委員 それはどちらの方ですか。東の方ですか、西の方ですか、お尋ねをいたします。

○鈴木参考人 東の方でございます。

○中井委員 美田はよく御存じであるが、川の幅は知らぬとおつしやる。それはそれでございませうが、私思ひますの——奥井先生に、頼んでお待たせをいたしまして恐縮なうございませうが、おとしでありましたか、町村合併促進法が議会で審議をされました。私も実は参画をいたしました。その際に、将来にわたりますては、たとえは府県の統合であるとか、あるいは道州制の問題といふふうなことも起るのじゃないかといふ議論が、この国会で行われたのであります。その場合に、府県の境あるいは市町村の境といふことは、最近はどうも都合が悪いといふふうな意見が実は非常に多いといふて、たとえば五十メートルの川にいたしても、一方は非常に護岸がきつぱであり、一方は財政力がないので野放しであるといふことになれば洪水の原因にもなる。どうせこれは小さい川でありまして、どうも将来さういふことも問題でないと思つたのであります。大きな川といふことになりまして、数府県にわたるといふようなこと、淀川あたりでも対岸と府県が違つ

○中井委員 美田はよく御存じであるが、川の幅は知らぬとおつしやる。それはそれでございませうが、私思ひますの——奥井先生に、頼んでお待たせをいたしまして恐縮なうございませうが、おとしでありましたか、町村合併促進法が議会で審議をされました。私も実は参画をいたしました。その際に、将来にわたりますては、たとえは府県の統合であるとか、あるいは道州制の問題といふふうなことも起るのじゃないかといふ議論が、この国会で行われたのであります。その場合に、府県の境あるいは市町村の境といふことは、最近はどうも都合が悪いといふふうな意見が実は非常に多いといふて、たとえば五十メートルの川にいたしても、一方は非常に護岸がきつぱであり、一方は財政力がないので野放しであるといふことになれば洪水の原因にもなる。どうせこれは小さい川でありまして、どうも将来さういふことも問題でないと思つたのであります。大きな川といふことになりまして、数府県にわたるといふようなこと、淀川あたりでも対岸と府県が違つ

○奥井参考人 これは私個人の考えとして申し上げます。川が一つの地域団体の間の障壁とはつきりなつていた時代があると思つたのです。皆さんもすでにお気づきと思ひます。妙に護岸風になつてまことに相済みませんけれども、ある時期には川が河川航行といふことで便を与えておりました。またある時期になりましたと、川があるために対岸とこつちとが切れていくといふ時代、さらにその後になりますと川があるために兩岸が結びつくといふ点もなくなつていきました。今最近の学界でどうなつていのかといふようなお話がありましたが、これは御承知の通りリジョナリズムといふ名前でお耳に入つておりますが地方計画でございませう。アメリカあたりでも川が州の境になつていまして、その川をはさんでこつち側と向う側にりつぱな町ができてしまつた、しかし実態は一つだといふことがしばしばあります。これは御承知の通りアメリカの州でありますから、名古屋市内の内か外どこの騒ぎでないのではありません。さういふようなところから、今もお話のありましたように一つの地域団体、町や大都市の行政を完全にやつていくためにはどうも川をさしはさんで両側をとらなくち

○中井委員 川の問題はその程度としておきますが、特に西の川について御意見はまことに私願申上げました。

○中井委員 今海岸区が低い、それから北の方へ行くとき少し高いといふことであります。私は湿地帯は都市の中に入れてはいけないといふその理屈がどうもよくわからないのであります。が、どうでございませうか、どうせ名古屋は海に面しておるのであります。大阪でも東京でも、また一番ひどいのは尼崎、これは大海岸堤防をこの間から作りました。農業ならいいが、工業地帯としてはいけない、あるいは都市としてはいけない——これは農業でも私は工合が悪かろうと思つたのであります。そのことはもう当然の自然地理的な要請であらうと思つたのであります。特にまたこれは一般論ではございませうが、日本におきましては都市といふのは大体南の方に発達をいたしておる。あるいは海岸の方に伸びておるといふように私もは伺つております。特に湿地帯といふだけの理由で

やならないのじゃないかといふところから、一つのリジョナリズム、地方計画あるいは地方主義と申しますが、さういふ大きな従来の地方行政の区画の修正あるいは改変を川を中心に行つたといふような事例から見ますと、ただいまお話のあつたような川をもつて境となればならないといふ考え方は、今日の時代とすれば必ずしもそのまゝ當つていゝものであるとは思へないのではありません。名古屋の場合に、西の方の川は名古屋港の完備と相俟つて、これが水路となつて、その水路が兩岸の地帯を一つにまとめて発達させていくものじゃないかといふ見方をしている向きもあるものであります。

次に理由の一つといたしまして、西部の四つの町村が湿地帯であるといふことであります。この湿地帯といふのはどの程度のものでございませうか。私は実は国道は五、六回通つておりますが、あとはあまりよく事情を知らないのでございます。泉御当局のこの湿地帯に対する一応の御説明をお願いしたいと思ひます。なおこの点につきましてはきよう富田町町長さんお見えであります。御関係の向きがありましてあとでお答えを願ひたいと思ひます。

○鈴木参考人 お答えします。十四山、飛鳥、南陽、この方面は大体海面よりも低いところの湿地帯になつていゝのでございませう。富田町は海面よりも低いといふことではないのでござ

○松本参考人 ただいま鈴木総務部長さんがおつしやつたやうであります。が、十四山、飛鳥、南陽あたりは海面よりも低いので排水機によつて排水を行なつておるのであります。富田町は名古屋の中川区あるいは中川区と地続きをいたしておりますが、川を隔てております。その新川、庄内川の間にも富田町はございませう。その中間のところに名古屋市中川区の下之一色町、あるいは大鰐町あるいは中須町といふのがありますが、これも地続きであります。富田町はこの中川区や中村区の接境地帯よりはるかに高いのでございませう。

○中井委員 今海岸区が低い、それから北の方へ行くとき少し高いといふことであります。私は湿地帯は都市の中に入れてはいけないといふその理屈がどうもよくわからないのであります。が、どうでございませうか、どうせ名古屋は海に面しておるのであります。大阪でも東京でも、また一番ひどいのは尼崎、これは大海岸堤防をこの間から作りました。農業ならいいが、工業地帯としてはいけない、あるいは都市としてはいけない——これは農業でも私は工合が悪かろうと思つたのであります。そのことはもう当然の自然地理的な要請であらうと思つたのであります。特にまたこれは一般論ではございませうが、日本におきましては都市といふのは大体南の方に発達をいたしておる。あるいは海岸の方に伸びておるといふように私もは伺つております。特に湿地帯といふだけの理由で

○鈴木参考人 お答えします。十四山、飛鳥、南陽、この方面は大体海面よりも低いところの湿地帯になつていゝのでございませう。富田町は海面よりも低いといふことではないのでござ

○松本参考人 ただいま鈴木総務部長さんがおつしやつたやうであります。が、十四山、飛鳥、南陽あたりは海面よりも低いので排水機によつて排水を行なつておるのであります。富田町は名古屋の中川区あるいは中川区と地続きをいたしておりますが、川を隔てております。その新川、庄内川の間にも富田町はございませう。その中間のところに名古屋市中川区の下之一色町、あるいは大鰐町あるいは中須町といふのがありますが、これも地続きであります。富田町はこの中川区や中村区の接境地帯よりはるかに高いのでございませう。

○中井委員 今海岸区が低い、それから北の方へ行くとき少し高いといふことであります。私は湿地帯は都市の中に入れてはいけないといふその理屈がどうもよくわからないのであります。が、どうでございませうか、どうせ名古屋は海に面しておるのであります。大阪でも東京でも、また一番ひどいのは尼崎、これは大海岸堤防をこの間から作りました。農業ならいいが、工業地帯としてはいけない、あるいは都市としてはいけない——これは農業でも私は工合が悪かろうと思つたのであります。そのことはもう当然の自然地理的な要請であらうと思つたのであります。特にまたこれは一般論ではございませうが、日本におきましては都市といふのは大体南の方に発達をいたしておる。あるいは海岸の方に伸びておるといふように私もは伺つております。特に湿地帯といふだけの理由で

これはいかぬと言われたことがどうもよくわからないのですが、その点簡単でけつこうですから一つ御意見を伺いたい。

○鈴木参考人 湿地地帯であるからいけないと言っているわけではないのでございませう。湿地地帯でありまして、おおむね標準人口の町でございまして、面積もある程度ございまして、独立していくことを町民が相当望んでいるので、独立で行くことも望ましいのではないかと、こう考えておるのでございませう。そしてそこには庄内川、新川といったような川もございまして、そうした川とのいろいろの事情からしまして、一応は独立を希望する者も相当あるならば独立で考えた方がいいのじゃないか、こういうことでございませう。

○中井委員 どうも今のお答えであります、私は県御当局が勝手に住民の意見を曲げておるように思われてならないのです。そういう者もあるかと云われるが、あるのは当りまえだと思ひます。しかし民主主義の世の中でありまして、一応村会なり町会が決議をしたら、それを尊重するということが、私は民主主義の最も基本的な立場でなからうかと思ひます。しかしこの点は意見の違ふところでありまして、どうもあまり理由にならないように考へながら実は先ほどの話を伺ひましたので、ちょっとお尋ねをいたしたのであります。

もう一つ伺ひたいのは、愛知県では問題のあるところはなるべく合併しないようにという先ほど伺ひましたが、岡崎はこの間八カ町村ば

かりを合併したというふうなお話もありましたけれども、現在岡崎は人口幾らで、そして面積はどれくらいでございませうか、ちょっとお尋ねいたしたいと思ひます。

○木田参考人 数字の点をばつきり申し上げて間違ふといけません、人口は合併前は十萬、合併をいたしまして、現在の人口が十四萬くらいであります。面積は八カ町村合併をいたしまして、現在の名古屋より大きいのであります。ただしその中は三分の二くらいが山であります。それからその後合併をいたしました矢作町というのは一萬五千くらいあると思ひますが、これが先ほどどなたか御質問に相なりました矢作川というのを隔てたところであります。国道がつながつておりますので、川を隔てて両方が連絡をしておるという総務部長の御説明であります。これは双方から書類を持って来たので、そこで県で合併を議決したした後において、そのうちの約一〇％くらいの人口に當る部落から、岡崎に合併は反対だ、安城市という農村都市がありますが、この安城市に合併をしたいという問題を起しまして、現在その時期のことについて争つておるようであります。市の当局は四月一日に合併をするというところになっておるから、四月一日以後なお新しい議員ができてからこれは処理すべきものであるという見解のもとに、幾分新しい市域との間に対立があるようであります。そのほかの県下全体の問題といたしましては、ただいまあなたの御質問の通り問題のあるものは処理しないという方針でやつてきたことは先ほど申し述べた通りであります。それに対しては極力協調

解決をはかつて片づいたものを合併審議会に、その審議会の了解のもとに処理してきた、こういう状況に相なつておるわけであります。

○中井委員 今あんまり問題のあるところはやめておるというふうなお話でありましたが、何か新聞で見ますと、江南市とかなんとかいう、市の名前がどうのこうのというので愛知県で大へんもめておつたところがあつたように記憶しておりますが、これはどうなつておりますか。

○木田参考人 それは妥協しまして、その後においてまた問題を起しました。しかしそれも協調させまして現在はおさまりました。

○中井委員 まだ二、三點聞きたいのですが、時間がありませんから簡単にしますが、愛知県では大都市周辺町村整備促進条例というものを作出したつたのであります。これと町村合併促進法との関連をどういうふうにお取り扱ひでありますか。

○木田参考人 これは特別に関連はありません。

それから先ほど春日さんからの御質問のときに申し上げようと思ひましたが、この整備促進条例は先ほどから御説明しております通り、県のその年の財源において優先的に取り上げて整備促進をはかるというのであります。御承知の通り予算を作るときには適当にどこどこを大体やるのだという見通しをつけて予算を立てますので、特別にそのためにワケをとつておかないでも仕事ができるということでありませう。

○中井委員 地方制度調査委員会というものがあつますが、これと町村合

併促進法の審議会との関係はどうでございませうか。

○木田参考人 町村合併促進審議会は促進法に基く知事の諮問機関、地方制度調査委員会と申しますのは、議会におきまして特別委員会であります。

○中井委員 私は大都市周辺市町村整備促進条例と町村合併促進法とは重大な関係があると考えております。もちろん名古屋は町村合併促進法のあの中には適用除外でありませうけれども、周辺の都市は全部関係があるのであります。どういふふうなお取扱いであるか私よくその辺のところはわからないのであります。これは県の内部であるし、そちらの方は知事の諮問機関であるということでありませうから、それはそれとしてけつこうであります。それが、どうして大都市周辺市町村整備促進条例というふうなものを作る必要があるかということについて私は疑問を持つのであります。こういうものをせむ作らなくてはいかぬということはどうでしょう。やはり大都市の周辺は大都市と総合的に考えていかなければならぬというふうな自然地理的な考え方から必要が生れたと思ひます。ありますが、そういうことになりませうと、こういうものを出してやるといふことは、やはり大都市に一本になるといふふうな思想である。裏に返しますと、事実問題において一致しておるような気持がちょっとするのであります。が、その辺のところはどういふふうに考へておられませうか。

○木田参考人 御想像の通りであります。先ほど言葉が足りませんで申し上げなかつたと思ひますが、無計画にふくふくとふくれる、過大都市になると

いうことを実はきらうわけです。従つて周辺の整備をするということは、合併をさせずに、そして名古屋市のような大都市の周辺には衛星都市を作る、あるいは独自の町を経営させるというには相當な指導をしなければならぬし、費用もむろん要りますから、そういうものを援助していくという条例でありまして、いろいろ悪意に解釈する見方もありませうけれども、実はわれわれどもから申しますと、一つの貫した周辺の合併は適當でないけれども、その周辺には衛星都市を作らしめるため、あるいは人口を適當に分散し、都市を分散せしめるための計画の援助をするというための大方針と申してはどうかと思ひますが、そういう方針のもとに条例を作つた、こういうふう

に御解釈をお願いしたいと思います。

○中井委員 どうも今の点私はさつぱりわかりませう。大都市と合併させないためにこういうものを作つた。させるとかさせないかというの私は住民の自由意思であらうと思ひます。そうして合併をどうしてもがえんじない、県が見てはつておけぬからこういう条例を作つたということになれば、私はよくわかるのであります。初めから合併をさせないために条例を作るといふのでは、私は国民主権の建前からどうもよくわからないのであります。この点と、それから地方制度調査委員会というものは何か屋上屋のような感じがいたします。

それから町村合併促進法と名古屋市のとは一応関係ないようなお話であります。それは名古屋市のだけが関係ないのであつて、周辺の町村はもちろん関係がございませう。そこでそういうふう

けっこうだという御質問がありました
が、それに対して他の御回答をなさつ
たように私は考えられるのであります
が、その川の問題、湿地の問題以外に
何か有力な理由がありますか、それを

月以上になるわけでございますが、出て参りません前から、先ほどから御説明申し上げておりますように、名古屋市に対する合併は適当でないという理諭を各周辺に説明をして回りました。

は入って参りませんでした。が、その大部分は名古屋市内選出の県会議員と社会党の県会議員であります。社会党の県会議員の各位は、名古屋市内に合併することには賛成をするというような党議

傍聴席で見ておりましたが、なかなか過半数に達しなかったのです。無理やりに過半数にしまして、わずか数分の間にこれを可決されたのであります。私の見たありのままを申し上げます。

いう一つの見解を持っておりまするので、当初から名古屋市に周辺が合併をすることは反対であるという指導をしてきたことはお聞きの通りであります。従いましてその理論を推し進めて

係があるかないかは私は知りませんが、合併しようという動きのあった町村に説明に行かれた。そしてこの話をされた。これは御存じでありましよ

う、そこでこれは原下全船の記でなくして、何も県下全部名古屋に入るなどということは言っておらない。名古屋に入らなかつたらつてやる、入つたと同じようにつてやる。入ろうとしていたところのことを私は聞いておるのであつて、決して県下全船のことを聞いておるのではない。要点をつかんではつぎりとお答え願いたい。しかももう一つお願いでありますけれども、これはつけていただけなら、三河の奥山までつけていたできれば一年中こんなけつこうなことはない。しかしそれだけの予算が、承わるところによりますと、本年度予算の当初予算は、去年の実行予算よりもはるかに下回つたものが作られておるということでございます。従つて追加予算が組まれるということは当然のことでありましょうが、果してそれではいかほど組まれまうか。

○鈴木参事 予算は下回つておるの

ではなくて、
昨年と比べますと相当上

昇っております。これはいろいろの事情でやむを得ないと思います。

それから第二の問題でありますが、それは周辺町村だけにやるということ

でなくて、周辺町村にももちろん差し上げた。そこには差額を設けて、県下全体を考えていく。予算の額はこれぞどのくらいにするかということにつ

きましては、これはかりにその周辺の町村のどこどこを四級地並みにする。どこどこを三級地並みにする。どこどこを二級地並みにするという

ことです。というのは町村のあり方の問題、散在しておるところのそれぞれ市の関係などにおきまして幾分計数的には違ひが生じておりますが、それらのものに對しましては追加予算として出す用意はしております。

○加藤(清)委員 私のお尋ねしておりますのは、再三申し上げますように、焦点をぼかきぬようにお答え願いたい。というのは名古屋に合併したいという村へ行つて、名古屋に合併しなればあなたの村は名古屋と同じ程度に地域給を上げてあげましよう。こう言つておるのでありますから、県全体のことを聞いておるのではないのです。県全体が名古屋と同じように地域給が上ることは望ましいことですが、そんな予算が出てくるはずのものではない。そこで私のお尋ねしておる要點は、それを実行に移されるかどうか、それはいつの時期に行われるか、金額は幾らであるかということをお尋ねしておる。

○鈴木参考人 実行に移す用意をしております。それから実行に移すときは五月県議会にしたい。額は幾らかということはあり方の問題で、こういうことに対して、そこだけをお尋ねというわけにいきまけんけれども、御質問の要旨から離れますが、他の町村も同時にやりたいということで、相当の額になると思ひます。

○加藤(清)委員 他の町村におやりになることは望ましいが、ぜひ愛知県一門にわたつておやりになることをお願いいたします。しかしそれは予算が許さぬでしょう。名古屋と同じ程度にやるといふことは、とてもできることではないのです。だから私がお尋ねせ

んと欲するところは、名古屋と同じ程度に地域給を上げてやろうとおしやうた水野副知事さんの言葉にあやまちがあるかないか。

○鈴木参考人 あやまちはありません。

○加藤(清)委員 それでは名隣会、たとえば十八カ町村は名古屋と同じ地域給がつけられますか。

○鈴木参考人 大体において十八カ町村のそれぞれにおいて同じようになることは考えております。

○加藤(清)委員 十八カ町村が同じようになるのでなくして、その十八カ町村は名古屋と合併したと同じ程度にするというお言葉が事実であるかどうかということですが、

○鈴木参考人 事実であります。

○加藤(清)委員 わかりました。次に合併すると税金が多くなる——先ほどの御証言の中にもあったようでございますが、この言葉が相当周辺都市に流布されております。これが農村の方々を恐怖させた一つの大きな原因でございまして、周辺の村が名古屋に合併した場合に、税金が高くなるということは事実でございませうか。もしありとすれば具体的に、たとえば何割程度ふえるのか。この点を鈴木総務部長と横井助役さんにお願ひしたいのであります。

○鈴木参考人 お答えいたします。まず住民税についてはオブション・ワンをとつておるところとオブション・ツーをとつておるところとそれぞれ違ひますので、オブション・ツーをとつておるところは名古屋市に入ることによつてあるいは安くなるのではないかと考えております。それから固定資産

税におきましては、どれくらいといひましても、その地域の実情によつてそれぞれ違ひますけれども、もしこのままで行きますならば、固定資産税は名古屋市に入ることによつて幾らかそれぞれ高くなる、あるところは同等かと思ひます。

○横井参考人 大体総務部長のお答えになつた答えと同じようでありまして、今度の十一カ町村の中にはオブション・ワンというのはいないに思ひます。全部オブション・ツーだと思ひます。であります。抜けました大高町それから新川かどかがオブション・ワンでございまして、これは十一カ町村の中に入つておりませんから、全部オブション・ツーだと思ひます。従つて住民税については個人割を除いて所得制では大分安くなると思ひのであります。固定資産税はもう個々のものに当らなければわかりませんから、總體的に高くなると安くなるとか、そういうことは言われなかつたと思ひのであります。さう御了承願ひたいと思ひます。

○加藤(清)委員 税金が高くなるという言葉は、これはそのときの放言であつて、町村合併を反対するむなしの公約にすぎなかつたと解釈してよろしうございませうか。

○鈴木参考人 別に公約はしておりませんので、公約と解してよいかということには返答に困ります。

○加藤(清)委員 それは町村合併指導に参られました折に多くの方が述べられておられる事実でございまして、

○鈴木参考人 事實は事實として承る程度でございまして。

○加藤(清)委員 事實それが言われた

ことを認め、さうして高くなつたこととすれば、結論は明らかで、これはむなしの公約であつたということになるわけでありまして。

次にぜひお尋ねしなければならぬことは、町村合併をするとしほり屋が困る、売れなくなる。百姓は損をする、こういうことが流布されております。また事實どの会合の席上でどうおつしやつたかはつきりしておりますが、この言葉を鈴木さんは認められませんか、認められませんか。もし認められれば、はつきりと具体的に損をするという事實を申し述べていたいただきたい。

○鈴木参考人 お答え申し上げます。どこでどうなされたのか、私具體的事實を存じませんので申し上げかねますけれども、しほり屋が困るということ、私はどうも意が解せないでございまして。それから百姓が困るという問題については、これは愛知用水を初めとして、土地改良に果として重点を置いて進めて参つておりますので、豊かな農村として穀倉として進めるべく計画がとられておつた、その關係において、一時名古屋市に入ることによりまして——名古屋市が商工中心の市である実情からしまして一時的にもせよ百姓は指導、助言をしてもらふ意味においても相当お困りになりはしないか、土地改良の事業などにも幾らか停頓を来たすのではないかと、そういうことが懸念せられるので、さうしたことを総合して困ると申されたかもしれませんが、もし申されたとすれば一部真理だと私は考えます。

○加藤(清)委員 百姓が損をするならばこれは大へんなことでございまして。

そんなことが行われるとすれば、私の生まれ故郷猪高村や天白村は困つたことになりまして、これを受け入れるに當つて損をしないように市としては受け入れ態勢を整つておりますか、おりません。また将来、今問題が審議されております名古屋北部の二カ町村もまだまだ農地が多いと存じます。ここで農業を営んでいらつしやる方が困らないように受け入れ態勢を整えるのが當然の義務だと存じます。その受け入れ態勢あるいは計画がありますか、ありませんか。

○横井参考人 名古屋は商工都市だといふお話もございましたが、もちろん産業部面における生産量その他は商工業が重点になっております。これはひとりで名古屋ばかりではございませぬ。大都市であれば全部さうでございませぬ。しかし農業関係におきましても、現在名古屋市内における農業に関する事務については、非難のない程度のこととやらんとやつておるわけでありませぬ。

それから、ただいま御質問の農村の受け入れ態勢ということについては、遅滞なく手配をいたしておりました。ちやんとできております。

○加藤(清)委員 しほり屋が困るということですが、これは今鈴木さんのおつしやつた通り、それがうそであれば幸いでございまして。と申しますのは、国会で産業構造の問題が日々論議されております。そんなことはいずれでも困るというはずはない。特に尾西の毛織物もさうでございまして、やがてこれは輸出振興をしなければならぬ、技術の改良をしなければならぬ

と申すので、さうしたことを総合して困ると申されたかもしれませんが、もし申されたとすれば一部真理だと私は考えます。

と、ナゴヤニアと書いてある。これは外地を視察してごらんになった鈴木先生ならよくおわかりのはずでございます。商品は古いマークかないしは古い都市の名前を使うことによつて一そうよく売れるはずでございます。先ほど来あなたは再三再四有松と鳴海がけんかをする、けんかするとおっしゃいましたが、それはほんの一部だ。仲が悪い、仲が悪いというのを三べんもおっしゃいました。ところがそれはしぼり屋の一部です、先祖争いをしてお

ところでもう一つどうしてもお尋ねしなければならぬのは、先ほど来山と川の問題が盛んに出ております。あなたは山を越えて将来有松と大高は一つにする、こういうお話なんです。あれは小さい丘陵だから心配ない、こういうお話でございました。しかし聞くところによりますと、大高はおつとどっこいそう簡単に引き受けません。おそらくそう簡単には引き受けないでしょう。そうなりますと有松の行方はどこへ行ったらよろしいでございまし

る商売がたぎで、ただそれだけのことなんです。これを仲よくさせる、仲よくさせるのとあなたはおっしゃったのですけれども、片や大高にくつつけて、片や独立させておいたら、この争いは永久に絶えません。私は現在御厄介になつておるところですから、何とかしてこれを一刻も早く和解せよう、和解せようと思う。これは一つのマークにして輸出振興をすればいい、それ

ようか。町村合併促進法の法律の精神によれば、当然どこかへ合併しなければならぬ運命にある。これはどこへ行つたらいい。ほんとうはつきり計画を聞きたいのでございますが、時間も、川があるから鳴海は名古屋との合併はいかぬ、こういうお話でございました。しかしそれは妙なお話でございました。同じ天白川の流れておりま

はうそじゃない、着々秘は準備を進めて、このことは業界の方も知っていらつしやる、すでに注染の方だけはがつしりと手が握られております。これは事実でございます。そこでただあなたのように、けんかしておるからいかぬとほうつておくからけんかする、これをちぎろうとするからよけいにけんかをしなければならぬ。名古屋という大きなふところの中に全部飛び込んで、名古屋しほりということではない、

する天白村、猪高村、これは合併した。しかも猪高村や天白村は、あなたも御存じの通り山を越えていかなければならない。ところがあちらは山を越えなくてもいい、交通の便がよくなつておる。そうでございます。これは否定なさいますか。交通の便は天白、猪高よりもなお鳴海の方がいいはずなんです。ところでこの山を越えてもなお、私子供に育つところから一体この影響を受けたかと言えば、経済的

か。私の住まっておりますあの地区、鳴海荘は、住居こそ鳴海ですが、勤務地は名古屋の人がほとんどなんです。しかもインテリ層、先ほどここに來ておられました方もそうでございますが、このインテリ層の気持が、あまりにも県の行動が行き過ぎじゃないかというので、鳴りをひそめておった鳴海荘までが、ちらほら賛成の声を上げようということがぼつぼつと出ており、これは事実なんです。あまりにも行き過ぎなんです。

後誠必誠意全力を尽してこの啓蒙運動に努力しまして、鳴海と一緒にしまして、しほりの名産地としてのそれぞれのものたちが提携して、産業発展のために進んでいくようにお願いすることをまず第一の試案として考えていきたい、こう思うのでございます。

第二に、山と川との関係からの問題についてでございますが、私どもとしては鳴海との関係において天白川があるからいけないと言うのではなくて、私どもの理由は天白川流域を云々

そこで山と川の話が生まれて鳴海は川があるからいけないということですが、川が幅の相違がどれだけある、天白のあの平針の川の幅と、扇川の流れ込んだ一番広い太鷹橋の川の幅と、一体どれだけ違うのでございませうか。むしろ私は岡崎が合併なさった川の幅の方がはるかに広いと存じますが、これは一体どういうわけでございますか、この点……。

というのを申し上げるのでございまして、川の幅が大きいから小さいからというものではなくて、天白川のその流域は多くの美田によって相當隔てられておる地域でもある、また独立してりつぱにやつていける土地でもあるしというようなところから、一応こうした紛争もある事実にかんがみても、やはりこの際鳴海は独立で考え、静かに時を待つということにするのが望ましい

○鈴木参事 人 お答え申し上げます。
有松との関係問題については、第二義的な考え方として大高と一緒にすることとも望ましいことである、できることならば鳴海と一緒にすることを希望する、ことに鳴海と有松とは連絡的な戸数状態にあることは御承知の通りであります。そうした関係におきまして、私は仲が悪いということを申しましたが、実際このあつせんの手だけは一応つてみましたが、いかんともしがた

○加藤(清)委員 この問題についてはほんとうはもっと御質問をしたいのですが、皆さんお疲れのようでございますから、先を急ぎますが、先ほど人口の密度が名古屋は東京、大阪と比べて少いから市域の拡大はまだ先でよろしい、こういうお話がございましたが、それについて人口の密度を豊橋と岡崎に例をとってお示し願いたいの

○鈴木参考人 お答え申し上げます。
大体豊橋の人口、岡崎の人口、それから面積ということによって人口密度が異なるのでございますが、きょうはそこまで用意して来ておりませんので、書類によってお答え申し上げることにしたいと存じますけれども、要点としましては、ただ岡崎、豊橋の関係におきまして、豊橋は御承知の通り、あの大きな広々とした美田を中心にしたところの、いわゆる田園都市でございます。また岡崎の一部は山岳地帯を相当組み

入れた、それだけを除くことのできな
い一つの市街地を構成している特色が
あるのでございます。山岳地帯を含ん
だところの市と、それから田園都市と
しての市と、それから商工業重点に進
んでおるところの市と、それぞれ面積
などに特色があるのはやむを得ないこ
とではないか、こう考えます。

○加藤(清)委員 私は決して豊橋、岡
崎が地域拡大されることを反対するも

のではございません。だんだん大きくなるのは自然の勢いでございまして、ただその自然の勢いを名古屋だけ食いこめようとなさいますその理由が、先ほど乗岡僚議員が再三お尋ねいたしましてもお答えがないようでござい
ます。

そこで今度は逆にお尋ねいたしまするが、先ほどの証言によりますと、名古屋は無計画にむくむくと大きくなつて来た、こういうお話でございませ

た。こでお尋ねしたいことは、豊橋、岡崎の都市拡大計画と、名古屋の都市拡大計画とに、それほどの大きい差があるか。名古屋の方は無計画で無鉄砲で、豊橋と岡崎だけは人口は薄くとも、なお地域を名古屋よりも広くするほど優秀な計画があるのか。その計画の相違を一つ太田さんにお願します。

○太田参考人 そういふ聞き方だと、どうも遺憾なことでありますが、実は名古屋もそうでありますが、それども、周辺を合併した計画というものが別に立ってあるわけではありません。一応の目安は立っておりますが、御質問にお答えするようものが立っておりますとも考えておりません。なお岡崎、豊橋の問題についても、むしろそういうようなお答えを申し上げるような計画は現在ありません。これは合併後においてそれぞれの計画をむしろ立てられることだと思ひますが、岡崎、豊橋に關する限り、余地を与えて理想的な将来の——これはむしろ長い間のことで、二年、三年先のことはあります。将来の大計画を立てさせるためには、ああいうところには余地を与えることがかえつていいことだと私は考えております。

○加藤(清)委員 私も太田さんの意見には賛成でございます。ただいま計画はななくともその余地を与えて、そうして二年後、三年後にその計画を豊橋と岡崎には立てさせる。まことにあなたのか味のある、それこそあなたのかい手差し伸べられたやり方で、けつこうだと思ひます。大賛成でございます。そのあたりの手、あなたのかい心を持っていられつしやる方々が、何がゆえに名古屋

古屋市だけは、必要度においては一層大きいと思われる名古屋市の大きなことを、無計画だからいけないと断定なさるのでございませうか。

○太田参考人 名古屋市が無計画であるから合併に反対であるとは一言も申し上げておりません。無計画に伸びることに反対したということではありません。この合併が無計画だから反対したという意味を言っておるのではない。言葉というものは、幾分言い下手なせいもありまして、お聞き苦しくもありましようが、私は無計画に伸びることに反対したということ、計画がないから反対したということは申し上げておりません。

○加藤(清)委員 そんな言葉のあやでは私は承知ができません。無計画にむくむく伸びるということは、計画がないという人が、片方の計画のないところを大きく許しておいて、片方だけは許さないというのはおかしいのですから、その意味が聞きたい、こういうこととです。

○太田参考人 私の言ひのは、名古屋市については、前提的に過大都市になることはいけないと申し上げておる。○加藤(清)委員 あなたは先ほど来過大都市、過大都市という言葉を再三おっしゃいますが、過大都市というのは、面積のことですか、人口のことですか。

○太田参考人 両方のことであります。○加藤(清)委員 あなたがどれだけ過大都市にしてはいけないとおっしゃつても、名古屋の人口、東京の人口は自然にふえて行きますよ。大阪の人口も

ふえます。これは自然の勢いなんです。かえつて地域を拡大させないことによつて、一層人口稠密になつて、この都市が困難をしなければならぬという見通しは、だれでも三才の童児だつてつくだす。あなたがそれを大きくすることは出来ない、人口の稀薄な山間地帯は大きくしてもよろしい、この意味が、きょうのお答えでは私が納得できないのでなくして、同僚議員もここを再三お尋ねしたわけでございますが、御答弁が得られなければやむを得ません。そこで私はもう一つ……

○太田参考人 申し上げてもおわかりにならないれば、これは私の説明が悪いのでありますが、そのお聞き取りをいたさせていただきます。問題だと思ひます。私は今申し上げております通り、名古屋が過大都市になることを反対しておるというその前提のもとに立って、実は話を進めておるわけでありま。そこで過大都市になることがないといけないかということを分析して行かないらば、それはそれぞれの考えの違ひということに追ひ詰められてしまふかも知れませんけれども、そこがいかにも私の説明が受け取りがたい結果になつてしまつたのじゃないかと思ひます。

○加藤(清)委員 説明が受け取りがたいのではなくして、その精神がわからない。理由がわからないのです。そうでしょう。名古屋は大きくなることはいけない、豊橋、岡崎は大きくなることはよろしい、この理由がわからない。ほうつておいても、東京、大阪、すべてが大きくなる。それが大きくなることはいけない、名古屋の発展はやがて日本経済に寄与し、日本経済のプ

ラスになる、なぜそれがいけないのか。出発点が間違えればやむを得ぬとおつしやればそれまでですが、これは説明の問題でなくして、根本の精神の問題であります。

そこでもう一つ、どうしてもそれに關連してお尋ねしなければならぬのは、私は名古屋市がほんとうに大きくなつて——大きくなるといふよりも、充実して、産業の発展に貢献されて、そうして破れた日本経済、底の浅い日本経済を一層発展させるのに寄与されんことを心から切望しておるものだから、こういうことを申し上げる。

ところで先ほどもう一つ、名古屋市と——これは鳴海をさして言われたところと存じますが、争ひのあったところはいけない、紛争のあったところはいけない、こういうお言葉でございまして、この紛争のあったところも、なお合併を促進していらつしやる市が愛知県の中心にあることを、愛知県人はよく知つております。江南市でございまして、一体これはどういふわけでございませうか。私はこの江南市は争ひがあつたけれども、なおその争ひを解消すべく御努力遊ばされた県当局や太田さんの誠意に、敬意を表するものでござい

ますが、その氣持がなぜに鳴海だけには及ばされなかつたかを残念に思うのです。同じように指導育成をするというなら、何がゆえにあの土地だけあのような残酷な仕打をされたか。これは孫子末代永久に残ることでございませう。まことに遺憾のきわみといわざるを得ないのでございませう。先ほど同僚議員のおつしやいましたように、春日さんの言葉をかりていえば、県政

の上における一大汚点なんです。何とか抗弁されようとも、これは生きて残る住民の心に刻み込まれたことなんです。

そこで最後にどうしてもお尋ねをしなければならぬことがございませう。それは先ほどのお言葉の中に、過大都市になるからいけない、その次に事故で処置できないほど拡張するからいけない、こういうことでございませうが、この言葉に対して名古屋市側にお尋ねしたいと存じますが、十一カ町村が合併された際に、合併されたその町村を処置できないでございませうか。それから無計画にむくむくと大きくなるからいけない、こういうお話でございませう。名古屋市はそれほどばかばかりそろつておるでございませうか。この点について横井助役さんの明確なる御答弁をお願いいたします。

○横井参考人 ただいまの御質問にお答えします。名古屋市が町村を合併いたします考え方の一番根本は、名古屋市民も仕合せになりたいけれども、周辺の合併された町村の人々も仕合せになつていただく、両方がよく行くようにというのが町村を合併せよという心持の根本でございませう。もちろん相手方の町村におかれられても、自分の将来のことを決定するのでございませうから、慎重にお考えになつたことと思ひます。名古屋に入つて不仕合せになるというやうなものがつくばな方が町村におかれられてもそろつておいでになるのでありますから、人のごやつかいになるよりも、自身のことは自分自身が深刻にお考えになつたことと思ひます。そうして慎

重に審議もし、考え考えたあげくに、われわれはほかの町村と一緒になるのはいいやだ、名古屋へ行く方が仕合せになるのだという結論に、名古屋へ合併するという機関の決定をなすったものと考へておるのであります。そういう重大な町村合併を考えながらわれわれが事を運ぶのに、全然計画もなしに、自分の力で自分で始末ができないところまでも町村合併せよなんという考へは持つておりません。りっぱにその始末はつけていくつもりであります。

○加藤(清)委員 もうこれで最後でございますが、この問題は歴史的に残るものであります。どうぞして両者が過去の争いをさりと捨て、そうして円満に解決——その解決の道は先ほど自治庁の方からお話のございましたように、最下部末端の住民の決議を尊重する、いわゆる民主主義の根底に帰って、そうしてその旨に従う、こういうところへ行くべきではないか。この問題について私はこの間陳情がありましてから以後いろいろ話しましたところ、片や鳴海の町長はやめたらよろしいとか、あるいは県庁側が宣伝することを手を引いたらよろしいとか、いろいろ双方の意見を聞いたわけでございますが、双方がほんとうに円満にこの道を解決して、そうして国家百年の大計の基礎になります名古屋市の将来をおもんばかって、ほんとうにこの土地の方々の仕合せを祈りつつ、いい方策を見出すことはできないものか、この点を鈴木部長さんと市長さんに、簡単でけっこうでございますからお願いしたいのでございます。私がきょうこんなにおそくまで皆さんをお引きとめいたしました、このことを申し上げる

のは人ごとではございません。私ごとを申し上げましてまことに失礼でございます。いろいろお示ししたい

○横井参考人 いろいろお示ししたいだきましたし、それから各方面にも御迷惑をかけております。全力を尽して円満に解決したいと考へておるし、将来も住民の福祉を懸念に考へていきたい、さように考へております。

○大矢委員長 門司君。ことに關係といひますか、地域的に詳しい状態を御存じの方から質問されておりますので、私はきわめて簡単に、基本的なものだけについて質問をしたいと思ひます。同時にまず委員長にお願ひをして資料の提出をお願いしたいと思ひます。それは先ほどから県の総務部長であります方から議員の質問に答へて、文書によつてということとを言われしたので、この際県側に對しまして資料の提出をお願いしたいと思ひます。これは、大都市周辺の市町村整備促進条例の内容を一つ書類で御提出をお願いしたいと思ひます。その次には合併問題の審議されました際の県議会の会議録を送つていただきたいと思ひます。以上の二点と同時に総務部長から書類によつてというのが二点ばかりあつたと思ひますが、それらの問題をあわせて、われわれが検討いたしまする場合にぜひ聞きたいと思ひます。これは、きょうは問題の中心でありまする知事がおいでになつておりません。従つていづれこの問題は、以上の書類を提出されると言われておりますから、それに基づいてさらに調査が行われなければならぬと思ひます。そので、この次の調査の際には、ぜひ委員長は知事の出席を要求していただきました

いと思ひます。これをまず委員

○鈴木参考人 御承知の通りに、町村合併促進法の関係におけるものをやる審議会でございますけれども、やはりこうした問題は町村合併審議会として事情を知つておく必要もあらうというところで、これは公的な問題ではなしに事実上の問題として調査審議を重ねたことはございます。

○門司委員 その委員会の発言の内容並びに委員会できめられたものが県議会にいかにか反映したかということの会議録でもあるなら、お示しをお願いしたいと思ひます。

○鈴木参考人 後刻お届けしたいと思ひます。

○門司委員 その点がはつきりいたしませんと問題の解決はつかぬと思ひます。

○鈴木参考人 今、御質問、内容によりまして知事の代理として答へられることもありましようし、内容はどんなことでもございまいしょうか。

○鈴木参考人 七条の解釈と申しまして、どういふことで七条の解釈に……

○鈴木参考人 七条には、明らかに町村合併をいたします場合には、その申請に基いて知事は県議会の議決を経て内閣総理大臣に申請する、こう書いてあります。これの解釈です。

○鈴木参考人 その通りに考へて進ん

○鈴木参考人 失礼しました。これは地方自治法による勧告という問題でなく、私どもは事実上懇談に懇談を重ねるといふ意味合いにおいての勧告でございますので、あしからず御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木参考人 八条の二の規定は、町村合併の根本は八条の二による合併、いわゆる普通の合併だというように考へられなければなりません。そういたしますと、県の町村の合併に対する審議会は、これにいかなる態度をとったかと

であります。

○門司委員 その解釈ということと同時、その通りということの意味であります。法律は、こしらえまされる場合に法の精神というものがござります。

その法の精神をどう解釈されているかという点であります。私が聞いておきたいと思ひますことは、今日の日本の自治体並びに自治法のあり方というものは、いすれを見ましても、県議会が他の公共団体、いわゆる市町村に対して優位の地位にあるということとはどこにもないのであります。ただ、この自治法の七条にのみこれがごく簡単にあります。これが認められております。この認められた原因というものは、法を運用いたします場合においては、これは市町村の紛争がある、あるいは町村の議決に不純なものがあるというやうな場合に七条が発動するべきが至当であります。これは私は自治法の今日の建前の上から申し上げるのです。どこにも県が市町村の監督機関であるという規定はないのであります。いわゆる憲法九十二条に定められた自治の本旨に従つて定められた自治法の第一、二条の規定は、普通地方公共団体は、市町村並びに都道府県と、こう書いてあります。同列に置かれております。従つて優位でも下位でもないものであります。ただ実態の上において、法律の中に示されておりますのはこの七条の解釈はすべきであります。決して県議会の権限の濫用になつてはならないというところは、今日の自治法を讀んだものにはよくわからなければならぬ。それを今この通りに解釈される

と言われておりますが、どの通りに解

釈されておるか。この法の精神です。

自治体の今日のあり方というものは、さつきから私が申し上げておりますやうに、第一条の二には優位も何もきめてない。同列に認めてある。しかもこのだけにこれを設けたというところは、先ほど来私が申し上げておりますやうに、自治体の合併その他に對して、これを円満に遂行するために一応ここに機關を設けたのであります。これは私の記憶が違ふかとも思ひますが、この七条の条文は、あとで自治法の改正のときにそういう議論があつて、そういう意味でこへ入れたやうに私は記憶しておりますが、この七条の解釈を果はどういうやうにお考えになつておるか。知事でなければよくわからぬと思ひます。

○鈴木参考人 知事でないので不十分かも知れませんが、私は先生の御説のように考えております。決して七条の關係は、上級下級の關係として考えたものではない。従つて決して県を優位に考えたものではないと私は考へております。ただしこれは広域地域団体としての立場において、県全体のことを大所高所からあゆる角度から慎重に審議して、町村議会の議決がそうであつても、場合によつてはいか

したものが、自治法には明確に書いてある。こういう角度から出ております。

これであつて、今のお話のやうに、決して上位にあるものでないというお考へがもしありとすれば、この場合各町村の議決というものが、どこが一体不当であつたのか、こういうことをもう一度聞いておきたい。

○鈴木参考人 県下全体の事情からいろいろと検討して、広域地域団体としての關係で考へて進めたものでござい

あり、不都合があつたのでござい

すか。○鈴木参考人 議決が町村議会の議決と一致しないからといつて、場合によつては県議会の議決が好ましくない結果になる場合もあるかもしれませんが、これも、しかし何もかもその通りでなければならぬ。濫用とか何とかいふことに該当する場合もあるかもしれませんが、本件に關する限り濫用の問題はなかつたと思ひます。○門司委員 私はそう聞いておるのじやないのだ。境界の変更ですから、大

体地方の自治体がおのおのの議決すればいいのであつて、そのいい議決に對して何か行政上のトラブルがあつた、これはもう一べん差し戻すべきだ、どうも町村の住民の總意とは思へないという場合には、これは県議會で審議すべきだと思ふ。これは私は七条の規定の精神だと思ふ。そういう事実があつたかどうか。

民が合併したいということを、県がそ

れは困るからやめてくれというの、自治権に對する一つの侵害だと思ふ。私の聞いておりますのは、そういうこととでなくして、行政上の処置の上に、いわゆる住民の意思と相反した議決がされていらないか、これは県ではチェックしてもらいたいと思ふ。住民の意思がそのまま反映しておる場合に県が、こういう言葉を使うと少し言い過ぎかもしれないけれども、よいいなおせつかい、将来お前たちはこうして伸び得るのじやないか、合併しない方がよいのじやないかといふことは、これは少し県の行き過ぎではないかといふことが考えられるのです。だから私はその点を聞いておるのです。だから十一の町村会の議決の中に不純なものがあり、さらにどうも總意と思へないといふやうなものがあつたかどうかといふことです。

○鈴木参考人 ありました。○門司委員 あつたと思へば、その事実をここではつきり言つてもらひたい。○鈴木参考人 事實は、たとえば豊明村の例をとりましても、住民投票はきわどいところであつておられますが、大體農村でありますので、一戸一票といふことで住民投票をして、わずかの差で一応賛成派が出た。棄権も相当あつた。しかし議会の議決は、絶対的にそれは合併する、こういうふうに行きまして、今度四月三日に豊明村ではさらに公正な住民投票をしたといふことで進んでおるやうな実情なども、村当局の理事者並びに議會側の方々がいかにか無理押しをして名古屋市に入ろうとしていたかといふ、こういう事例がわか

ともはどうもふに落ちない。それほどこの問題をあなた方は軽視されているのですか。私はこの問題はもう少し重要な問題として取り上げられてしかるべきだと思う。だから私は念のためにもう一応聞いておきますが、県庁としては啓蒙の範囲をどの範囲にお示しになったか、啓蒙の範囲について一つお示

しを願つておきたい。

○鈴木参考人 そのビラをもとにしての問題でございますが、そのビラを職員がどういふふうにどうしたのかということとは証人もあることで、どうこうという前提のもとに立っておりますが、その前提自体に私、まだ疑問がございますので、ここでは何ともそれについては申し上げかねるのでございますが、私どもは公務員としてのあるべき姿においてやっていくようにという範囲でございますして、具体的にはそれぞれの事務について行き過ぎのないように、間違いないようにということとは十分注意をして、仕事を進めて参っておりますのでございます。

○門司委員 啓蒙運動はいいのです。

私の聞いているのは、啓蒙の範囲をどの程度まで県庁としては地方事務所に命ずるとか、あるいは通達されたかというその範囲のことなのです。

○鈴木参考人 別にこの範圍までこうやれ、ここから先へ行くと危ない、こういう問題は公務員としての道にはずれるというような、こまかい範圍まで是指導しておりません。ただ行き過ぎきのないように、そして間違ひのないように、しっかりと公務員としての立場でよくやってくれということは常に申していることでございまして、具體的の事務についてはやっております。

○門司委員 答弁にも何にもなりません。それは当然なんです。この問題でなくても、すべて公務員に反する行為をやってもいいということではできません。私の聞いておりますのは、いろいろな問題を起させる最大の原因というものは、県庁の方に少し行き過ぎがあるように考えられるから、行き過ぎがある

ればそこをはっきりしないと、この問題の解決はなかなかつかないということなのです。だからこの町村合併という問題に対していかなる啓蒙運動を果

がされたかということです。それをどういうふうに指示されたか。たとえば税金が高くなるとか、あるいは補助金を割るとか停止するとかいうようなことを言われたかということをお聞きするのであります。一方においてそういうことがかりに現実にあったとしたら、県庁はそういうことを言ったのではない。県庁はこれこれだけしか町村合併に対しては指示しなかったの、たということをおきたいのであって、一方の意見しか聞いておりませんか、あなたの意見を聞きたいということです。

どもからもそれについて一言弁明させていたかどうかのような書類を出させていた
だければ幸いだと存ずるのでござい
ます。

○門司委員 一向要領を得ませんので、どういう資料を出したかわかりませんが、もう一つ聞いておきたいと思いますが、町村合併をしなくてもいいという理由の中に——これはあなたの方から出されておるのだから間違いないですね。これに間違いはあるとは言えないでしょう。

○鈴木参考人 間違ひございません。
○門司委員 その中にいろいろ書いてありますが、有松町長さんのお考えと、この考え方とは非常に違いますね。有松の町長さんは、もう合併しなければやれないのだ、自分のところでは

自主独立は困難だということを言われておる。それから各町長、村長さんの御意見というものは大体そういうことになっている。ところが県がそうしななくてもいいんだという解釈を下したということは非常に大きな開きがあり

ます。やはり自分自身が一番よく知っているのですから、自分自身をよく知っている自分が、合併しなければ立っていけないんだというのに、県庁がいや、立っていけるといふ理論的根拠はどこにありますか、もし数字があるならば、数字的に示してもらいたいと思ふ。

○鈴木参考人　実は病気ののをやつて来たものですから、非常に疲れました……。

○門司委員　御病氣で答弁ができなければやむを得ぬと思いますが、いずれこの次に知事さんが来たときに、このことは聞きたいと思います。

それからもう一つ県議会からおいでになつてゐる方にお聞きしたいと思いますが、この問題は今までの論議の中ですら、私どもがわからなかつた問題であります。そこでここに県庁から出されておる書類の中に「過大都市の弊害」として、「この半面、名古屋市は、大都市に共通する問題として近代経済の発達に伴う人口の過度集中により生ずる各種の都市患（例えば、住宅の過密化、交通の混乱、社会的貧困、犯罪の増加等）発生の原因を蔵しているので、これを未然に防止する対策が常に考えられてゐる。

これらの弱点を、カバーしつつ特殊機能の、より向上を促すために名古屋市の行政は、交通施設、上下水道などの保健衛生施設の充実、社会福祉、住宅、労働対策などを中心として、能率的に運営さなければならぬのであつて、一般の市町村の行政とは、非常に趣きを異にしているものである。」こうして書いてあります。これが今までしばしばお言いになった過大都市の弊害だと

解釈することが一番正しい。これは議論の余地がないと思う。愛知県でお書きになっているのですから、間違いないと思う。そこでこれらの問題をいかに解消するかということが、名古屋市にかけられた一つの問題だと思います。従つて名古屋市といったしましては、行政上のいろいろの問題は別といたしまして、これらの悩みがあるが、この悩みをいかに解決するかということが一つの大きな問題です。たとえばここに住宅が非常に困つておるとあるところ、この住宅を建てる場所を求めなければならぬ。人口の密度を要求しようとするならば、広い地域が要求されます。

○大矢委員長 鈴木参考人にちよつと申し上げますが、先ほど門司委員からいろいろ資料の請求がありましたかから、できるだけ早くお願いしたいと思ひます。

○鈴木参考人 承知しました。

○大矢委員長 それから今門司君並びに赤松委員からできるだけ早い機会に、知事の出席を願うという御希望がありましたので、できるだけ御希望に沿いますように近く開かれる理事会に諮つて決定したいと思ひます。

○赤松委員 なお本件に關しましては

さらに調査を継続せられんことを要望しておきます。

○大矢委員長　それも一つあわせて理事會に諮ることにいたします。

一言ごあいさつを申し上げます。本日は長時間にわたって、實際問題のいろいろ具体的な質疑が行われたことは、本委員會にとってきわめて重要な参考になったと思ひまして厚く御礼を

申し上げます。長時間にわたつて御苦勞さんでございました。

これをもつて散会することにしたします。

午後八時二十五分散会

〔参照〕

町村合併促進法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年四月二日印刷

昭和三十年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局